

# 輸入と関税

2023

# Q&A



2023年3月

*mipro*

# 目次

<b>I. 関税のしくみ</b>	<b>4</b>
Q1. 日本の関税制度は、何によって定められていますか。……………	4
Q2. 関税は何を基準として決められるのですか。……………	7
Q3. 関税はどのような役割を果たしていますか。また、いつ誰が支払うのですか。……………	8
Q4. 日本では関税はどの程度かけられていますか。……………	9
Q5. 関税率にはどのような種類がありますか。……………	10
Q6. 一般特惠関税制度の概要について教えてください。……………	11
Q7. 一般特惠関税の適用を受けるには、どのような条件が必要ですか。……………	13
Q8. EPA 特惠関税制度について教えてください。……………	14
Q9. EPA 特惠関税の適用を受けるには、どのような条件が必要ですか。……………	16
Q10. 関税に係る原産地規則について教えてください。……………	18
Q11. EPA 原産地規則について教えてください。……………	20
Q12. 関税分類はどのように決められていますか。……………	23
Q13. 特殊関税制度について教えてください。……………	25
Q14. 関税割当制度および EPA 関税割当制度について教えてください。……………	26
<b>II. 課税価格と関税率</b>	<b>28</b>
Q15. 関税率を調べるには、どのような方法がありますか。……………	28
Q16. 関税は輸入貨物のいつの状態をもとに決められるのですか。 法令や換算レート of 適用についても教えてください。……………	29
Q17. 関税の課税価格はどのように決定されますか。……………	30
Q18. 適用税率の決め方について教えてください。……………	32
Q19. 税関の事前教示制度について教えてください。……………	34
<b>III. 輸入通関手続</b>	<b>36</b>
Q20. 輸入通関の流れについて教えてください。……………	36
Q21. 通関手続をオンライン化するための手続 (NACCS) について教えてください。……………	38
Q22. 輸入貨物への税関検査について教えてください。……………	40
Q23. 輸入が禁止されている貨物とはどのようなものですか。……………	41
Q24. 輸入が規制されている貨物とはどのようなものですか。……………	42

<b>Q25.</b>	迅速に通関をすすめるための制度について教えてください。……………	44
<b>Q26.</b>	AEO 制度について教えてください。……………	45
<b>Q27.</b>	通関業者はどのような役割を果たしますか。……………	47
<b>Q28.</b>	保税制度について教えてください。……………	48
<b>Q29.</b>	ATA カルネ制度について教えてください。……………	50
<b>IV. 関税の納付</b>		<b>52</b>
<b>Q30.</b>	関税の税額はどのように決まるのですか。……………	52
<b>Q31.</b>	関税、消費税の計算方法について教えてください。……………	53
<b>Q32.</b>	関税の納付手続について教えてください。……………	54
<b>Q33.</b>	マルチペイメントネットワーク (MPN) を利用した関税の電子納付について 教えてください。……………	55
<b>Q34.</b>	関税の納付期限を延長することはできますか。……………	56
<b>Q35.</b>	消費税は輸入品にもかかりますか。その場合、いつ支払うのですか。……………	57
<b>Q36.</b>	納税申告に誤りがあった場合、どうすればよいですか。……………	58
<b>Q37.</b>	納税申告を行わなかった場合はどうなりますか。……………	59
<b>Q38.</b>	税関の処理に対する不服の申立てについて教えてください。……………	60
<b>V. 減免税・戻し税制度</b>		<b>61</b>
<b>Q39.</b>	関税の免除、減額や払戻しは、どのような場合に受けられるのですか。……………	61
<b>Q40.</b>	加工再輸入減税制度について教えてください。……………	65
<b>Q41.</b>	違約品の戻し税について教えてください。……………	67
<b>VI. 小口輸入・個人輸入と関税</b>		<b>69</b>
<b>Q42.</b>	少額物品の免税について教えてください。……………	69
<b>Q43.</b>	簡易税率とはどのようなものですか。 またその中の少額輸入貨物の簡易税率について教えてください。……………	70
<b>Q44.</b>	簡易税率を希望しない場合は、どうすればよいですか。……………	72
<b>Q45.</b>	携帯品・別送品の免税について教えてください。……………	73
<b>Q46.</b>	携帯品・別送品の簡易税率について教えてください。……………	74
<b>Q47.</b>	商業貨物を携帯して輸入する場合は、どのように課税されますか。……………	75
<b>Q48.</b>	国際宅配便を利用した場合の通関手続と関税の納付について教えてください。……………	77

<b>Q49.</b> 国際郵便を利用した場合の通関手続と関税の納付について教えてください。……………	78
---	----

## **Ⅶ. 品目別の関税の知識**…………… **80**

<b>Q50.</b> 食品の関税割当制度について教えてください。……………	80
<b>Q51.</b> 酒類とたばこの関税について教えてください。……………	82
<b>Q52.</b> 皮革と皮靴の関税割当制度について教えてください。……………	84

## **Ⅷ. 資料**…………… **86**

資料 1 関税率表の解釈に関する通則……………	86
資料 2 特恵受益国および地域一覧表……………	87
資料 3 関税率表―「類」の構成……………	88
資料 4 税関相談官連絡先と管轄区域一覧……………	92
資料 5 主な商品の関税率の目安 (2022年4月1日現在) ……	94

### **【図表】**

I. 図表 1. 関税三法の関係 (イメージ) ……	6	図表 12. 保税地域の種類と機能……………	48
図表 2. 主要各国の関税率の状況……………	9	V. 図表 13. 減税対象となる輸入製品……………	65
図表 3. 主要国の関税負担率……………	9	図表 14. 加工再輸入減税制度の仕組みと計算例……………	66
図表 4. 特恵関税制度の内容……………	12	VI. 図表 15. 少額輸入貨物に対する簡易税率表……………	70
図表 5. EPA 締約国原産地証明書発給機関 ……	17	図表 16. 少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物…	71
図表 6. 各原産地規則の概要……………	18	図表 17. 携帯品・別送品の免税の範囲……………	73
図表 7. 実行関税率表 (抜粋) -1 ……	24	図表 18. 携帯品・別送品に対する簡易税率表……………	74
図表 8. EPA における関税割当制度の枠の管理方式 ……	27	図表 19. 携帯品・別送品申告書……………	76
II. 図表 9. 実行関税率表 (抜粋) -2 ……	33	図表 20. 国際宅配便の通関のフローチャート……………	77
III. 図表 10. 輸入通関の流れ……………	37	図表 21. 輸入郵便物の通関手続の流れ……………	79
図表 11. NACCS を活用した輸出入関連手続 ……	39		

### **【MEMO】**

I. FTA と EPA の違いって? ……	15	原産地の虚偽表示等がある貨物 ……	43
注意! 原産資格を与えることにならない作業 ……	20	関税法違反の罰則について ……	43
EPA 利用のための STEP ……	22	IV. 税関の処理に対して疑問がある場合 ……	60
II. 原産国はどこ? ……	33	VI. 個人使用の場合の課税価格 ……	69
海外の関税率を調べるには? ……	33	注意! 商業貨物は別送品とはなりません。 ……	76
III. 税関の窓口を設置されたパソコンからも NACCS を利用した輸出入申告ができます。 ……	39		



## Q1. 日本の関税制度は、何によって定められていますか。

**A** 日本は、WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) 加盟国との共通ルールに従った関税制度を設けています。また、関税率表を WCO (世界税関機構) の HS (商品の名称及び分類についての統一システム) に合致させて使用しています。

国内法では関税法と関税定率法を基本法とし、この2つの法律の特別法という形で関税暫定措置法を定め、時々産業・経済事情に対応した特例を定めています。

### 関税に関する国際的な取り決め

WTO は、ほぼ全世界の国が加入し、貿易に関するルール等を決めている機関です。輸入数量制限を原則として禁止し、加盟国間では関税上の差別待遇を一切行わないこととしています。その一方で、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに関税率の上限を約束し (= 譲許)、逐次その上限税率 (= 譲許税率) を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指しています。

また、輸入によって国内産業が重大な損害を受けるときは、特別に緊急措置をとることを認めています。

しかし、加盟国の増加に伴い、利害がぶつかり合うことが多くなり、特定の品目について一律に関税を撤廃させることが難しくなったため、個別貿易協定 (EPA や FTA) の交渉が進んでいます。

WCO は、関税率表の品目表として HS を開発し、WTO と協力して各国の関税評価の統一を図っているほか、税関手続の国際統一を進めています。

### EPA (Economic Partnership Agreement : 経済連携協定)

2 以上の国 (または地域) の間で、自由貿易協定 (FTA\* : Free Trade Agreement) の要素 (物品及びサービス貿易の自由化) に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定です。

WTO の最恵国待遇の原則 (いずれかの国に与える最も有利な待遇を他のすべての加盟国にも与える) には本来反しますが、世界貿易機関 (WTO) の GATT24 条において、

1. 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること
2. 域外国に対する関税を引き上げないこと

という 2 要件を満たす場合に限り、例外として認められています。

\* : FTA : 特定の国や地域間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

EPAに含まれる例として、①輸出入に係る関税の撤廃・削減、②サービス業を行う際の規制の緩和・撤廃、③投資環境の整備、④ビジネス環境の整備などが挙げられます。

2023年1月現在、日本が締結しているEPAは、以下の通りです。

【発効済み・署名済み】→20

◆シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、EU、米国、英国、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）

【署名済、未発効】→1

◆環太平洋パートナーシップ（TPP12）

【交渉中】→3

コロンビア、日中韓、トルコ

【交渉中断中】→3

GCC（湾岸協力理事会 / バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）、韓国、カナダ

EPA締結国からの輸入においては、EPA譲許表に定められた税率が、WTOや国内法で定める税率に優先して適用されます。【Q8参照】

## 日本の関税関係法令

### 1. 関税法

関税の確定・納付・徴収・還付、輸出入通関、運送、保税制度など、税関行政に関する基本的な事項を規定しています。

### 2. 関税定率法

個別品目の関税率、関税の減免税制度、特殊関税制度など、関税率に関する事項を中心に規定しています。

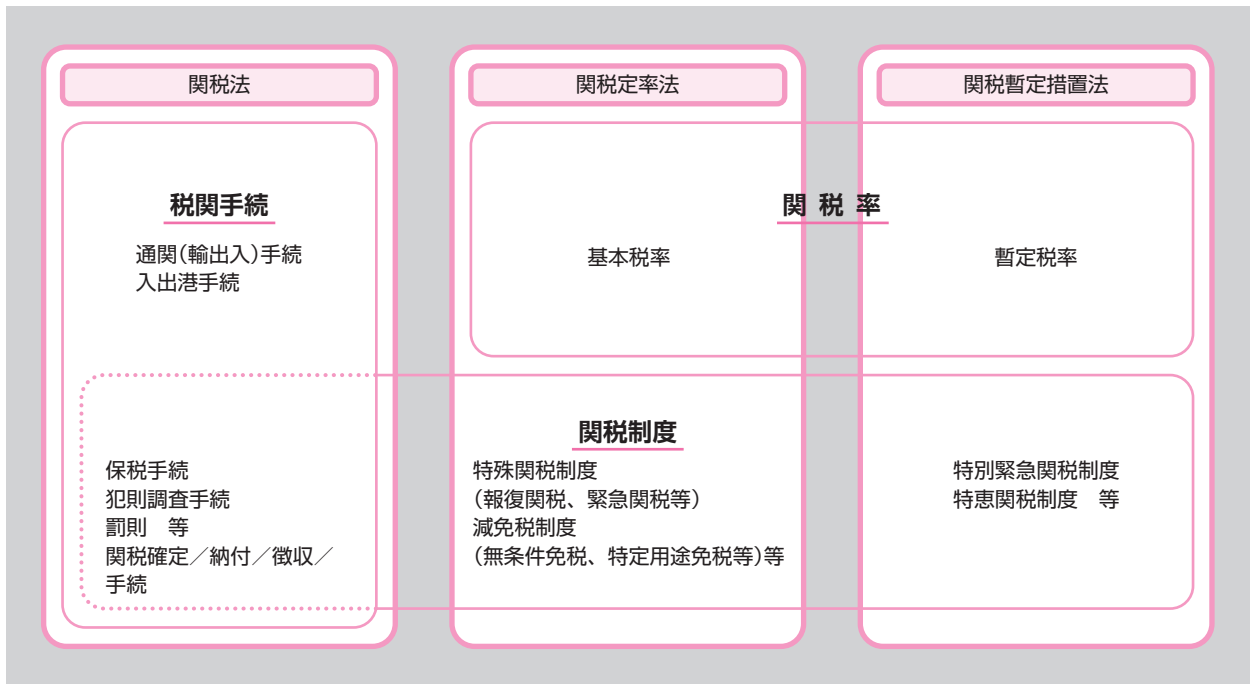
具体的には、課税標準及び税率（第3条）、課税価格の決定の原則（第4条～第4条の8）、特殊な関税制度（便益関税、報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税等、関税割当制度）（第5条～第9条の2）、減税、免税、戻し税の制度（第10条～第20条の3）などについて定めています。

### 3. 関税暫定措置法

時々の産業・経済事情を踏まえ、必要な物質の関税率の調整に関して、関税定率法及び関税法の暫定的特例（暫定税率、特惠関税制度など）を規定しています。

具体的には、暫定税率（第2条）、航空機の部分品等の免税（第4条）、経済連携協定に基づく関税の緊急措置（第7条の7）、経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正（第7条の8）、加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第8条）、特惠関税等（第8条の2～第8条の4）などについて定めています。

図表 1. 関税三法の関係 (イメージ)



資料：関税・外国為替等審議会資料（2009年11月11日）

## Q2.

## 関税は何を基準として決められるのですか。

**A** 関税は、原則として輸入申告時の貨物の価格または数量を基準として、輸入申告時の法令に基づいて課せられます。

**関税の課税標準**

貨物を輸入しようとするときには、原則として関税、内国消費税\*及び地方消費税が課せられます。この場合の税額を算定するときの基礎となるものを課税標準と呼びます。

輸入貨物の価格を課税標準として課せられるものを従価税、数量を課税標準として課せられるものを従量税といいます。

**1. 従価税**

最も一般的な関税率の形態で、輸入貨物のほとんどが従価税品です。通常は、CIF 価格（貨物代金＋運賃＋保険料）が基準となり【Q16 参照】、輸入品の価格変動に応じて関税額も変化します。従価税率は%で表示されます。

**2. 従量税**

輸入品の個数、容積、重量等の数量を基準とし、価格の高低には関税額が影響されません。従量税率は数量当り円で表示されます。

**3. 混合税**

従価税と従量税を組み合わせたものです。従価・従量選択税（選択税）と従価・従量併用税（複合税）があります。選択税は同一の物品について従価税と従量税の両方を定め、いずれか税額の高い方（一部の品目では低い方）を課します。複合税は従価税と従量税を同時にかけるものです。

**特殊な形態の関税**

特殊な形態の関税として、「差額関税」、「季節関税」、「スライド関税」、「関税割当制度」【Q14 参照】等があります。

**1. 差額関税**

輸入品の価格が低い時は、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収し国内生産者を保護する一方、価格が高い時には、無税又は低率な従価税を適用することにより関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという制度で、生きている豚及び豚肉等（生鮮・冷蔵または冷凍の豚肉、ハムやベーコン等の豚肉単味調整品）に適用されています。

**2. 季節関税**

輸入される時期によって税率を異にする関税で、バナナ、オレンジなどについて適用されています。国内産のかんきつ類やぶどうの端境期には低い税率が、収穫期には端境期より高い税率が適用されます。

**3. スライド関税**

輸入品の価格が低下すれば適当な関税を課す一方、輸入品の価格が上昇すれば無税とする関税で、たまねぎ、銅の塊、鉛の塊など国際市況の変動の激しい物品に適用されています。

\*：内国消費税：輸入される物品に課せられる内国消費税には、消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税がある。



## Q3.

関税はどのような役割を果たしていますか。またいつ誰が支払うのですか。

**A** 関税は、一般に「輸入品に課せられる税」として定義されており、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）の3つの機能があると考えられています。

また、納税の義務を負うのは、「貨物を輸入する者」（通常はインボイスに記載されている貨物の荷受人など）です。

## 関税の機能

### 1. 財政機能

国の財源になるという側面から、かつては財源機能が重視されていましたが、経済発展と内国税の体系整備により現在先進国ではその重要性は低下しています。

日本における関税収入額は、約0.94兆円で、国税収入に占める割合は約1.6%となっています。（2019年決算ベース）

### 2. 国内産業保護機能

関税を課すことにより、競合する輸入品に不利となるよう競争条件を変更し、国内産業を保護する機能で、税率は、消費者や諸外国の立場も考慮して決定されます。

なお市場アクセスと国内産業保護のバランスを取る観点から、一定の数量までは無税又は低税率（一次税率）の関税を適用し、それを超える輸入については比較的高税率（二次税率）の関税を適用する関税割当制度【Q14 参照】が採用されている場合もあります。

関税は、輸入品の価格を調整することで輸入量に影響を及ぼしますが、輸入数量制限とは異なり、関税を支払えば輸入が可能であるため、国内産業側にも合理化の努力が必要となります。このような観点からWTO体制では、関税は透明性のある国境措置として、その役割の重要性が認められています。

### 3. 貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）

貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能です。例えば、GATT6条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）においてダンピングが行われると認められる場合にアンチダンピング関税により是正が図られる場合や、補助金協定において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えている補助金に対し相殺関税が課される場合がこれにあたります。

## 納税について

関税を納める者は、関税関係法令に別段の規定がある場合を除いて、「貨物を輸入する者」で、通常は仕入書（インボイス）の荷受人となります。もしも輸入申告前に転売された場合は、転得者が納税義務者となります。

原則として、輸入（納税）申告書により納税申告した輸入者は、貨物を輸入する日（輸入許可の日）までに関税を納付しなければなりません。【Q32 参照】

実際の手続では、通関業者が通関手続を代行するにあたり、輸入者に代わって関税等の立替払いを行い、輸入貨物の引渡し後にその費用を手数料等と一括して輸入者に請求するのが一般的です。

## Q4.

## 日本では関税はどの程度かけられていますか。

**A** 関税定率法の税率数では、全体の約 34%が無税となっています。  
また、関税負担率（輸入総額に対して関税収入額の占める割合）は、他の先進国と同様に低い水準となっています。

## 関税率

関税率表では輸入されるすべての商品进行分类して税率を定めていますが、その一部は無税となっています。主な無税品として、鉄鉱石、羊毛、綿花、写真用フィルム、ゴムタイヤ、機械類などがあげられます。

また、おおよそ原材料や工業製品については関税率が低く、農産品については関税率が高いという傾向にあります。

## 譲許税率と実行税率

WTO の譲許税率（上限として約束している税率）の範囲内で、各国が国内法により実際に適用している関税率を実行税率といいます。各国がこれらを相互に引き下げることに関税率の水準の引き下げが図られてきました。日本の鉱工業品の最終平均譲許税率（貿易量加重平均）は 1.5%となり、アメリカ 3.5%、EU 3.6%、カナダ 4.8%と比較しても相対的に低い水準となっています。

また、分野別の関税率引き下げにおいては、情報技術協定 (ITA/Information Technology Agreement) による情報技術製品の関税撤廃や医薬品関税撤廃等の成果があがっています。

図表 2. 主要各国の関税率の状況 (2021 年)

国・地域名	単純平均譲許率 (%)		単純平均実行税率 (%)	
	非農産品	全品目	非農産品	全製品
日本	2.5	4.6	2.5	4.4
アメリカ	3.2	3.4	3.1	3.4
EU	3.9	4.9	4.1	5.1
カナダ	5.1	6.5	2.1	3.9
オーストラリア	10.7	9.7	2.6	2.4
中国	9.1	10.0	6.5	7.5

経済産業省資料より抜粋

## 関税負担率

関税の水準を示す指標として関税負担率があります。関税負担率は輸入総額に対して関税収入額の占める割合をいい、一国全体の関税率の平均を示す数値として用いられます。日本の関税負担率は 2019 年時点で 1.1%となっています。

図表 3. 主要国の関税負担率 (2019 年)

国名	関税負担率
日本	1.1%
アメリカ	3.1%
EU	1.2%
カナダ	0.9%
中国	1.4%

財務省資料より抜粋

## Q5. 関税率にはどのような種類がありますか。

**A** 関税の税率には、国内法に基づいて定められている国定税率と、海外との条約に基づいて定められている税率とがあります。

### 国定税率

#### 1. 基本税率

関税定率法により、輸入貨物のすべてについて定められている税率。長期的な適用を想定して定められており、関税の税率の基本をなすものです。2022年4月現在、7,658の税率が設定されています。

#### 2. 暫定税率

関税暫定措置法による税率で、一時的に基本税率によりがたい事情がある場合に、特定の貨物につき一定期間に限り適用する税率。常に基本税率に優先して適用されます。

#### 3. 特惠税率

開発途上国・地域からの輸入品に対し、これらの国・地域を支援する目的で適用される税率で、先進国からの輸入品に対する税率より低く設定されています。経済が開発途上にあり、特惠の供与を希望し、わが国が適当であると認めた国や地域に対して、特惠原産地証明書の提出等の条件を満たした場合に適用されます。【Q6、Q7 参照】

#### 4. 入国者の携帯品、別送品に対する簡易税率

日本に入国する旅行者、乗組員が携帯、または別送して輸入するものに対して適用される税率。関税と消費税を総合した簡単なわかりやすい税率になっています。【Q46 参照】

#### 5. 少額輸入貨物に対する簡易税率

関税の課税価格が20万円以下の貨物（携帯品・別送品を除く）に対して適用される税率。関税額を計算しやすいように、一般貨物に比べて簡単な税率になっています。【Q43 参照】

### 条約に基づいて定められている税率

#### 1. 協定税率（WTO 協定税率）

WTO 加盟国・地域に対して、特定品目について一定率以下の関税しか課さないことを約束（譲許）している税率で、WTO 譲許税率とも呼ばれます。国定税率よりも低い場合に、WTO 加盟国・地域及び二国間通商条約（EPA を除く）で最惠国待遇を約束している国等からの産品に対して適用されます。

#### 2. 経済連携協定に基づく税率（EPA 税率）

経済連携協定（EPA）を締結している相手国からの産品を対象とし、それぞれの協定に基づいて適用される税率。国定税率や協定税率よりも低い場合に、原産地規則等の条件を満たすことにより適用されます。【Q8、Q9 参照】

当該国を原産地とする貨物については、EPA に基づく関税削減・撤廃スケジュールに従って関税が削減・撤廃されます。EPA 税率を適用するためには、EPA の原産地証明書の提出が必要です。

### 税率適用の順位

税率は原則として、1、特惠税率 2、協定税率 3、暫定税率 4、基本税率の順に適用されます。ただし、特惠税率は対象国・地域の対象となる原産品である場合に限り、協定税率は、暫定税率又は基本税率より低い場合に適用されます。

## Q6.

## 一般特惠関税制度の概要について教えてください。

**A** 一般特惠関税制度（GSP：Generalized System of Preferences）とは、開発途上国・地域を原産地とする特定の輸入品に一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国・地域の輸出所得の増加と工業化の促進に寄与しようとする制度です。後発開発途上国（LDC：Least Developed Country）の製品に対しては、ほぼ全ての品目に無税が適用される特別特惠関税が適用され、一層の優遇が図られています。

**特惠受益国・地域**

特惠関税の適用を受けられる国（特惠受益国）・地域は「暫定法施行令別表第1」に定められ2022年4月現在126カ国・5地域が指定されています。これらは、経済が開発途上にあり、関税について特別の便益を受けることを希望し、便益を与えることが適当であると認められた国・地域です。

【巻末資料2. 特惠受益国および地域一覧表参照】

**特惠措置の内容**

特惠関税制度は、適用期限が10年で、1971年の導入以降、現在まで5回の延長が行われてきました。

特惠関税は国内産業に与える影響が大きいことから、農水産品と鉱工業産品とでは、その産業構造の違いを考慮して適用の仕組みが異なっています。農水産品は、一部の品目を対象として、品目ごとに特惠税率が設定されています。これに対し鉱工業品は、一部の例外品目を除きすべての品目を対象として、特惠税率は原則無税としていますが、国内産業事情等から皮革、衣類、履物などの一部例外品目（関税暫定措置法別表第4に記載）があります。

**LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置**

特惠受益国・地域のうち、国連が指定するLDC（Least Developed Country）45か国に対しては、特惠対象品目に加え、LDCのみに適用される特別特惠対象品目（2,430品目）についても無税・無枠（無税で輸入できる量の上限を設けない）を供与しています。

例外品目として定められた品目（米及び米調製品、一部水産品（さば等）、砂糖、一部皮革製品など）（関税暫定措置法別表第5に記載）以外は、全てLDC特惠の対象となります。現在、LDC産品のうち無税・無枠措置の対象となる品目の割合は約98%まで拡大しています。

なお、特惠関税又は特別特惠関税を適用した輸入が増加し、その輸入が、国内産業に損害を与えたり、そのおそれがあり、当該産業保護のために緊急に必要があると認められるときは、政令により当該品目の特惠関税又は特別特惠関税の適用を停止することができます（＝エスケープ・クローズ）

特惠関税又は特別特惠関税の適用を受けるためには、原則として、「一般特惠制度原産地証明書様式A（FormA）」が必要です。

図表 4. 特恵関税制度の内容

	農水産品 (HS1 ~ 24 類) (2,375 品目)	鉱工業品 (HS25 ~ 97 類) (7,011 品目)
一般特恵	原則：特恵対象外 (固定税率有税 1,972 品目) 特定の品目を選定し、その品目に対して 特恵関税を供与。(ポジティブ・リスト 方式) 特恵対象品目：約 416 品目	原則：無税・無枠 (固定有税品目 4,252 品目) 石油、毛皮など一部の例外品目を除き、原則として 全ての品目に特恵関税を供与。(ネガティブ・ リスト方式) 特恵例外品目 (996 品目) LDC 特恵例外品目 (47 品目)
【特恵税率】	個々の品目ごとに一般の関税率より低い 税率を設定	①原則として無税 ②国内産業保護の必要性から有税とする品目は、 一般税率の 20%、40%、60%、80%
LDC 特恵	原則：無税・無枠 (有税品目：1,972 品目) 特恵対象品目：無税・無枠 (424 品目) LDC 特恵例外品目 (162 品目)	原則：無税・無枠 (有税品目 4,252 品目) 特恵例外品目 (996 品目) LDC 特恵例外品目 (47 品目)

■ 特恵対象 □ 特恵対象外

出所：関税レポート 2021 年 6 月、外務省 HP 等より作成

## 特恵関税の適用除外・卒業制度

### 1. 全面適用除外措置 (全面卒業)

特恵受益国のうち前年までの 3 か年の国際復興開発銀行 (世界銀行統計) が公表する統計において、連続して①「高所得国<sup>\*</sup>」または、②「高中所得国」に該当し、かつ WTO 統計において、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が 1%以上を満たした国については、その国を原産地とするすべての品目が特恵関税の適用対象から除外されます。

なお、全面卒業となった国が、その後 3 か年の世銀統計において、連続して上記①又は②に分類されなくなった場合で、かつ、その国から希望があった場合には、その年の翌年度からその国に対して再び特恵関税が適用されます。

### 2. 部分適用除外措置 (部分卒業)

特恵受益国のうち、(1) の基準を満たす国については、その国を原産地とする (2) の基準を満たす品目は、特恵関税の対象から 1 年除外されます。(次年度に再度要件を満たせば延長)

(1) 国の基準…その年度の初日を含む年の前年に世銀統計において、①「高所得国」に該当した国又は「高中所得国」に該当し、かつ全世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が 1%以上を満たした国。

(2) 品目の基準…その年度の前々年の輸入額が 10 億円超、かつ同一物品の総輸入額に占める割合が 25%超である品目。

### 3. 国別・品目別特恵適用除外措置

特恵受益国を原産地とする品目のうち、過去 3 年間の総計輸入額が 45 億円を超え、かつ同一物品の全世界からの日本の総輸入額に占める当該国の割合が 50%超である物品は、特恵適用の対象から 3 年間除外されます。

なお、日本と EPA を締結している国からの産品に対しては、EPA 税率を適用することになっているため、特恵対象品目のうち、EPA 税率が特恵税率と同じまたは特恵税率より低いものについては、原則として特恵適用から除外されます。(再度要件を満たせば延長)

#### 参考：

「一般特恵関税マニュアル」東京税関業務部総括原産地調査官 (2022 年 4 月)  
<https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf>

\*：基準となる国民総所得の水準及び該当国は毎年公表されており、2020 年は、2019 年時点で 1 人当たりの国民総所得が、\$ 12,535 以上の国が「高所得国」、\$ 4,046 超 \$ 12,535 未満の国が「高中所得国」、\$ 1,036 超 \$ 4,045 以下の国が「低中所得国」、\$ 1,036 以下の国が「低所得国」とされた。

## Q7.

## 一般特恵関税の適用を受けるには、どのような条件が必要ですか。

**A** 一般特恵関税の適用を受けるには、特恵受益国・地域の原産品であること、特恵対象品目であること、原産国から日本に直接運送されたものであること等が必要です。また、原則として、輸入申告する際に原産地証明書（Form A）の提出が求められます。

**特恵関税の適用要件**

特恵関税は、輸入しようとする物品が次の要件をすべて満たしている場合に適用されます。

1. 特恵受益国または特恵受益地域の原産品であること（原産品であるかどうかを認定するための原産地認定基準が定められている）
  2. 特恵対象物品（譲許品目）であること
  3. 特恵関税の適用が停止されていないこと
  4. 原則として、適正な原産地証明書の提出があること
  5. 原則として、日本向けに直接運送されたものであること（運送上の理由による積替えや一時蔵置は可）
- これらの要件を満たしていれば、国際郵便により輸入する物品や、日本に入国する者が携帯・別送して輸入する物品についても、特恵関税が適用されます。

**特恵原産地証明書（Form A）**

特恵関税の適用を受けるには、原則として、輸入申告をする際に特恵受益国を原産地とする物品であることを証明した原産地証明書を提出しなければなりません。

この原産地証明書は、「**一般特恵制度原産地証明書様式 A**」（GSP：Generalized System of Preferences / **Form A**）と呼ばれるもので、原産地から物品が輸出される際に、輸出者の申告に基づき、原産地の税関や権限を有する商工会議所等が発給したものでなければなりません。有効期限は発給の日から1年です。

また、原則として日本に直接運送されることが条件になっているため、輸送の都合上第三国で積み替えられる場合には、原産地からの通し B/L 等が必要になります。

なお、1 申告の課税価格の総額が 20 万円以下の物品（＝少額輸入貨物）は、原産地証明書の提出は必要ありません。この場合、物品の種類、商標等、またはインボイスその他の書類の記載事項により、原産地が認定されます。また、物品の種類・形状により原産地が明らかであると税関長が別途定める品目についても、一部の例外を除き原産地証明書の提出は必要ありません。

**参考：**

税関「特恵原産地証明書の提出を省略可能な物品」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1505\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1505_jr.htm)

**特恵関税の適用停止**

特恵受益国・地域の製品の輸入が特恵関税の適用により増加し、国内産業に損害を与え（または与えるおそれがあり）、国内産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、物品、期間、必要に応じて国・地域を限定して、特恵関税の適用が停止されます。

## Q8.

## EPA 特恵関税制度について教えてください。

**A** 日本と EPA（経済連携協定）を締結している国を原産地とする物品について、EPA により譲許された関税率（EPA 税率）が他の税率に優先して適用され、多くの品目で関税の撤廃と引き下げが行われています。

**EPA 特恵関税措置**

日本は、EPA（Economic Partnership Agreement）を締結している相手国との間で、包括的な関税の撤廃と引下げを行う約束（関税譲許）をしています。EPA 特恵原産地規則【Q11 参照】を満たしている相手国からの物品については、即時関税撤廃（EPA 発効と同時に撤廃）、段階的関税撤廃（段階的に関税を引き下げたのち撤廃）、関税割当（一定数量以内の輸入品に限り無税または低税率の関税を適用）【Q14 参照】などが行われています。

2023 年 1 月現在、日本は 21 の EPA を発効・署名しています。（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP11（CPTPP）\*<sup>1</sup>、EU、米国（日米貿易協定）、英国、RCEP\*<sup>2</sup>、TPP12\*<sup>3</sup>（署名済み）

このほか、トルコ、コロンビア、日中韓（FTA）と交渉中です。

また、GCC（アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン）、韓国、カナダとは交渉中断中となっています。

**参考：**

税関「経済連携協定（FTA/EPA）（関税・税関関係）」  
[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)  
外務省「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

**EPA 対象品目について**

EPA 特恵税率は、EPA 締約国のすべての物品に対して適用されるわけではありません。EPA 税率を設定する物品は協定附属書（譲許表）に定められており、対象とならない物品もあります。

また、段階的関税撤廃が行われるものは、税率の引下げ幅によっては協定発効から数年の間は従来的一般特恵（GSP）税率や MFN 税率（実行最恵国税率：基本税率または暫定税率と WTO 協定税率のいずれか低い税率）の方が低い場合があります。このような税率の逆転が起きている間は、GSP 税率や MFN 税率の適用を受けることができます。

なお、EPA による関税譲許の結果、輸入が増加して国内産業に重大な損害が発生、またはそのおそれがある場合には、関税譲許の約束を一時的に停止し、発動時の最恵国税率まで関税を引き上げる等の措置（EPA セーフガード）を行うことができます。

## MEMO FTA と EPA の違いって？

FTA (FreeTrade Agreement) は、自由貿易協定と呼ばれ、特定の国や地域の間で、①物品の関税の撤廃、②サービスへの外資規制の撤廃を目的とした協定です。

これに対し EPA (Economic Partnership Agreement) は、経済連携協定と呼ばれ、前述の2つ(貿易の自由化)に加え、①投資規制撤廃、投資ルールの整備、②知的財産制度、競争政策の調和、③人的交流の拡大、④さまざまな分野での協力など幅広い経済関係の強化を目的とする協定です。

日本は当初から、より幅広い分野を含む EPA を推進してきました。近年世界で締結されている FTA の中には、日本の EPA 同様、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、さまざまな新しい分野を含むものも見受けられます。

- \* 1 : TPP11 (包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定) (CPTPP) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコの計 11 国が交渉に参加。2022 年 11 月時点における締約国は、日本以外にシンガポール、豪州、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ベトナム、ペルー、マレーシア。
- \* 2 : RCEP (東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN10 カ国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの計 15 国が交渉に参加。2023 年 1 月時点における締約国は、日本以外にブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、豪州、ニュージーランド。
- \* 3 : TPP12 (環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコの計 12 国が交渉に参加。



## Q9.

EPA 特恵関税の適用を受けるには、どのような条件が必要ですか。

**A** EPA 税率の適用を受けるには、1. 輸入される貨物が EPA による関税譲許の対象品目であること（関税率表に EPA 税率が設定されていること）、2. EPA で規定された原産地規則を満たしていること、3. 税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等の提出などの手続を行うことが必要です。

### EPA 特恵原産地規則

原産地規則とは、ある製品の原産地を特定するためのルールです。EPA の原産地規則を満たし、EPA 締約国の原産とみなされた製品は EPA による関税の撤廃や削減を受けることができます。他国産製品のすり替えや迂回輸入を回避するために厳格な原産地規則を定めており、協定ごとに締約国間で規定が設けられています。すべての HS コードについて原産地規則が EPA で規定されています。

原産地規則は、1. 原産地基準、2. 積送基準、3. 手続的要件から構成されており、すべてを満たしていることが必要です。【Q11 参照】

物品の生産工程によっては、原産地規則を満たすかどうかの判断が難しい場合もありますので、詳細は各税関の原産地規則担当部門【Q10 参照】にご確認ください。

### EPA 原産地証明書

EPA 税率の適用を受ける場合には、締約相手国の原産品であることを証明した原産地証明書を、原則として輸入申告の際に税関へ提出する必要があります（課税価格の総額が 20 万円以下の場合には不要）。

この原産地証明書は、貨物が EPA 協定の原産地規則の規定に基づき締約国の原産品とされるものであることを証明したものであるとして、貨物輸出の際に輸出者またはその代理人の申告に基づき、輸出国発給機関が発給したものでなければなりません。有効期限は発給の日から 1 年です。

また、原則として日本に直接運送されることが条件になっているため、輸送の都合上第三国で積み替えられる場合には、原産地からの通し B/L 等が必要になります。

図表 5. EPA 締約国原産地証明書発給機関

国名	発給機関	国名	発給機関
日本	経済産業省（日本商工会議所）*	フィリピン	フィリピン関税局
シンガポール	シンガポール税関	スイス	スイス連邦関税管理局（原産地申告を除く）
メキシコ	メキシコ経済省	ベトナム	ベトナム商工省
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	インド	インド商工省商務局 （Export Inspection Council of India, Textiles Committee 又は The Marine Products Export Development Authority）
チリ	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ商工会議所又はチリ製造 業振興協会）	ペルー	ペルー通商観光省又はその後継機関
タイ	タイ商務省又はこれを承継する 当局	オーストラ リア	Australian Chambers of Commerce and Industry (ACCI)、Australian Industry Group (AiG) 又 はInternational Export Certification Services (IECS)
インドネシア	インドネシア商業省	モンゴル	モンゴル産業省（Mongolian National Chamber of Commerce and Industry）
ブルネイ	ブルネイ外務貿易省	RCEP	RCEP 協定第3・1 条 (i)に規定する機関
アセアン	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区		

出所：税関 我が国の原産地規則（2022年4月）

参考：

「EPA 原産地規則マニュアル」東京税関業務部総括原産地調査官（2022年4月）  
<https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>

なお、アセアン諸国のうち、カンボジア、ラオス、ミャンマーに関しては、EPA 税率と一般特惠（特別特惠:LDC）税率が並存します。LDC については税率にかかわらず、すべての一般特惠適用が可能です。（EPA より低い一般特惠税率も並存します。）

産品が両方の原産地規則を満たす場合、どちらの特惠税率を適用するのかは、輸出者又は輸入者が選択できますが、両者の原産地規則には違いがあるため、確認が必要でしょう。また、選択した方の原産地証明書が必要となります。

\*：日シンガポール協定における原産地証明書の発給は、日本商工会議所ではなく、全国の商工会議所で実施している。

## Q10. 関税に係る原産地規則について教えてください。

**A** 原産地規則とは、関税の適用等のために原産国（＝物品の国籍）を決定するためのルールです。関税制度においては、その原産地によって適用・不適用が決まる場合があるため、貨物の原産地を特定することが必要となります。原産地規則は、どのような貨物が原産品と認められるかの基準を規定した**原産地基準**と、EPA 税率等の特惠税率を適用するための手続を規定した**原産地手続**から成ります。

### 原産地規則の考え方

生産が1カ国で完結している場合は、完全生産品としてその国が原産地となります。しかし実際には、2カ国以上が関与して生産されている物品が数多くあり、このような場合は、「最後の実質的な変更が行われた国または地域」を原産地とします。

「最後の実質的な変更」が行われたかどうかは、原則として、その加工・製造によって関税分類が変更されたかどうか（その原材料の関税番号と加工・製造後の物品の関税番号が異なるか）によって判断します。関税分類では判断できない場合には、物品に一定の付加価値が形成された国、あるいは特定の加工を行った国を原産国とします。

### 原産地規則の種類

原産地規則は大別すると、「特惠原産地規則」と「非特惠原産地規則」に分かれます。特惠原産地規則はさらに①EPA 特惠原産地規則と②一般特惠関税原産地規則に分かれています。

図表 6. 各原産地規則の概要

	特惠原産地規則		非特惠原産地規則
	EPA 特惠原産地規則	一般特惠関税原産地規則	
目的・適用範囲	●経済連携協定（EPA）に基づく税率の適用対象となる原産品であるか否かを決定する規則	●開発途上国に対する一般特惠関税制度（GSP）に基づく税率の適用対象となる原産品であるか否かを決定する規則	●WTO 協定に基づく税率や不当廉売関税の適用、貿易統計の計上等に当たって原産国を決定する規則（特惠以外に適用される規則）
規定方法・国内法令	●各 EPA において相手国との合意の上で策定（相手国と日本で共通の規則） ●協定直接適用（関税法第 3 条但書）	●日本（GSP 供与国が策定） ●関税暫定措置法施行規則第 8 条、第 9 条及び別表	●日本（WTO 原産地規則協定に一般的な記述はあるが、現状では各国がそれぞれ策定） ●関税法施行規則第 1 条の 6 及び第 1 条の 7
原産地基準の概要（完全生産品以外）	●品目毎に関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準	●基本的には関税分類変更基準（HS4 桁（項）変更）、品目別規則に定める一部品目については、付加価値基準等	●関税分類変更基準（HS4 桁（項）変更）
原産地手続の概要	●EPA に応じ、第三者証明制度（原産地証明書）、自己申告制度、認定輸出者自己証明制度 ●事後確認・否認手続を協定上規定	●第三者証明制度（原産地証明書）	●通常、原産地証明書等は求められない
備考			●WTO において 95 年より非特惠原産地規則の調和作業が続けられているが、合意に至っていない。

出所：税関 原産地ポータル「原産地規則とは」

一方、特定の国に特惠待遇を与える措置以外に用いられる原産地規則は、非特惠原産地規則と呼ばれ、WTO 協定税率の適用、便益関税の適用、不当廉売関税の適用、原産地表示、貿易統計などに適用されています。

- ◆ 特惠原産地規則…① EPA（経済連携協定）特惠原産地規則（EPA ごとに設定）  
② 一般特惠（GSP）原産地規則
- ◆ 非特惠原産地規則（WTO 協定税率の適用、貿易統計等のための規則）

参考：

税関 原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/>

## 原産地の事前教示制度

原産地規則の内容は、税関ホームページ等で公開されていますが、輸入貨物について個別具体的に原産地を判断することは難しい場合もあります。

原産地の事前教示制度は、輸入を予定している貨物の原産地認定について輸入前に税関に照会を行い、回答を受けることができる制度です。事前教示は、文書により照会を行い、文書で回答を受けることが原則とされています。

輸入者にとっては、事前に関税率がわかるので原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる、輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引き取りが早くなる、文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して3年間尊重される、文書による照会の回答内容はすべて登録番号で管理されているため、全国どこで輸入申告を行っても通関審査の際に尊重される等のメリットがあります。

照会は口頭（電話や税関窓口での照会）やEメールで行うこともできますが、その内容は輸入申告の審査の際に参考情報として扱われるだけで、尊重されるものではありません。

なお、Eメールによる照会で一定の要件（サンプルの提示を要しない、架空の貨物に係る照会ではない、「インターネットによる事前教示に関する照会書」を画像で送信など）を満たした場合は、文書による照会に準じた取扱いに切替えることができます。

文書回答の内容は、税関ホームページ「事前教示回答（原産地）」で原則として公開されます。

### 【原産地規則に関する照会先一覧】

税 関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	Kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

## Q11. EPA 原産地規則について教えてください。

**A** EPA 原産地規則は、「原産地基準」、「積送基準」、「原産地手続」から成ります。

### EPA 原産地基準

原産地基準とは、原産地がどこであるのかを判断する原産地規則の核心部分です。

EPA の原産地基準は相手国との交渉によって決定されるため、同じ品目であっても協定によって異なる部分もありますが、以下のように分類されています。

- ◆ 完全生産品…その「生産」が EPA 相手国 1 か国で完結している製品。(例：野菜、果物、家畜等)
- ◆ 原産材料のみからなる製品…EPA 相手国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される製品。
- ◆ 実質的変更基準を満たす製品…第三国で生産された製品など EPA 相手国の原産品でない製品（非原産材料）を使用し生産した場合であっても、最終製品が元の材料から大きく変化している場合には、原産品と認められます。

この大きな変化を「実質的変更」、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」と呼びます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、EPA の附属書等になっています。

日本の多くの EPA において、実質的変更基準は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

### 実質的変更基準（品目別規則）

- ① 関税分類変更基準…非原産材料と最終製品と間に特定の関税分類変更がある場合に、最終製品の製造が行われた国の原産品と認めるという基準
- ② 付加価値基準…その国の生産工程で付加される価値が、要給される条件を満たした場合、その国を原産地にするという基準
- ③ 加工工程基準…非原産材料を使用した最終製品について、相手国である特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製など）が施されれば、その産品を相手国の原産品とするという基準。繊維製品、化学品などで採用。

上記の①～③のいずれかにあてはまる場合、産品は EPA における原産品とされます。

### 僅少の非原産材料

原産地基準を満たさないごくわずかな非原産材料の使用を許容するルールのこと、日スイス EPA、日 EU・EPA、日英 EPA では、「許容限度」と規定しています。

**注意!**

### 原産資格を与えることにならない作業（各 EPA 原産地規則共通の項目）

- ・輸送または保存の間に産品を良好な状態に保つために行われる行為（例：乾燥、冷凍、塩水漬け等）
- ・改装及び仕分け（メキシコ EPA 原産地規則では改装は含まれない）
- ・瓶、箱等の容器に詰める等の包装作業
- ・物品を単にセットすること
- ・未完の完成品の部品等の収集
- ・組み立てられたものの分解

## EPA 積送基準

輸出国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないか否かを判断する基準。第三国を経由して日本に輸入する場合で、EPA 特惠税率の適用を受けようとする場合は、輸入申告に際し積送基準を満たしていることを示す書類（**運送要件証明書**）の提出が必要となります。（課税価格の総額が、20 万円以下の場合には不要）

「**運送要件証明書**」として、次のものが認められています。

- ① 当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- ② 第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- ③ その他税関長が適当と認める書類（例：積み替え地等について原産地証明書へ記載すること、第三国で新たな加工がなされていないことを証明するための倉庫管理責任者等にお夜被加工の証明書類、税関管理課の保税地域への搬出入記録等）

なお、以下に該当した場合、原産品とはみなされません。

- 輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業（積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く）が行われる場合
- 産品が第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理下に置かれていない場合  
（第三国を経由する場合、税関の管理下において、積替え、一時蔵置、及び産品に実質的な変更を加えない程度の作業のみが許容されます。）

EPA 積送基準は、第三国経由の場合、一般特惠関税制度（GSP）とは異なり、相手国が内陸国である等の「**運送上の理由**」\*は要件とされていません。

## EPA 手続的要件

原産地証明手続には、以下の3種類があり、協定により手続は異なります。

- ① **自己申告制度**  
貨物の輸入者、輸出者、生産者自らが、**原産品申告書**（当該貨物が原産品である旨を明記した書面）を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。  
⇒ 日豪 EPA（②と併用）、TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、日英 EPA、RCEP 協定（②、③と併用）で採用
- ② **第三者証明制度**  
輸出者が輸出国の商工会議所等の発給機関に申請し取得した**原産地証明書**を、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを証明する制度。  
⇒ TPP11、EU・EPA、日米貿易協定、日英 EPA を除く、締結済みのすべての EPA で採用（日豪 EPA、RCEP 協定では生産者も申請が可能）
- ③ **認定輸出者による自己証明制度**  
輸出国政府が認定した者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した「**原産地申告**」を、輸入者が輸入国税関に提出することにより原産品であることを証明する制度。  
⇒ 日メキシコ、日スイス、日ペルー（いずれも②と併用）、RCEP（②、③と併用）で採用

\*：原産国が内陸国であったり、わが国への直接の輸送方法がない等の理由により、第三国を経由して日本へ運送せざるを得ないケースのこと。第三国を経由する場合、GSP では、原則として「運送上の理由」が必要となるが、EPA には「運送上の理由」による要件がないため、貨物を第三国でストックし、商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすことになる。

原産地証明書等の有効期限は発給または作成から1年で、1回限りの輸入に適用されます。ただし、TPP11、EU・EPA、日英EPAにおいては、12か月を超えない期間の同一製品の2回以上の輸入にも適用可能です。

なお、課税価格の総額が20万円以下の貨物については、原産地証明書等の証拠書類の提出は免除されます。

原産地証明書は、原則として輸入申告時に提出することとなっていますが、税関長が災害その他やむをえない理由があると認めた場合、または輸入許可前引き取り承認をうけた場合は、事後提出を認める制度もあります。

### 自己申告制度における証拠書類の提出方法

通常の輸入申告書類（輸入（納税）申告書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券（B/L）等）に加え、「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書等）」を税関に提出します。

なお、NACCS【Q21参照】を利用し、電子的に提出することも可能で、この場合、原産品申告書及び原産品申告明細書等の原本の提出は不要です。

また、原産品に関する書類を輸入許可日の翌日から5年間保存しなければなりません。

### 事後確認

特恵税率で輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについて確認を行っています。

具体的には、輸入者に対しては、①書面での情報提供要請、②輸入者等の事業所を個別訪問し調査（事後調査）を行います。①又は②において提出された資料により原産品であることが確認できない場合、税関から貨物の輸出国に当該貨物の原産性に係る情報提供要請や協定によっては現地訪問による検証が行われる場合もあります。

なお、事後確認の結果、経済連携協定に基づく原産品であることが確認できない場合、特恵税率の適用が否認され、事案の内容によっては過少申告課税等の対象にもなります。

#### MEMO EPA 利用のための STEP

1. EPA を利用できる国を確認する
2. 輸入貨物の HS コード（関税番号）を特定する
3. 関税率を確認する（EPA 税率が通常適用される税率（MFN 税率）より低くなっていることを確認する）
4. 適用される原産地規則を特定し、原産地規則を満たすかどうかを確認する
5. 輸入面での原産地手続を行う
  - 1) 申告に必要な証拠書類（①原産地証明書、原産地申告、または原産品申告書、②運送要件証明書）を用意する（輸出者に特定原産地証明書の準備を依頼する）（EPA/FTA 税率で輸入するためには、輸出者が現地で特定原産地証明書を取得する必要がある）
  - 2) 輸入申告時に原産地証明書等により特恵税率を適用
6. 日本税関からの事後調査に対応する

## Q12.

## 関税分類はどのように決められていますか。

**A** 日本の関税率表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS条約)に基づいています。関税率表は、HS条約の附属書(HS品目表)を輸入実態に応じてさらに細分して作られたものです。

## HS

各国の関税制度の調和・統一を図るために、WCO(世界税関機構)は、HS(Harmonized Commodity Description and Coding System)を開発しました。HSは、国際貿易の対象となるすべての商品を網羅するように構成されており、2021年4月現在、日本をはじめ160カ国・地域が加盟しています。条約に加盟はしていないものを使用している国を含めると212カ国でHS分類を採用しており、世界の貿易のほとんどをカバーしています。

HSは5年を目途に見直しが行われ、最近では2022年1月に改正、施行されました。

## 関税分類

輸入商品の分類は、関税率表に基づいて行われ、類、項、号及び関税率表上の細分というように大分類から小分類へと体系的に行われます。輸入商品を関税率表の該当する箇所には当てはめる作業を関税分類(HS分類)、分類した箇所のHS番号及び関税率表上の細分番号を税表番号(または単に税番)と呼びます。

また、HS品目表の項に付けられた4桁の番号または号に付けられた6桁の番号をHS番号と呼ぶこともあります。

あらゆる貿易対象品目は、「関税率表の解釈に関する通則」【巻末資料1参照】に従って分類を行えば、これらの中に分類できることになっています。ただし、HSは素材・加工の度合いで分類されているなど、私たちの日常の分類の仕方とは少し異なることがあります。

また、HS条約では、関税率表のほか、輸出入統計品目表もHSに適合させることとしており、日本でも関税率表の6桁分類に3桁の細分番号を加えたものを統計品目番号として使用しています。

## 〈関税率表の解釈に関する通則〉【巻末資料1参照】

関税率表の解釈に関する通則は、国際貿易において商品を統一的に分類するためのルールで、HS条約に基づき定められています。関税分類はこの通則に従って行われます。

通則は1から6の6つのルールから成っています。通則1が基本原則で、最優先で適用され、「物品の所属は、関税率表の項の規定と、部または類の「注」の規定に従い決定する」ことを定めています。多くの物品は通則1で分類されますが、通則1で決まらない場合は通則2⇒通則3⇒通則4の順で適用されます。

関税率表の部及び類の構成(品名)については、巻末資料3をご参照ください。

## 参考：

税関 関税分類検索

<https://www.customs.go.jp/searchtc/jtcsv001.jsp>



## 【関税分類の例】スパゲッティの場合

第 4 部	部 (最も大きな分類の区分)
19	類 (2 桁)
1902	項 (4 桁)
1902.19	号 (6 桁)
1902.19-093	統計品目番号 (9 桁)

図表 7. 実行関税率表 (抜粋) —1

2022 年 11 月現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率 (経済連携協定) Tariff rate (EPA)								関税率 Tariff rate	単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO 協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU		RCEP (韓国)	日米 貿易協定 US ◆ 1	I
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ (加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるか否かを問わない。) 及びクースクス (調製してあるか否かを問わない。  パスタ (加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)																	
1902.11	000 卵を含有するもの	40 円/kg		30 円/kg		無税						13.33 円/kg	13.33 円/kg		13.33 円/kg			KG
1902.19	その他のもの																	
	010 1 ビーフン	32 円/kg		27.20 円/kg		無税						14.84 円/kg	21.02 円/kg					KG
	2 その他のもの	40 円/kg				無税												
	— マカロニ及びスパゲッティ			30 円/kg														
	093 — スパゲッティ								25.09 円/kg			20 円/kg	16.36 円/kg		20 円/kg			KG
	094 — マカロニ								25.09 円/kg			20 円/kg	16.36 円/kg		20 円/kg			KG
	— その他のもの			34 円/kg														
	092 — うどん、そうめん及びそば											米を含まないもので小売用の包装をしたもの (容器とも 1 個の重量が 3 キログラム以下のもに限る。) であって、関税割当数量以内のもの 無税	関税割当数量以内のもの 無税	関税割当数量以内のもの 無税				KG
	099 — その他のもの											米を含まないもので小売用の包装をしたもの (容器とも 1 個の重量が 3 キログラム以下のもに限る。) であって、関税割当数量以内のもの 無税	23.61 円/kg	18.55 円/kg	23.61 円/kg			KG

## 参考：

税関「関税率表解説 \* 1 ・ 分類例規 \* 2」

<https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

「輸入貨物の品目分類事例」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

\* 1：関税率表の解釈ルール・定義、原則を体系的に明確にし、部注、類注及び品目番号の範囲と内容について詳細に解説した通達

\* 2：各国において過去に実績のあった個々の品目に関する分類等についてまとめた通達

## Q13. 特殊関税制度について教えてください。

**A** 特殊関税制度とは、不公正な貿易取引や輸入の急増等の特別の事情がある場合に、貨物・供給者・供給国等を指定して、通常の関税のほかに割増関税を賦課することにより、国内産業を保護・救済するための制度の総称です。  
特殊関税には、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税、報復関税があります。

### 相殺関税

輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。課税要件として、(1) 補助金を受けた貨物の輸入の事実があること、(2) 補助金を受けた貨物と同種の貨物を生産している国内産業（国内生産高の相当な割合を占める者）に実質的な損害等の事実があること、(3) 実質的な損害等が補助金を受けた貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係があること、(4) 国内産業を保護する必要性があること等が定められています。

### 不当廉売関税（ダンピング防止税）

輸出国の国内価格より低い価格で販売された貨物の輸入によって、国内産業が損害を受ける場合、国内産業を保護するため、その国内価格との差額を埋めることを目的として課す割増関税。

課税要件として、(1) ダンピングされた貨物の輸入の事実があること、(2) ダンピングされた貨物と同種の貨物を生産している国内産業（国内生産高の相当な割合を占める者）に実質的な損害等の事実があること、(3) 実質的な損害等がダンピングされた貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係があること、(4) 国内産業を保護する必要性があること等が定められています。

### 緊急関税（セーフガード）

輸入の増加により、同種貨物、競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために内外価格差の範囲内で割増関税（緊急関税）を課すことが出来る制度。課税要件として、(1) 予想されなかった事情の変化により特定の種類の貨物の輸入増加があること、(2) 当該貨物の輸入の増加が本邦の産業に重大な損害を与える、又はそのおそれがあること、(3) 重大な損害等が特定貨物の輸入増加によって引き起こされたという因果関係があること、(4) 国民経済上緊急に必要があると認められること等の内容を満たすこととされています。また、他国でセーフガード協定による措置がとられた場合、対抗措置として、譲許の適用停止又は課税価格以下（従価税率換算 100%以下）の関税を課すことが認められています。

### 報復関税

WTO 協定に基づいて日本の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合やある国が、日本の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合、指定された貨物の課税価格と同額（従価換算税率 100%）以下で割増関税を課す制度。

なお、これらの特殊関税のうち相殺関税及び不当廉売関税については、納付された相殺関税又は不当廉売関税の額が現実の補助金の額又は不当廉売差額を超える事実がある場合、輸入者は、当該超える部分の額（要還付額）に相当する相殺関税又は不当廉売関税の還付の請求をすることができます。還付請求を行うことのできる期間は、輸入許可日によって異なり、請求期間を過ぎると、請求できなくなります。

#### 参考：

税関「特殊関税制度」

<https://www.customs.go.jp/tokusyu/index.htm>

## Q14.

## 関税割当制度および EPA 関税割当制度について教えてください。

**A** 関税割当制度は、一定の輸入量までは無税または低税率（一次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品を提供する一方、それを超える輸入については比較的高い税率（二次税率）を適用して国内生産者の保護を図る二重税率の制度です。

### 関税割当制度の意義

関税割当（TQ：Tariff quota）制度は、貿易の自由化に際し、国内産業に対する急激な衝撃を緩和し、自由化を円滑に定着させるために採用されたものです。低い税率を希望する需要者と、関税で保護されるべき国内生産者の利害調整が図られています。一定数量以内の輸入しか認めない「輸入割当（IQ：Import quota）制度」\*<sup>1</sup>と比べると、一定数量を超えるものに対しては高い税率が適用されるものの、量的制限は受けないという点が大きく異なっています。

### 関税割当の内容

#### 1. 関税割当の対象

対象は、関税割当制度に関する政令によって定められています。2021年度現在、ナチュラルチーズ、バター及びバターオイル、雑豆、とうもろこし、麦芽、でん粉、落花生、こんにゃく芋、トマトピューレ及びトマトペースト、パイナップル缶詰、繭及び生糸、牛革、革靴等 19 品目 28 枠（農林水産省所管 17 品目 24 枠、経済産業省所管 2 品目 4 枠）についてこの制度が適用されています。\*<sup>2</sup>

【Q48 参照】

#### 2. 割当数量

一次税率が適用される関税割当数量は、毎年度ごと（品目によっては上半期、下半期ごと）に定められています。対象品目の使用の実績や見込み、国民経済上の必要性を考慮して決定されます。

#### 3. 割当の方法

割当を受けようとする者は、所管大臣に、関税割当申請書を定められた添付書類と共に提出しなければなりません。なお、2022年度申請分より、農林水産省所管の品目については農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン受付が可能となりました。割当は、割当数量を記載した関税割当証明書の発給をもって行われます。

#### 4. 通関手続

関税割当証明書の交付を受けた者が、一次税率の適用を受けて輸入しようとするときには、輸入申告に際し、その割当証明書を税関に提出しなければなりません。また輸入申告は、割当証明書の交付を受けた者の名で行うことが必要です。

\*<sup>1</sup>：輸入割当制度：輸入貿易管理令により、特定の品目の輸入数量又は金額を制限する制度。決められた枠を超える輸入は禁止されている。食品では近海魚やその加工品、海草などが対象となっている。

\*<sup>2</sup>：関税割当の対象品目であっても、LDC 各国や EPA 締結国の産品で、LDC 特恵関税、EPA 税率が設定されている場合は、その適用により低税率で輸入することができる。

## EPA による関税割当制度

このほか、EPA 締約国【Q8 参照】との間の関税割当制度があります。割当方法には、輸入国管理方式（日本側の基準等に基づいて日本側が配分及び関税割当証明書の発給を行う）と輸出国管理方式（相手国側の基準に基づいて相手国側が配分し、日本側が関税割当証明書の発給を行う）があります。

図表 8. EPA における関税割当制度の枠の管理方式

管理方式	輸入国管理方式 (事前割当方式)	輸出国管理方式
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資所管省が輸入者の関税割当申請に対し審査を行い、約束数量の範囲内で事前に割当てを行い、関税証明割当書を発給する。</li> <li>・輸入数量の厳格な管理と輸入者に対する審査を行う方式で、現行の関税割当制度と同様の仕組み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、相手国が輸出ごとに発給する証明書に基づき、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する。</li> <li>・輸入数量の厳格な管理は行うが、輸入者に対する資格要件は厳格にはしない方式。</li> </ul>
メキシコ	トマトピューレ・ペースト、皮革・革靴	牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ生果、オレンジジュース、天然はちみつ等
マレーシア		生鮮バナナ
チリ	トマトピューレ・ペースト	牛肉、牛のくす肉、豚肉、鶏肉
タイ	糖みつ、エステル化でんぷん及びその他のでんぷん誘導体	生鮮バナナ、生鮮パイナップル（900g 未満の皮付き全形のもの）、豚肉調整品
インドネシア	D- グルシトール（ソルビトール）	生鮮バナナ、生鮮パイナップル（900g 未満の皮付き全形のもの）
フィリピン	鶏肉、生鮮パイナップル、ソーセージ、豚肉調整品、マスコバド糖、糖みつ、アイスクリーム	
スイス	ナチュラルチーズ* <sup>1</sup> 、砂糖菓子、無糖ココア調整品、チョコレート菓子、チーズ調整品* <sup>2</sup>	乾燥牛肉
ベトナム		天然はちみつ
ペルー	とうもろこし* <sup>3</sup>	豚肉、鶏肉、トマトケチャップ、その他のトマトソース

出所：税関 HP

\*<sup>1</sup>：協定附属書一日本国の表別添 1 のナチュラルチーズの表に掲げるもの

\*<sup>2</sup>：チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の 3% 以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が 50% 以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の 20% 以上のものうち、小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が 0.9kg 以下のものに限る）

\*<sup>3</sup>：菓子の製造用のものまたはアルコールを含有しない飲料の製造用のものに限る



## Q15. 関税率を調べるには、どのような方法がありますか。

**A** 関税率は、実行関税率表で一覧することができます。輸入する前に貨物の税率を知りたい場合は、税関の事前教示制度等を利用する方法があります。

### 実行関税率表（輸入統計品目表）

輸入しようとする貨物の関税分類（税番）や原産国が明確な場合は、実行関税率表を使って自分で関税率を調べることができます。

実行関税率表は、関税定率表別表（関税率表）に、WTO 譲許表、関税暫定措置法別表、及び輸入統計品目表を組み入れて作成されたものです。品目は HS 条約の品目表（HS）に従って分けられており、更に統計細分を設定することで、より詳細な商品分類がなされています。税率欄には、基本税率、暫定税率、WTO 協定税率、特惠税率、特別特惠税率、EPA（経済連携協定）税率が掲載されています。

実行関税率表は、税関ホームページ（<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>）で閲覧することができるほか、（公財）日本関税協会が書籍を発行しています。

### 税関の諸制度

関税率表の分類方法は材質、形状などを基準に独自の方法がとられていることもあり、この表から輸入する商品の税率を判断するのは必ずしも容易なことではありません。また、関税算出の基となる課税価格は原則として取引価格（インボイス価格）を使用しますが、課税価格に何を含めるのか判断が難しい取引もあります。このようなときは、税関の相談・照会制度を利用して調べることができます。

また、輸入を予定している貨物の関税分類、課税価格（関税評価）、原産地認定については、税関に事前に照会を行い、回答を受けることができる「事前教示制度」が設けられています。文書で事前教示を受けた場合は、その回答が輸入申告の審査において尊重されます。【Q19 参照】

#### 参考：

税関「お問合せ」

<https://www.customs.go.jp/question1.htm>

## Q16.

関税は輸入貨物のいつの状態をもとに決められるのですか。法令や換算レートの適用についても教えてください。

**A** 関税は、原則として輸入される貨物の「輸入申告の時」における現況をもとに課されます。課税価格の換算は、「税関長が毎週公示する、輸入申告日における外国為替相場」によって行うことと決められています。

## II

課税価格と  
関税率

### 課税物件の確定の時期

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、原則として貨物の「輸入申告の時」における現況によりますが、輸入貨物には、日本に到着後すぐに輸入申告されるものもあれば、一定期間保税蔵置場等【Q28 参照】に蔵置されるものもあります。

そこで、保税蔵置場等に置かれる外国貨物については、個々のケースに応じて確定の時期が別途定められています。例えば、保税蔵置場に置かれた外国貨物については「保税蔵置場に外国貨物を置くことが承認された時」、保税工場における製品である外国貨物については、「保税工場に原料の外国貨物を置くことが承認された時、または保税工場における保税作業に使用することが承認された時」となります。

### 法令の適用

関税を課する場合に適用される法令は、原則として「輸入申告の日において適用される法令による」と定められています。ただし、課税物件の確定の時期と同様に、原則によらないものがあります。

保税蔵置場等に置かれた外国貨物については、輸入申告された後、輸入の許可（または許可前の引取りの承認）がされる前にその貨物に適用される法令の改正があった場合は、改正後の法令が適用されます。

### 換算レート

課税価格を換算する場合において、外国通貨によって表示された価格の円への換算は、輸入申告日における税関長が公示する外国為替相場によって行います。これらの相場には、「輸入申告日の属する週の前々週の、実勢外国為替相場の当該週間の平均値」が用いられます。例えば、アメリカ合衆国通貨の場合、本邦の外国為替市場における銀行間の直物取引（翌々営業日渡し）の中心相場の前々週における週間の平均値となります。

#### 参考：

税関「外国為替相場（課税価格の換算）」

<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

# Q17.

## 関税の課税価格はどのように決定されますか。

**A** 関税の課税標準【Q2 参照】となる価格を課税価格といい、これを法律の規定に基づいて計算・決定することを関税評価といいます。課税価格の決定方法は国際的なルールに従って定められており、輸入貨物の取引価格に基づいた原則的な方法と、それ以外の方法があります。

### 原則的な課税価格の決定方法（輸入貨物の取引価格による方法）

輸入貨物の課税価格は、特別な事情がない限り、輸入貨物に係る輸入取引がされたときに、貨物について買手が売手のために現実に支払った（または支払うべき）価格（＝現実支払価格）に、この価格に含まれていない運賃、保険料等（＝加算要素）の額を加えた価格（＝取引価格）とします。

課税価格＝取引価格＝現実支払価格（通常はインボイス価格）＋加算要素に係る費用等

#### 〈加算要素となる費用〉

- ① 輸入港までの運賃、保険料その他運送関連費用
- ② 仲介料その他の手数料（買付手数料を除く）
- ③ 輸入貨物の容器、包装に要する費用
- ④ 買手が無償または値引き提供した材料、工具、金型、消耗品等の物品及び技術・設計等の役務の費用
- ⑤ 特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの等の使用に伴うロイヤルティ、ライセンス料
- ⑥ 買い手による輸入貨物の処分又は使用による収益で売手に帰属する収益

したがって、商品の一般的な売買取引では、課税価格は原則として CIF 価格（貨物代金、運賃、保険料を合計した価格）となります。

なお、貨物を輸入する場合には、その価格（課税価格）を申告することが定められていることから、関税が無税である貨物、関税・消費税が免除される貨物の場合でも、課税価格を計算することが必要です。

### 原則的な方法によれない場合の課税価格の決定方法

輸入取引によらない貨物（無償貨物、委託販売貨物、リース契約による貨物など）や、輸入取引に特別な事情がある貨物は、原則的な方法で課税価格を計算することができないため、以下のような方法で課税価格が決定されます。

1. 同種または類似の貨物の取引価格による方法
2. 国内販売価格から逆算した価格による方法
3. 製造原価に基づき積算した価格による方法
4. その他の方法

## 特例的な課税価格の決定が必要となる場合

次のような場合等には、特例的な課税価格の決定方法が定められています。

### 1. 変質または損傷した貨物の場合

貨物が輸送中や荷役に伴う事故などにより、輸入申告時までに変質、損傷があったと認められる場合には、取引価格から価値の低下分を控除した額が課税価格となります。

### 2. 航空運送貨物に係る特例

航空運送貨物のうち、以下のものについては、航空運賃ではなく、通常の運送方法（原則として船舶）による運賃及び保険料により課税価格を決定します。

- 無償の見本（航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が 20 万円以下のものに限る）
- 災害救助貨物、公衆の衛生の保持等のために緊急に輸入する必要があると認められるもの
- 寄贈物品（航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格の総額が 10 万円以下のものに限る）
- 新聞掲載用のニュース写真や放送用のニューステープ等
- 入国者の携帯品（別送品を含む）及び職業上必要な器具（航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格の総額が 20 万円以下のものに限る）
- 修繕又は取替えのため無償で輸入されるもの

等

### 3. 輸入者等の個人的な使用に供される貨物の場合

入国者の携帯品、別送品、寄贈物品等の輸入取引が小売り取引の段階であると認められる貨物のうち、輸入者が個人的に使用する貨物については、実際の購入価格（小売価格）を課税価格とせず、貨物の輸入が通常の卸取引の段階で行われた場合の価格まで引き下げて計算します。

#### 参考：

税関「課税価格の計算方法」

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm)



# Q18.

## 適用税率の決め方について教えてください。

**A** 関税の税率は、貨物の種類とその貨物の原産国によって決定されます。基本的には、貨物が適用条件を満たしている税率のうち低い税率が適用されます。

## II

### 関税分類（HS 番号）の確定

関税率の適用にあたっては、まず貨物が関税率表上のどの品目（HS 番号）に分類されるかを決定しなければなりません。この分類は、「関税率表の解釈に関する通則」に従って行われます。【Q12 参照】

なお、正しい分類を行うためには、製法、性状、材質、成分割合、構造、機能、用途、包装等の物品の特性を正確に把握しておく必要があります。これらの要素によって、品名は同じでも分類が分かれることがあるからです。

### 税率の適用順位

分類決定後、次にどの種類の関税率を適用するか検討を行います。関税率の種類については Q5 をご参照ください。

税率は原則として、EPA 税率、特惠税率、協定税率、暫定税率、基本税率の順位で適用されます。主な留意点は以下の通りです。

1. 暫定税率が設定されている場合は、基本税率の適用はありません。
2. 協定税率は、それが暫定税率または基本税率より低い場合に適用されます。
3. EPA 税率は特惠税率に優先して適用されますが、段階的撤廃が行われている途中で、EPA 税率が特惠税率より高い期間は、特惠税率が適用されます。

なお、入国者の携帯品・別送品や少額輸入貨物（課税価格が 20 万円以下の貨物。ただし携帯品・別送品は除く）に対しては、別途簡易税率が設定されています。【Q43、Q44 参照】

#### 参考：

税関ホームページ「税率決定までの流れ」

<https://www.customs.go.jp/tariff/mikata/mikata2.htm>

※具体的に次の実行関税率表を用いて、どの税率が適用されるか見てみましょう。

税番が 600.10 の貨物で

原産国が米国（WTO 加盟国）の場合は…7.9%

原産国がトルコ（一般特惠受益国）の場合は…6.32%

原産国がバングラディシュ（LDC 特別特惠受益国）の場合は…無税

原産国がマレーシア（EPA 締結国）の場合は…無税

が適用されます。

図表 9 実行関税率表（抜粋）—2

2022年11月現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)					関税率 Tariff rate			単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	日米 貿易協定 US ◆1	I	II	
60.01	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）																
6001.10	000 ロングパイル編物	9.60%		7.9%	6.32%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税				KG
	ループパイル編物																
6001.21	000 綿製のもの	15.7%		9.8%	7.84%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税				KG
6001.22	000 人造繊維製のもの	9.6%		7.9%	6.32%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税				KG
6001.29	000 その他の紡織用繊維製のもの	9.6%		7.9%	6.32%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税				KG
	その他のもの																

**MEMO 原産国はどこ？**

例えば、アメリカ（WTO加盟国）の販売店で見つけたイラン（一般特惠受益国）の絨毯を輸入する場合、特惠税率、協定税率、どちらが適用されるのでしょうか？

答えは、協定税率です。イランの原産品として認められるには、日本に“直接運送されること”が条件となります。絨毯が完全にイランで生産されてものであっても、一度アメリカを経由している（運送上の理由による積替え等は除く）ことで、イランの原産品としての資格を失っているのです。このような場合、原産地証明書の有無にかかわらず、特惠税率は適用されません。

**MEMO 海外の関税率を調べるには？**

日本から物品を海外に送る（輸出する）際は、相手国の関税制度の適用を受けます。関税がかかる物品であれば、相手国の税関で関税が徴収されることとなります。

各国の関税率を調べたい場合は、ジェトロ（日本貿易振興機構）のホームページから、米国 FedEx Networks 社が提供している世界の関税率情報データベース「World Tariff」を利用することができます。日本の居住者であれば、ユーザー登録をすることで「World Tariff」を無料で利用できるほか、同ページではその他の調べ方についても紹介しています。（⇒ジェトロホームページ「世界各国の関税率」

<https://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

利用にあたっては、調べたい品目のHS番号を確認しておく必要があります。HS番号は6桁までが条約加盟国共通となっていますので、日本の関税率表におけるHS番号も参考にするとよいでしょう。

# Q19.

## 税関の事前教示制度について教えてください。

**A** 事前教示制度とは、輸入者やその他の関係者が、あらかじめ税関に対して、輸入を予定している貨物の関税分類（税番）、関税評価、原産地規則を満たしているか否か（協定の適用・解釈等）、減免税等について照会を行い、回答を受けることができる制度です。

### 関税分類の事前教示制度

輸入を予定している貨物の関税分類（品目分類）について事前教示を受けることができる制度です。事前教示は、文書により照会を行い、文書で回答を受けることが原則とされています。

文書（事前教示に関する照会書）による照会には、事前教示回答書（3年間有効）が交付され、回答書を輸入申告の際に添付すれば、その内容は税関の審査において尊重されます。照会は口頭（電話や税関窓口での照会）やEメールで行うこともできますが、口頭による事前教示の内容は、輸入申告の審査の際に参考情報として扱われるだけで、尊重されるものではありません。また文書による回答以外は、照会者による意見の申出を行うことができません。

なお、Eメールによる照会で一定の要件（サンプルの提示を要しない、架空の貨物に係る照会ではない、「インターネットによる事前教示に関する照会書」を画像で送信など）を満たした場合は、文書による照会に準じた取扱いに切替えることができます。

文書回答の内容は、税関ホームページ「事前教示回答（品目分類）」で公開され、キーワード検索により参照することができます。

### 〈関税分類に関する事前教示照会先一覧〉

税関	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
東京税関	tyo-gyomu-info@customs.go.jp	03-3529-0700	03-3599-6467
横浜税関	yok-kansakan@customs.go.jp	045-212-6156	045-201-4467
神戸税関	kobe-bunrui@customs.go.jp	078-333-3118	078-333-3147
大阪税関	osaka-bunrui@customs.go.jp	06-6576-3371	06-6574-7240
名古屋税関	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp	052-654-4139	052-654-4130
門司税関	moji-kansakan@customs.go.jp	050-3530-8373	093-332-8415
長崎税関	nagasaki-kansakan@customs.go.jp	095-828-8669	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp	0138-40-4716	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-bunrui@customs.go.jp	098-862-8692	098-863-0390

## 関税評価の事前教示制度

輸入を予定している貨物の課税標準となる価格（課税価格）を、法令の規定に基づいて計算・決定することを「関税評価」といいます。関税評価についても関税分類と同様に事前教示制度が設けられています。

文書（事前教示に関する照会書（関税評価照会用））による照会には文書回答（事前教示回答書（関税評価回答用））が交付され、その内容は、有効期限内（回答書に記載、最長3年間）内に行われる対象貨物の評価申告及び輸入（納税）申告に対する審査において尊重されます。関税分類と同様に、口頭（電話や税関窓口での照会）やEメールによる照会の扱いは、税関の審査において尊重されるものではありませんが、Eメールによる照会で一定の要件を満たした場合は、文書による照会に準じた取扱いに切替えることができます。

文書回答の内容は、税関ホームページ「事前教示回答（関税評価）」で原則として公開されます。照会者名や取引関係者名等は原則匿名化されます。

### 〈関税評価に関する事前教示照会先一覧〉

税関	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
東京税関	tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp	03-3599-6411	03-3599-6474
横浜税関	yok-hyoka@customs.go.jp	045-212-613	045-201-1270
神戸税関	kobe-hyoka@customs.go.jp	078-333-3119	078-333-3169
大阪税関	osaka-hyoka@customs.go.jp	06-6576-3358	06-6576-3170
名古屋税関	nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp	052-654-4158	052-654-4184
門司税関	moji-hyoka@customs.go.jp	050-3530-8385	093-332-8415
長崎税関	nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp	095-828-8667	095-827-0580
函館税関	hkd-shinsa@customs.go.jp	0138-40-4256	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-tsuso2@customs.go.jp	098-862-9281	098-863-0390

原産地規則に関する事前教示制度については、Q10をご参照ください。

なお、事前教示を受ける際の照会書様式および記載要領については、下記 税関ホームページに掲載されています。

#### 参考：

税関 関税法関係 各種様式及び記載要領

[https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C.htm](https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm)



## Q20. 輸入通関の流れについて教えてください。

**A** 一般的な輸入通関の流れは、①貨物の船卸し→②保税地域\*<sup>1</sup>への搬入→③他法令による手続の完了→④輸入（納税）申告→⑤税関による審査・検査→⑥関税等の納付→⑦輸入許可→⑧貨物の引取り、となります。

### 輸入通関の概要

貨物の輸入者は、貨物を船舶から陸揚げした後、保税地域【Q28 参照】に搬入した上で、保税地域を管轄する税関長に対して、輸入申告と貨物に課される関税の納税申告を併せて行わなければなりません。輸入申告を受けた税関は、書類を審査し、必要に応じて貨物を検査し、関税等の納付を確認して、輸入を許可します。

なお関税関係法令以外の法令【Q24 参照】により、輸入に際して許可・承認等を必要とする貨物の場合、税関は、他法令に基づく許可・承認等を受けていることを確認した上で、輸入の許可を行います。

以上が原則的な通関の流れですが、税関では迅速で予見性のある通関を行うために、予備審査制度【Q25 参照】、特例輸入申告制度【Q26 参照】などを設けています。

現在、輸入通関手続のほとんどは輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）【Q21 参照】を通じて行われており、輸入に関する一連の業務がオンラインで処理されています。

### 通関の手順

輸入申告は、輸入者（インボイスに記載された荷受人）が行うことになっていますが、税関の許可を受けた通関業者【Q25 参照】に代行を依頼することもできます。一般貨物として輸入した場合の手順は以下の通りです。

- ① 貨物が日本に到着すると、船会社（航空会社）または代理店から到着通知（Arrival Notice）が届く。
- ② 通知のあった船会社・航空会社に行き、輸送関係書類（デリバリーオーダー等）を受け取る。
- ③ 仕入書（Invoice）、運賃明細書等の通関に必要な書類をそろえて、税関に輸入申告（Import Declaration：I/D）を行う。
- ④ 輸入が許可されたら、輸入許可書（Import Permit：I/P）とデリバリーオーダーを保税倉庫に提示して貨物を引き取る。

なお、国際郵便や国際宅配便を利用して輸入した場合、または入国者が携帯して輸入した場合（＝携帯輸入）にも通関手続は必要です。詳しくは、第Ⅵ章 Q47、Q48、Q49 をご参照ください。

### 〈通関に必要な書類〉

- ① 輸入（納税）申告書
- ② 仕入書（Invoice）
- ③ 船荷証券（Bill of Lading）または航空貨物運送状（Air Way Bill）

必要に応じて、

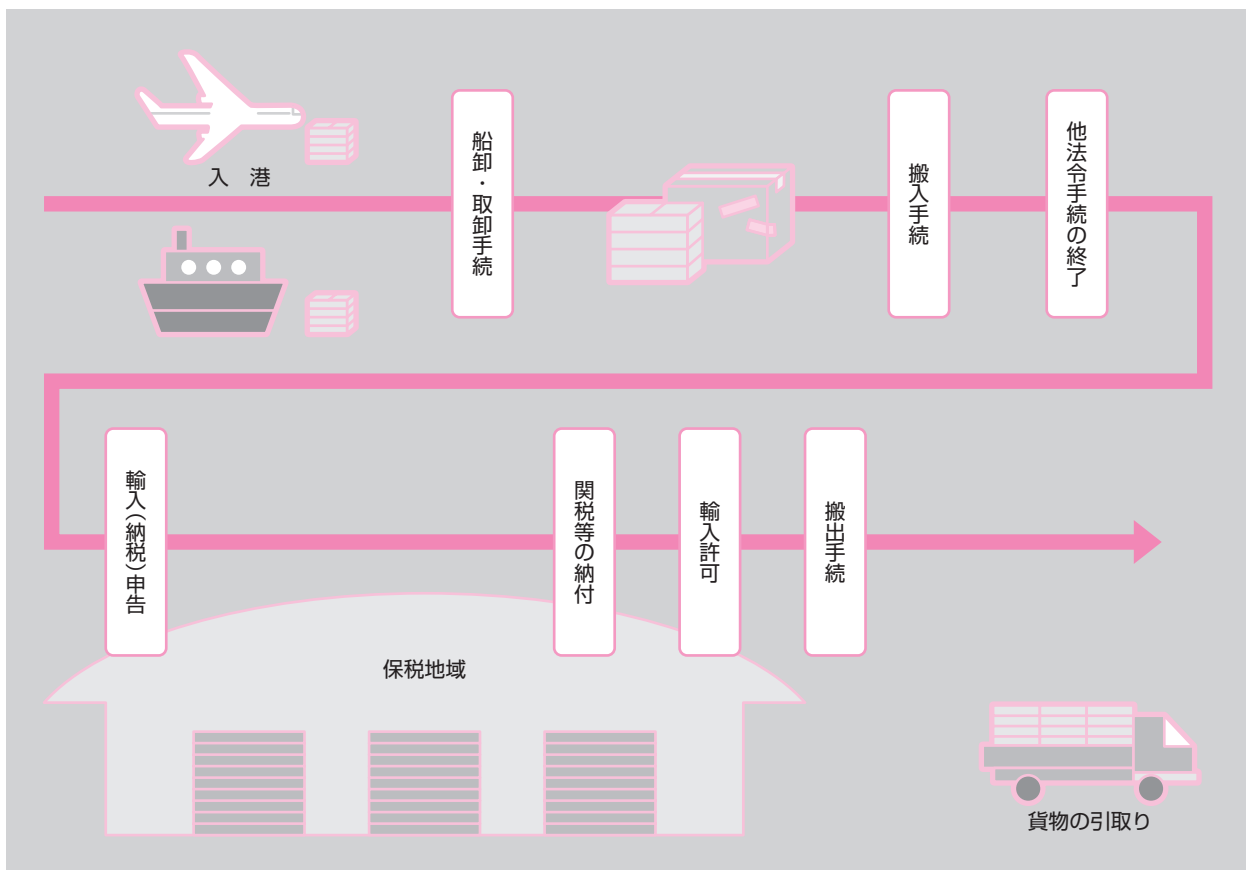
- ④ 包装明細書 (Packing List) ⑤ 保険料明細書 ⑥ 運賃明細書
- ⑦ 原産地証明書 (Certificate of Origin) ⑧ 他法令の関係書類など

## 貨物の流れ

コンテナ輸送の場合、到着した外国貨物\*<sup>2</sup>は、本船からコンテナヤード (CY) へ船卸しされます。このうち1つのコンテナに混載された小口貨物 (LCL/Less Than Container Load) や、コンテナに詰めたままでは通関できない貨物は、保税運送により保税蔵置場 (コンテナ・フレート・ステーション: CFS) 等に運送して、コンテナから取り出します。貨物については、個数や荷姿、貨物の状態 (損傷の有無など) の確認を行います。

輸入申告が行われ、書類審査・貨物検査の結果問題が無ければ、関税等の納付を行ない、輸入許可となります。この輸入許可書が交付されて初めて、輸入者は貨物を保税地域から国内に引き取ることができず。搬出された貨物は、各配送先へと運搬されていきます。

図表 10 輸入通関の流れ



\*1: 保税地域: 外国から到着した貨物を輸入手続が終了するまで一時保管する場所

\*2: 外国貨物: 港に陸揚げされていても、輸入許可を受けるまでは「外国貨物」という扱いとなり、原則として保税地域以外の場所に蔵置することはできない。

## Q21.

### 通関手続をオンライン化するための手続（NACCS）について教えてください。

**A** 通関手続のオンライン化にあたり、中心的な役割を担っているのが、NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）というシステムです。NACCSは、税関、関係行政機関及び関連民間業界をオンラインで結び、輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務（貨物管理等）を処理する官民共同システムです。

#### NACCSによる通関手続の迅速化

NACCSは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営し、税関、関係行政機関、航空会社、船会社、通関業者、倉庫業者、NVOCC（非船舶運航業者）、混載業者、運送業者、銀行等をオンラインで結び、輸出入申告・許可に係る通関手続をはじめ、物流等の業務の効率化、迅速化、簡素化がはかられています。現在輸出入申告件数の約99%がNACCSで処理されています。

NACCSでは、利用者間の情報の共有が図られており、事前にシステムが記録している情報や先行する業務で入力された情報を活用することで、後続業務の入力負担を軽減し、処理時間を短縮することができます。また、輸入申告の際の為替レートの自動変換、税額の計算機能のほか、関税等の税金を銀行口座から自動的に納付する機能【Q33参照】も備えられています。

#### 関係省庁システムとの統合

現在、税関手続（財務省）、港湾手続（国土交通省）、人の検疫手続（厚生労働省）、入管手続（法務省）、貿易管理手続（経済産業省）、食品衛生手続（厚生労働省）、植物検疫手続（農林水産省）、動物検疫手続（農林水産省）、医薬品等手続（厚生労働省）を、NACCSを通じて一元的に行うことができます。

なお、輸出入者自身がNACCSに申し込む場合、あらかじめ**JASTPROコード（法人、個人）**または、**税関発給コード（個人）**の取得、あるいは国税庁が指定する**法人番号**を取得していることが必要です。

#### JASTPROコード

（一財）日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が発給する12桁の日本輸出入者標準コード。有効期間は3年間です。税関輸出入者コードと同様に日本において貨物を輸出または輸入しようとする者を識別するために使用できます。

#### 税関輸出入者コード

日本において貨物を輸出又は輸入しようとする者を識別するために、税関が無償で発給するコード。税関輸出入者コードは、JASTPROコードと大きな違いはなく、3年以上通関実績がない場合は、該当コードが削除されます。

なお、マイナンバーカード制度の導入に伴い、法人向けの税関発給コードの新規発給受付は終了しており、法人番号をお持ちの方の新規発給、登録内容変更はできません。（個人または個人事業主は可）

#### 法人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）第2条第15項に規定する法人の番号。国税庁が公表している13桁のコード。輸入申告・輸出申告等の税関手続においては、当該13桁に本支店コード4桁を加えた17桁を輸出入者コードとして使用します。

## 輸出入者コード

NACCS を利用した輸出入申告等で使用できる輸出入者コードは以下の通りです。

- ・ 法人番号（13桁）＋本支店コード（4桁）
- ・ 税関輸出入者コード（12桁又は14桁）
- ・ JASTPRO コード（12桁）

参考：JASTPRO コード： <https://www.jastpro.org/pages/24/>

税関発給コード： <https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode.htm>

### MEMO 税関の窓口に設置されたパソコンからも NACCS を利用した輸出入申告ができます。

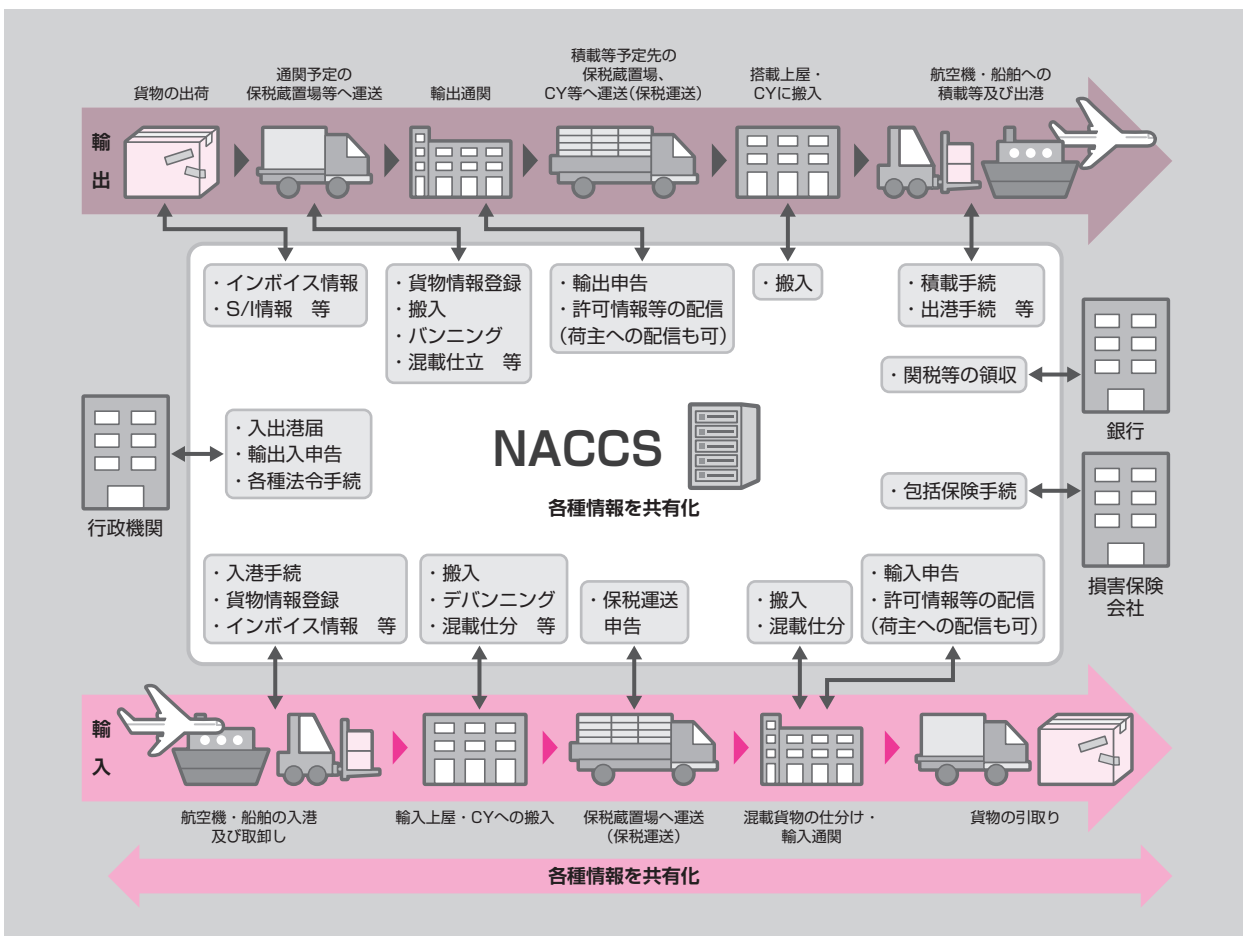
税番や取引価格等の必要事項を入力することで、課税価格の算出・税額計算が自動で行われ、申告した情報を USB メモリ等に保存し再利用すれば、2 回目以降の輸入申告が簡単になるなど繰り返し輸出入申告をする方に便利です。また、ペイジー対応の ATM やモバイルバンキング、インターネットバンキングからも納税することができるほか、通関関係書類を PDF 等で提出することも可能です。

2021 年 7 月現在、設置箇所は 9 税関 70 官署に上ります。

### 問合せ先：

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS センター） <https://www.naccs.jp>

図表 11. NACCS を活用した輸出入関連手続



出所：輸出入・港湾関連情報処理センター HP



## Q22.

### 輸入貨物への税関検査について教えてください。

**A** 税関は、輸入申告書を受理すると申告書類を審査し、必要に応じて貨物の検査を行います。税関検査は、社会悪物品（麻薬、けん銃等）の国内への流入の阻止、関税の適正な徴収などを目的として行われています。

#### 税関検査の概要

税関検査では、次のような観点から輸入申告内容と実際の貨物との同一性が確認されます。

- ① 輸入禁止品【Q23 参照】が輸入されていないか
- ② 食品衛生法、植物防疫法等、関税関係法令以外の法令により輸入許可・承認等を要する貨物である場合、それらの規定する許可・承認等を受けているか
- ③ 原産地を偽ったり、誤認させる表示がなされていないか
- ④ 適正な納税申告がなされているか

#### 税関検査の種類

貨物検査の種類には、見本確認、一部指定検査、全部検査があります。

##### 1. 見本確認

数量確認を必要としない貨物について、その一部を見本として採取し、見本によって関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行われます。

##### 2. 一部指定検査

性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装されたもので、その一部について検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量について認定が可能なものについて行われます。

##### 3. 全部検査

見本確認または一部指定検査では、貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行われます。

- ◆ 均質等量に包装されていない貨物（包装に内容・数量の表示がない、包装明細書の添付がない）
- ◆ 変質・損傷した貨物
- ◆ 減税、免税、戻し税の対象となる貨物

検査は、税関が指定した場所（税関の検査場、貨物の蔵置場）で行われます。貨物の特性により指定地へ搬入できない場合（巨大な貨物、大重量の貨物、危険物など）は、あらかじめ税関長の許可を受ければ本船上などで検査を受けることができます。

#### NACCS（貨物通関情報処理システム）による審査区分

NACCS で輸入申告した場合、以下の 3 つの審査区分が自動的に選定され、処理されます。

- ◆ 区分 1（簡易審査扱い） → NACCS により自動的に審査が終了\*
- ◆ 区分 2（書類審査扱い） → 税関による書類審査を要する。通関書類と必要であればライセンス等を NACCS を通して税関に提出。
- ◆ 区分 3（検査扱い） → 検査（税関による書類審査＋貨物確認）を要する

\*：区分 1 とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則として省略される。（他法令の適用、減免税措置を受ける場合、特惠税率の適用を受ける場合などで、書類の提出を要する場合を除く。）

## Q23.

### 輸入が禁止されている貨物とはどのようなものですか。

**A** 「輸入してはならない貨物」が関税法で定められているほか、その他の国内法令（植物防疫法、家畜伝染病予防法等、医薬品医療機器等法）において輸入が禁止されているものがあります。

#### 関税法による「輸入してはならない貨物」

関税法で輸入が禁止されている物品（関税法第 69 条 11）には、次の 12 の分野のものがあります。

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤（覚せい剤原料を含む）及びあへん吸煙具
- ② 指定薬物（医療用の用途に供するために輸入するものを除く。）
- ③ 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品
- ④ 爆発物
- ⑤ 火薬類
- ⑥ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定物質
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 20 項に規定する一種病原体等及び同条第 21 項に規定する二種病原体等
- ⑧ 貨幣、紙幣もしくは銀行券、印紙もしくは郵便切手（郵便切手以外の郵便料金を表す証票を含む。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに偽造カード（生カードを含む。）
- ⑨ 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- ⑩ 児童ポルノ
- ⑪ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑫ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 10 号、第 17 号又は第 18 号に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 9 号に定める行為を除く。）を組成する物品

上記のうち、①～⑧、⑪、⑫については、税関長は、その物品を没収して廃棄するか輸入者に積戻しを命ずることができます。（なお、⑪、⑫に該当するものについては、権利を侵害するか否かを認定する手続をとることとなっています。）また、⑨、⑩に該当するものについては、その旨を輸入者に通知することとなっています。

#### 関税法以外による主な輸入禁止品

- ◆ 植物防疫法…日本へ侵入すると農作物に大規模な被害を及ぼす恐れのある病害虫について、その分布地域からの「病害虫の寄主となる植物等」の輸入を禁止しています（植物防疫法施行規則別表 2、別表 2 の 2、別表 1 の 2 等に記載）。同じ植物（生果実などを含む）でも輸入禁止の対象地域は異なり、土または土の付着する植物、これらの物の容器包装の輸入も禁止されています。
- ◆ 家畜伝染病予防法…悪性の家畜伝染病（現在は牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ）について、各国の家畜衛生事情を総合的に判断した上で、輸入禁止品と輸入禁止地域を定めており（家畜伝染病予防法第 36 条施行規則 43 条、第 44 条に記載）、特定地域からの偶蹄類の動物、その肉、肉製品などの輸入が禁止されています。
- ◆ 医薬品医療機器等法…違法でないとして販売されているハーブやアロマオイル等にも「麻薬」や「指定薬物」に該当し、輸入が禁止されているものがあります。

この他、ワシントン条約（CITES）でも輸入できないものが定められています。

# Q24.

## 輸入が規制されている貨物とはどのようなものですか。

**A** 日本の経済、保健衛生、公安風俗などに悪影響を及ぼす貨物については、国内法令によって輸入が規制されています。主なものとして、輸入貿易管理令、植物防疫法、家畜伝染病予防法、銃刀法、医薬品医療機器等法、食品衛生法などに基づく規制があげられます。

### 税関で確認する他法令の概要

関税関係法令以外の法令（他法令）で輸入が規制されている貨物については、他法令の規定に基づく許可、承認等を受け、輸入申告または審査・検査の際にその旨を税関に証明して確認を受けなければ、輸入が許可されません。該当する貨物の場合、輸出国の輸出許可書、原産地証明書等を取得する必要がある場合があり、事前に輸入割当や輸入承認を受けなければならないものもあります。

確認内容は、関税法基本通達 70 - 3 - 1（別表第 1、別表第 2）に具体的に規定されています。

主な規制として以下のものがあります。規制内容の詳細は、所管省庁等にご確認ください。

#### 1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）による輸入貿易管理令（主管：経済産業省）

外為法の規定に基づき、輸入貿易管理令により特定の貨物についての輸入には承認が必要とされています。輸入の承認が必要なものについては、輸入公表の 1～3 号に規定され、輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域、その他貨物の輸入について必要な事項が定められています。

《対象品目例》 水産物（18 品目）、原子力関連貨物、医薬品類、化学品、火薬類、武器、化学兵器、廃棄物等

#### 2. ワシントン条約（CITES）（主管：経済産業省）

外為法によって、同条約に基づき絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しています。規制対象となる野生動植物（製品や加工品も含む）を輸入する際は、輸出国の輸出許可書や、経済産業省の輸入承認証等が必要となります。

なお、ワシントン条約該当物品については、通関手続のできる税関官署が限定されています。

《対象品目例》 ラン、サボテン、アロエ、漢方薬、ワニ・ヘビ革を使用した製品等

#### 3. 植物防疫法（主管：農林水産省）

国外からの有害な病菌、害虫、寄生植物の侵入を防ぐため、輸入される植物等については植物検疫が行なわれています。植物等は、輸入検査品、検査不要品、輸入禁止品の 3 つに区分されます。検疫対象となる植物等を輸入する際は、植物防疫所の検査結果に基づいて発給された検査合格証明書、輸入認可証明書等を税関に提出します。

#### 4. 家畜伝染病予防法（主管：農林水産省）

国外からの家畜伝染病の侵入を防ぐため、輸入される動物及び畜産物については動物検疫が行なわれています。指定検疫物（偶蹄類の動物、家禽及びその卵、ハム・ベーコン等）を輸入する際には、動物検疫所の検査結果に基づいて交付された輸入検疫証明書を税関に提出します。動物・肉類等には輸入が禁止または一時停止されているものが多く、注意が必要です。2017 年 11 月よりチーズ、バター等

一部の乳製品も動物検疫の対象に追加されています。

#### 5. 銃砲刀剣類所持等取締法（主管：警察庁）

銃や刀剣類はその所持等が規制されており、輸入する際には都道府県公安委員会が交付する所持許可証等が必要となります。また、銃や刀剣類は、輸入貿易管理令により、経済産業省の輸入承認が必要です。

#### 6. 医薬品医療機器等法（主管：厚生労働省）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、体外診断用医薬品は、医薬品医療機器等法により製造販売業の許可又は製造業の許可（医療機器及び体外診断用医薬品の場合は登録）を受けた者でなければ、業としてこれらを輸入することはできません。輸入の際には、厚生労働大臣が交付する製造販売業許可証の写し又は製造業許可証の写しと、輸入する品目に関する製造販売承認書又は製造販売承認申請書の写し（化粧品の場合は、製造販売届書の写し）等が必要です。また、動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器についても同法で規制されています。

なお、幻覚等の作用を有し、「指定薬物」に定められた物質は、医療等の用途以外に用いるために輸入することはできません。

#### 7. 食品衛生法（主管：厚生労働省）

食品、食品添加物、食品に直接接触する器具、容器包装、乳幼児用おもちゃなどを輸入する際には、厚生労働大臣への届出が必要です。検疫所に食品等輸入届出書を提出し、交付された届出済印のある輸入届出書を税関に提出します。

#### 参考：

税関 カスタムスアンサー「税関で確認する輸入関係他法令の概要」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1801\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1801_jr.htm)

### MEMO 原産地の虚偽表示等がある貨物

関税法では、原産地を偽った表示または誤認を生じさせる表示がされている貨物は、輸入を許可しないと定めています。原産地とは、一般的には貨物が実際に生産・製造された国または地域をいいます。

輸入貨物自体に直接的に表示されている場合はもちろん、容器、包装等に間接的に表示されている場合も規制の対象となります。このような貨物を輸入すると税関から通知を受け、輸入者は虚偽表示等を抹消・訂正するか、積戻しを行わなければなりません。

### MEMO 関税法違反の罰則について

関税法違反に対しては、主に以下のような罰則が定められています。

- ◆ 輸入してはならない貨物を輸入する行為（関税法第 108 条の 4、第 109 条）  
⇒ 10 年以下の懲役もしくは 3,000（1,000）万円以下の罰金または併科
- ◆ 偽りその他不正の行為により関税を免れる行為等（関税法第 110 条）  
⇒ 10 年以下の懲役もしくは 1,000 万以下の罰金または併科
- ◆ 許可を受けることなく貨物を輸入する行為、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して輸入する行為（関税法第 111 条）  
⇒ 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金または併科

## Q25.

迅速に通関をすすめるための制度について教えてください。

**A** 税関は、適正で迅速な輸入通関のために、予備審査制度、到着即時輸入許可制度、輸入許可前貨物の引取り制度、特例輸入申告制度【Q26 参照】などを設けています。

### 予備審査制度

貨物が日本に到着する前や、他法令による規制の許可・承認等を取得する前であっても、予備申告として輸入申告書類を税関に提出し、貨物の到着前に税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度です。全ての貨物について利用することができ、他法令に基づく手続と並行して税関による審査を受けることができるため、通関手続の迅速な処理が可能となります。

生鮮貨物、納期が厳しい貨物、クリスマス・正月商品等商機が限られている貨物、輸入申告する貨物の種類が多く書類審査に時間を要する場合などに利用すると便利です。

予備審査制を利用するには…

- ◆ 必要書類：予備申告書（輸入（納税）申告書を使用）、インボイス、その他課税標準の決定のために必要な書類等
- ◆ 提出先：貨物の蔵置予定場所を管轄する税関官署等
- ◆ 提出時期：輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日、または、予備申告を行おうとする貨物の船荷証券（航空貨物では、Air Way Bill）が発行された日のいずれか遅い日

### 到着即時輸入許可制度

NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して予備審査制度を利用した貨物のうち、審査の結果、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、貨物の到着後、保税地域に搬入することなく輸入申告を行うことを認め、直ちに輸入許可を受けることができる制度です。

### 輸入許可前貨物の引取り制度（Before Permit：BP）

輸入貨物の引取りを特に急ぐ事情がある場合、輸入申告の後に貨物の関税等相当額の担保を税関に提出し、税関長の承認を受けることで、輸入許可前に貨物を引取ることができる承認制度です。例えば次のような場合に利用できます。

- ◆ 貴重品や危険物、変質・損傷の恐れがあり特に引取りを急ぐもの
- ◆ 展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ◆ 特惠税率または EPA に基づく税率適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき（「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限る）
- ◆ 陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき  
ただし、輸入貨物が輸入禁制品、他法令の許可、承認を受けていないもの、及び原産地表示を偽ったもの等については、BP の承認を受けることはできません。また、BP 承認後、不明であった数量、価格等が確定した際は、これらの資料を税関に提出して輸入許可を受ける必要があります。

なお、本制度は、税関側の事情により輸入許可が遅れる場合にも適用されます。

## Q26.

### AEO 制度について教えてください。

**A** AEO 制度とは、認定事業者制度 (Authorized Economic Operator) のことで、法令遵守 (コンプライアンス) と貨物の安全 (セキュリティ) 管理に優れた事業者を税関が承認・認定し、通関手続の緩和・簡素化等の便益を与える制度です。

#### AEO 制度

WCO (世界税関機構) が採択した SAFE「基準の枠組み」において AEO 制度の導入・構築の指針が定められており、日本の AEO 制度は、その指針に沿ったものとなっています。

AEO 制度は、2006 年 3 月に輸出者を対象に導入され、その後対象を輸入者、倉庫業者、通関業者・運送者、製造者に広げ、制度の拡大に努めているほか、AEO 事業者に対する利便性の向上などの制度改善を行っています。

国際的にも AEO 制度を行っている国との間で AEO を相互に承認し、二国間に安全かつ円滑な貿易を実現するための取り組みを行っています。日本は 2022 年 4 月現在、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾、オーストラリア、英国、タイとの間で 13 組の相互承認の取り決めに合意し、署名・実施に至っています。

#### 日本の AEO 制度のメリット

2023 年 1 月現在、対象事業者は 737 者となっています。

##### **特例輸入申告制度 (対象事業者：輸入者 100 者)**

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者については、輸入申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略されるほか、貨物の引き取り後に納税申告を行うこと等が可能となります。

##### **特定輸出申告制度 (対象事業者：輸出者 231 者)**

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者については、貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出の許可を受けることが可能となるほか、税関による審査・検査にも反映され、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み (積込み) が可能となります。

##### **特定保税承認制度 (対象事業者：倉庫業者 146 者)**

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された保税蔵置場等の被許可者 (特定保税承認者) については、税関長へ届け出ることにより保税蔵置場を設置すること等が可能となるほか、当該届出蔵置場に係る許可手数料も免除となります。

##### **認定通関業者制度 (対象事業者：通関業者 252 者)**

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者については、輸入者の委託を受けた輸入貨物について貨物の引取り後に納税申告を行うことや、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所にある貨物について輸出の許可を受けること等が可能となります。

##### **特定保税運送制度 (対象事業者：運送業者 8 者)**

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者のほか、特定保税承認者その他の国際運送貨物取扱業者については、個々の保税運送の承認が不要となるほか、特定委託輸出申告に係る貨物について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港等まで運送を行うことなどができます。

## 認定製造者制度（対象業者：製造業者）

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された製造者が製造した貨物について、製造者以外の輸出者が行う輸出通関手続において、保税地域に当該貨物を搬入することなく輸出の許可を受けることが可能となります。

## AEO 認定を受けるための要件

輸入者、輸出者、倉庫業者、通関業者、運送事業者、製造者別にそれぞれ要件が定められています。

輸入者の場合、体制整備に関する基本的事項、各部門の業務内容、税関手続の履行など 13 分野にわたるチェック項目が設けられています。

## 特例輸入申告制度

**（輸入申告）** インボイス、保険料明細書等の書類については、原則税関への提出は不要です。

なお、他法令の手續に係る書類については、提出が必要です。

納税に係る申告項目（課税標準、税額等）は、輸入申告時には不要です。システムによる申告に関しては、特例輸入者制度における輸入申告項目は、通常の輸入申告時には 55 項目に対し、19 項目と大幅に軽減されています。

**（納税申告）** 申告は、1 ヶ月中に受けた輸入の許可ごとあるいは一括して申告書（特例申告書）を作成し、輸入許可の日の翌月末までに申告を行い、関税等を納付します。関税の保全のために必要と認められる場合を除き、担保の提供を行うことなく納税申告を後日に行うことが認められています。

特例輸入者となるためには、承認要件を満たし、あらかじめ税関長の承認を受けることが必要です。特例輸入者が輸入する貨物については、基本的にすべての貨物について特例輸入申告を行うことができます。

## 特例輸入者制度における申告手続の簡素化・効率化の内容

- ◆ 貨物が本邦に到着する前に通関手続が完了する。
- ◆ 輸入申告時の申告項目が削減する。
- ◆ 輸入申告時に納税のための審査・検査が基本的に省略され、さらに税関における審査・検査において優れたコンプライアンスが反映されることから、通関に要する時間を計算できるようになり、在庫管理が一層容易になる。
- ◆ 保税のため必要と認められる場合を除き、担保の提供を行うことなく、納税申告を後日に行うことができる。
- ◆ 納税申告を後日まとめて行うことができる。
- ◆ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告ができる。

## 〈AEO 制度に関する税関の問合せ先〉

函館税関	0138-40-4209	神戸税関	078-333-3071
東京税関	03-3599-6343	門司税関	050-3530-8312
横浜税関	045-212-6125	長崎税関	095-828-0126
名古屋税関	052-654-4169	沖縄地区税関	098-862-9291
大阪税関	06-6576-3391		

### 参考：

税関「AEO（Authorized Economic Operator）制度」  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

## Q27.

### 通関業者はどのような役割を果たしますか。

**A** 輸入貨物の通関手続には専門的な知識を必要とします。輸入者が自ら行うことも可能ですが、専門家に依頼して行った方が、時間的、技術的な負担を軽減できるため、多くの輸入者が通関業者に通関手続を委託しています。

#### 通関業者とは

他人の依頼を受けて税関官署に対して行う輸出入貨物の申告、関税の納付、不服申し立て等の手続について、輸出入者に代わって代理・代行することを業として行うことを通関業といいます。通関業を行おうとする者は、業務を行おうとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない、その許可を受けて通関業を営む者を通関業者といいます。

通関業者は、通関業を行うと共に、一般的には船舶代理業、倉庫業、運送業なども行い、船舶の入港から貨物の引き取りに至るまで広く携わっています。通関業においてもAEO制度(認定通関業者制度)【Q26参照】が導入されており、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備されたものとして認定された通関業者は、通関手続の特例措置を受けることが可能となっています。

通関業者を探す場合は、(一社)日本通関業連合会ホームページの通関業者検索システムを利用して業者を検索することができます。また、全国に9つの通関業会が設けられています。

#### 参考：

(一社)日本通関業連合会 <https://www.tsukangyo.or.jp/>

#### 通関業者の行う業務

通関業者の行う通関業務は、①依頼者のためにする特定の通関手続等の代理または代行と、②通関書類の作成とに大別されます。

##### ① 通関手続等の代理または代行

- ◆ 通関手続の代理…輸入の申告、特例輸入者の承認の申請、船用品・機用品の積込みの申告、保税地域に外国貨物を置くこと等の承認の申請など
- ◆ 不服申立ての代理
- ◆ 税関に対する主張または陳述の代行

##### ② 通関書類の作成

- ◆ 税関官署または財務大臣に提出する書類(電磁的記録を含む)の作成
- ◆ 輸入申告書、異議申立書、審査請求書、更正請求書など

なお、2017年10月より、通関業者は通関業務について提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に料金を設定することができるようになっています。

通関業者に通関業務を委託する際は、委任状を提出します。また、輸出入申告は、原則として通関業者が依頼者(輸出入者)の名で行います。

なお、輸入申告時に必要となる書類(仕入書、保険料明細書、包装明細書、原産地証明書、貨物運送状(B/L))等は、輸入者自身が事前に輸出者から入手する必要があります。

また、輸入貨物が許可や承認品目に該当する場合、事前にこれらを取得しておかなければなりません。



# Q28.

## 保税制度について教えてください。

**A** 外国から到着した貨物を、外国貨物のままの状態（関税・消費税等の税金を納めないまま）倉庫で保管・蔵置、工場で加工・製造、展覧会に出展、国内運送等を可能とする制度を保税制度といい、「保税地域制度」と「保税運送制度」に大別されます。

### 保税地域制度

保税地域には、財務大臣が指定する指定保税地域（港湾施設等）と、税関長が許可する保税蔵置場（民間の倉庫等）などがあります。保税地域では、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、製造、展示などができますが、保税地域にある外国貨物は税関の監督下におかれます。

図表 12. 保税地域の種類と機能

種類	主な機能	対象	蔵置期間
①指定保税地域	外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置、点検（改装・仕分）例）コンテナヤード等	国・地方公共団体等が所有または管理する土地または施設	1 ヶ月
②保税蔵置場	外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置、点検例）倉庫、上屋等	民間の土地または施設	2 年（延長可能）
③保税工場	外国貨物を原料とする加工・製造例）造船所、製鉄所、製油所等	民間の工場	2 年（延長可能）
④保税展示場	外国貨物の展示・使用例）博覧会、博物館等	国際博覧会、見本市等の会場	税関長の指定する期間
⑤総合保税地域	保税蔵置場、保税工場、保税展示場の総合的機能例）中部国際空港 等	政令で定める要件を満たす法人が所有または管理する一団の土地・施設	2 年（延長可能）

#### ① 指定保税地域

開港・税関空港における税関手続を簡易・迅速に処理するために貨物を置く場所として、財務大臣が指定した場所で、主として税関所在地の近くに設置されています。

誰でも自由に低料金で利用できることを理想とし、長期間貨物を置くことや、複雑な加工をして貨物の性質を変えるようなことはできません。

#### ② 保税蔵置場

外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可した場所をいいます。商機に合わせた貨物の国内引取りや、納税することなく外国へ返送することなどが可能となります。

#### ③ 保税工場

関税未納のまま、外国貨物を原材料として加工・製造し、または改装して仕分けする場所として税関長が許可した場所をいいます。加工貿易の振興のために設けられたものです。

保税工場で加工、製造している主な製品としては、魚介類の缶詰、菓子、鋼材、電線、船舶、自動車、精密機械、石油製品、繊維、化学製品、フィルムなどがあります。

#### ④ 保税展示場

国際見本市や公的機関が行う展示会などの運営を円滑にするために、外国貨物を関税などを課さないままで、簡易な手続により展示・使用できる場所として、税関長が許可した場所をいいます。展示品の他、展示のための資材などにも利用できます。

#### ⑤ 総合保税地域

輸入の円滑化等を図るために、貿易関連施設が集積している土地・施設に、外国貨物の蔵置、加工、製造、展示などの各種保税地域の機能を総合的に活用できる地域として税関長が許可した場所をいいます。

なお、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された保税蔵置場及び保税工場の被許可者（倉庫業者等）に対しては、特定保税承認制度が導入されています。税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、税関長に届け出ることにより保税蔵置場等の設置が可能となり、当該届出蔵置場にかかる許可手数料も免除されます。

#### 参考：

税関「保税地域一覧表・承認工場一覧表」

<https://www.customs.go.jp/hozei/hozeiichiran.htm>

### 他所蔵置

保税地域に貨物を置くことが困難または著しく不相当である外国貨物（巨大重量物、大量貨物、危険物など）は、税関長から期間及び場所についての許可を受けて、保税地域外の場所に蔵置することができます。

### 保税運送制度

税関長の承認を受けて、外国貨物（関税未納）のままで、開港\*<sup>1</sup>、税関空港\*<sup>2</sup>、保税地域、税関支署など許可を受けた場所の間に限り、国内運送ができる制度です。

なお、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された認定通関業者、特定保税承認者、その他の国際運送貨物取扱業者に対しては、特定保税運送制度（AEO 運送者制度）が導入されています。税関長の承認を受けた者は、保税運送について個々の承認が不要となり簡易な手続で保税運送を行える等の特例措置を受けることができます。

\*<sup>1</sup>：開港：関税法において外国貿易船が出入港することが認められている港

\*<sup>2</sup>：税関空港：関税法において外国貿易機が出入港することが認められている空港

## Q29.

### ATA カルネ制度について教えてください。

**A** ATA 条約（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約）に基づき、職業用具、商品見本、展示会への出品物などの物品を外国へ一時的に持ち込む場合、関税（VAT：付加価値税を含む）の納付や日本帰国時の消費税を必要とせず、簡単な手続で通関することができる制度です。

#### ATA カルネとは

ATA カルネの正式名称は「物品の一時輸入のための通関手帳」といい、多国間の国際条約である ATA 条約に基づいて、締約国税関において正式な通関書類として認められています。ATA とは、「一時輸入」を意味するフランス語と英語の頭文字を組み合わせたもので、これにより通関できるのは、あくまでも一時輸入の物品に限られます。

ATA カルネには、約 80 カ国が加盟しており、複数の条約加盟国・地域で使用可能な ATA カルネの他、日本と台湾の一往復のみで使用可能な SCC カルネがあります。

外国への輸入税（関税、付加価値税など輸入に関して納付すべき税）の支払いが免税となるのに加え、保証金の提供が不要となる支払い保証書の役目もあります。ATA カルネを提示することにより、複数国にわたる輸出、輸入、再輸出、再輸入の通関手続全てを行うことができますので、一般的な輸出入通関書類は必要ありません。携帯品（ハンドキャリー）の場合は、ATA カルネ使用者が通関手続を行い、別送品の場合は通関業者が通関手続を行います。

なお、ATA カルネは便利な書類ではありますが、使用が義務づけられている書類ではなく、使用するかどうかは利用者の判断によります。日本では、(一社)日本商事仲裁協会が ATA カルネを発行しています。締約国についても下記 HP より確認することができます。

#### 〈ATA カルネに関する問合せ先〉

(一社)日本商事仲裁協会 <https://carnet.jcaa.or.jp/>  
東京事務所 Tel.03-5280-5171  
大阪事務所 Tel.06-6944-6164

#### ATA カルネ使用の留意点

ATA カルネを使用するには、持ち込もうとする国が ATA 条約に加盟していることが必要です。

使用できる物品の主なもの、職業用具、商品見本、展示用物品などですが、持ち込もうとする国により必ずしもすべてが認められるものではありません。

また、日本へ持ち帰らないもの、輸出時と形状・性質が変化するもの、消耗品や食品、価額が 0 円のもの、修理や加工を施す物品、貸出等でリース料が発生するもの、自然破壊に通じる職業用具、各国の法律で輸出入不可のものについては利用することができません。

ATA カルネを使って持ち出した（輸出した）物品は、必ずカルネの有効期間（発給日から最長 1 年）内に外国から再輸出する必要があります。有効期限までにカルネを使用して一時輸入した国から物品を全

量再輸出しないと、輸入税等が課せられます。有効期間の延長は条約により認められていません。

使用済みのカルネまたは有効期間の満了したカルネは、速やかに発行元へ返納します。(郵送可)

また、法令の規定により、通関に際し事前に許可・承認が必要な物品には、許可・承認書の添付が必要となります。同様に、外国への輸入・輸出時に許可等が必要な物品もあるので、あらかじめ調べておく必要があります。

ATA カルネは、日本国内に住所を有し、かつ ATA カルネ使用に伴う義務を確実に履行できると認められる個人または法人に限り発給されます。発給を受けた者が名義人となり、実際に ATA カルネを使用する者を指定して利用することもできますが、当該 ATA カルネの使用に伴う責任は両者が負います。





## Q30. 関税の税額はどのように決まるのですか。

**A** 関税の税額を定めることを関税の確定といいます。一般の輸入貨物は、輸入者（納税義務者）の輸入（納税）申告に基づいて税額が確定します。ただし、入国者の携帯品や郵便物（課税価格が20万円以下のもの）など一部の貨物は、税関長が税額を確定させ輸入者に通知します。

### 申告納税方式

輸入者（納税義務者）が行う輸入申告に基づき、納付すべき税額（または納付すべき税額がないこと）が確定する方式を「申告納税方式」といいます。「輸入（納税）申告書」を税関長に提出して行いますが、この申告書は通関のための申告と納税のための申告を兼ねるものです。ただし、その申告がない場合、申告税額の計算が規定通りでない場合、及び申告税額が税関長の調査と異なる場合は、税関長が税額を確定します。申告は個人でもできますが、通関業者に代行を依頼することもできます。

申告納税方式が適用されるのは、以下の賦課課税方式により課税される貨物以外のすべてです。

### 賦課課税方式

一般の輸入貨物には申告納税方式が適用されますが、次のような貨物は、賦課課税方式により、税関長の処分（賦課決定）によって納付すべき税額が確定します。

- ① 入国者の「携帯品」、「別送品」（入国後6カ月以内に輸入し商業用の量に達しないもの）、「引越荷物」
- ② 郵便物（課税価格が20万円以下のもの）
- ③ 相殺関税、不当廉売関税の規定により課されるもの
- ④ 関税関係法令の規定により、「一定の事実」\*が生じた場合に直ちに関税を徴収される貨物
- ⑤ 入国者、船長または機長に託した「託送品」で個人的な使用に供されるもの
- ⑥ 船用品もしくは機用品、またはこれらに類する貨物で、使用しなくなった貨物
- ⑦ 関税法及び関税定率法以外の関税に関する法律により、特に賦課課税方式とされるもの
- ⑧ 過少申告加算税【Q36 参照】、無申告加算税【Q37 参照】、重加算税【参照 Q37 参照】

\*：「一定の事実」：たとえば、保税蔵置場における外国貨物の亡失、保税展示場に入れられた外国貨物が許可された期間を経過して置かれているときなど。

# Q31.

## 関税、消費税の計算方法について教えてください。

**A** 関税額の基本的な計算方法は、CIF 価格（貨物代金＋運賃＋保険料）（1,000 円未満切り捨て）×関税率＝関税額（100 円未満切り捨て）となっています。

### 消費税の計算方法

消費税 10%は、内国消費税（7.8%）と地方消費税（2.2%）に分けられます。

そのうち、内国消費税（7.8%）は、CIF 価格（端数処理前）と端数処理後の関税額の合計（1,000 円未満切り捨て）に対して課税され（100 円未満切り捨て）、地方消費税（2.2%）は、内国消費税の 22/78 にあたる額（100 円未満切り捨て）が課税されます。

また、2019 年 10 月より実施されている、飲食料品を対象とした軽減税率（外食、酒類を除く）（8%）は、内国消費税（6.24%）と地方消費税（1.76%）に分けられます。

内国消費税（6.24%）は、CIF 価格（端数処理前）と端数処理後の関税額の合計（1,000 円未満切り捨て）に対して課税され（100 円未満切り捨て）、地方消費税（1.76%）は、内国消費税額の 22/78 に当たる額（100 円未満切り捨て）が課税されます。

### 具体的な計算例

◆ CIF 価格：US \$ 4,000、関税率 4.6%、US \$ から日本円への換算レートが ¥148.18/ \$ とした場合（2022 年度消費税率で計算）

#### 〈関税額〉

$$\text{US } \$4,000 \times 148.18 = \text{¥}592,720$$

$$\text{¥}592,000 \text{ (1,000 円未満切り捨て)} \times 0.046 = \text{¥}27,232$$

↓

納付すべき関税額 ¥27,200（100 円未満切り捨て）

#### 〈消費税額〉

消費税 6.3%は、CIF 価格（端数処理前）と端数処理後の関税額の合計（1,000 円未満切り捨て）に対して課税される。

$$\text{¥}592,720 + \text{¥}27,200 = \text{¥}619,920 \text{ (1,000 円未満切り捨て)}$$

$$\text{¥}619,000 \times 0.063 = \text{¥}38,997$$

↓

納付すべき消費税額 ¥38,900（100 円未満切り捨て）…①

#### 〈地方消費税〉（消費税額の 17/63）

$$\text{¥}38,900 \times 17/63 = \text{¥}10,496$$

↓

納付すべき地方消費税額 ¥10,400（100 円未満切り捨て）…②

よって納付しなければならない税額は、関税額 ¥27,200 + ① + ② = ¥76,500

# Q32.

## 関税の納付手続について教えてください。

**A** 関税の税額が確定すれば、定められた納期限までに納付します。原則として、輸入（納税）申告書により納税申告した輸入者は、貨物を輸入する日（輸入許可の日）までに納付しなければなりません。

### 関税の納付期限

#### 1. 輸入（納税）申告書による納税申告の場合

原則として、貨物を輸入する日（輸入許可の日）までに納付します。

#### 2. 特例申告書\*による納税申告の場合

原則として、特例申告書の提出期限（貨物輸入の日の翌月末日）までに納付します。

#### 3. 賦課課税方式による賦課決定の場合

税関長から、納期限、税額及び納付場所を記載した納税告知書が送られるので、その納期限までに納付します。入国者の携帯品の関税については、税関の職員が口頭で通知します。なお、郵便物等の関税については国際郵便物課税通知書が、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税については、賦課決定通知書が発給されます。【Q36、Q37 参照】

### 関税の納付手続

#### 1. 輸入（納税）申告書、特例申告書による納税申告の場合（申告納税方式）

輸入品に関税・消費税等の税金がかかる場合には、輸入申告時に納付書を提出します。納付書は税関の審査を経て申告者に返されますので、税金にこの納付書を添えて、銀行窓口または郵便局の貯金窓口（国税の収納を行う代理店）に納付します。納付済であることを示す領収証書を税関に提示することにより、輸入が許可されます。

マルチペイメントネットワーク（MPN）またはリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）を利用した納付の場合は、納付書の提出は必要なく、納付と同時に輸入が許可されます。【Q33 参照】

#### 2. 賦課課税方式による賦課決定の場合

税関で賦課決定が行われ、輸入者等に納税通知書または賦課決定通知書により通知されます。関税の納付手続については、1の申告納税方式に準じます。

##### ① 外国から日本に入国したとき

税関、航空機内、船内に用意されている携帯品・別送品申告書に必要事項を記入して税関に提出します。税関が計算した税額を税関検査場内の銀行窓口または税関職員に納付します。

##### ② 外国から郵便物が送られてきたとき【Q49 参照】

郵便物（課税価格が20万円以下のもの）について、税金を納付する必要がある場合は、郵便物と共に国際郵便物課税通知書及び納付書・領収証書が配達されますので、配達員に税金と日本郵便(株)の取扱手数料（郵便物1つあたり200円）を支払い、郵便物を受け取ります。税金が1万円を超える場合は、郵便局（配達局）から連絡があるか、または課税通知書だけが送られてくるので、その案内に従って税金と取扱手数料を支払い、郵便物を受け取ります。

なお、課税価格が20万円を超える郵便物（寄贈物品などは除く）は、申告納税方式となります。

\* 特例申告書：特例輸入申告制度、特例委託輸入申告制度における納税（特例）申告書のこと

## Q33.

### マルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した関税の電子納付について教えてください。

**A** 税関において徴収している関税・消費税等については、対面で徴収する携帯品や郵便物等に係るものを除いては、MPN を利用した電子納付を行うことができます。MPN を利用して関税等を納付する際は、輸入申告時にその旨、税関に申し出を行います。

#### マルチペイメントネットワーク（MPN）とは

官公庁、地方公共団体、民間企業の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金・税金等をインターネット等を通じたパソコン、携帯電話、ATM 等の金融機関の各チャネルを利用して納付された際に、納付情報が金融機関から収納機関（税関等）に即時に通知されるシステムです。

#### マルチペイメントネットワーク（MPN）による納付手続

関税等の電子納付手続は、NACCS【Q21 参照】と、MPN を連携することにより可能になります。

NACCS による輸入申告等に際して「マルチペイメントネットワークを利用して納付する」旨を選択すると、電子納付に必要な「納付番号通知情報」が返信されます。この通知情報を使って輸入者がインターネットバンキング等により関税等を電子納付すれば、金融機関から MPN を介して税関に領収済情報がリアルタイムで通知され、自動的に NACCS による輸入の許可が行われます。

なお、金融機関の各サービスには、それぞれの利用条件（利用時間・金額等）がありますので注意してください。また、納付に伴う金融機関等からの領収証書は発行されません（金融機関のシステムから納付済通知が送信されます）。

MPN を利用することで、税関の審査終了から貨物の輸入許可までにかかる時間を大幅に短縮することができる上、税関窓口に行かずとも貨物の通関が可能になりました。

なお、郵便物等の対面手続で関税等の納付を行う場合には、MPN は利用できません。

#### リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）による納付手続

MPN を利用した電子納付の方法として、輸入（納税）申告と同時に納税者の預金口座から直接納付するリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）が導入されています。ダイレクト方式を利用すると、自動的に関税等の納付が行われるため、個々の申告の都度納付指示を行う煩わしさがなく、また、貨物の早期引取りが可能となるなどの利点があります。

ダイレクト方式を利用するためには、事前に、利用者、NACCS センター及び金融機関の 3 者間において口座振替契約を行う必要があります。利用申込手続等の詳細については、NACCS センターホームページをご参照ください。

#### 参考：

NACCS「リアルタイム口座振替方式」

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/tetsuduki/realtime/>



# Q34.

## 関税の納付期限を延長することはできますか。

**A** 申告納税方式が適用される貨物の関税については、関税額に相当する担保\*の提供を条件として、納期限を延長することができます。消費税および地方消費税についても納期限の延長が受けられます。

この制度には、個別延長方式、包括延長方式、特例延長方式の3方式があり、申請は、自身又は代理人として通関業者のいずれでも行うことができます。

### 個別延長方式

個々の輸入申告ごとに納期限を延長する方式で、輸入者が申告ごとに「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書」を提出すると共に担保を提供した時に、担保の額の範囲内で輸入許可日の翌日から3ヶ月以内の納期限延長が認められる方式です。

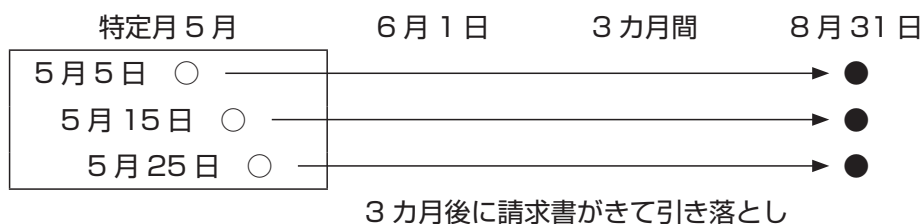
税関では申請が適当であると認めると、納期限延長通知書及び担保預り証を交付します。担保預り証は担保解除の際に税関に提出します。

### 包括延長方式

特定の月分の輸入申告について、輸入者が当該特定月の前月末日までに「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書」を提出するとともに担保を提供し承認を受ければ、当該特定月の末日の翌日から3ヶ月以内の納期限の延長が認められる方式です。

税関では申請が適当であると認めると、納期限延長通知書及び担保預り証を交付します。担保預り証は担保解除の際に税関に提出します。

例：3ヶ月延長の場合



### 特例延長方式

特例輸入申告制度【Q26 参照】を利用して引取申告をした特例輸入者が、特例申告書の提出期限内に「関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書」を提出するとともに担保を提供したときは、特例申告書の提出期限から2ヶ月以内の納期限の延長が認められる方式です。

税関では申請が適当であると認めると、納期限延長通知書及び担保預り証を交付します。担保預り証は担保解除の際に税関に提出します。

納期限延長制度の手続の詳細は、各税関の収納課にご確認ください。

\* 担保：関税の担保として提供できるものは、国債及び地方債、社債その他の有価証券、土地、建物等、財団等、保証人の保証、金銭に限られている。

## Q35.

消費税は輸入品にもかかりますか。  
その場合、いつ支払うのですか。

**A** 保税地域から引き取られる外国貨物（輸入品）には、原則として消費税がかかります。外国貨物を保税地域から引き取る者（輸入者）は、原則としてその引き取りの時まで輸入申告書を提出し消費税を納付しなければなりません。  
また、別途地方消費税も課税されます。

### 消費税の課税

消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に対して課せられます。国外で行われる取引は課税対象となりませんが、輸入取引においては、保税地域から外国貨物を引き取る際に消費税が課税されます。

納税義務者は「外国貨物を保税地域から引き取る者」です。輸入取引の場合、事業者に限らず、消費者である個人が外国貨物を輸入する場合も納税義務者となります。保税地域において外国貨物が消費または使用された場合は、その消費または使用した者を「引き取る者」とみなして課税されます。

### 消費税の納付

課税標準（税額算定の基礎となる金額）は、関税課税価格（CIF 価格 = Cost（価格）、Insurance（保険料）、Freight（運賃））に関税額及び個別消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）を加えたものとなります。（税額の計算方法については、[Q31 参照](#)）

輸入者は、原則として品名、数量、金額等と消費税額等を記載した輸入申告書を保税地域を所管する税関長に提出し、貨物を引き取るまで消費税を納付しなければなりません。ただし、担保の提供を条件として、税関長の承認を受ければ3ヵ月以内に限り納期限の延長が認められています。

### 消費税の免税

輸入取引において、以下のものは消費税が課税されません。

- ① 有価証券等
- ② 郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、図書カード等）
- ③ 身体障害者用物品
- ④ 教科用図書

また、関税の免税に併せて、携帯品、引越荷物、慈善・救いゆつ用の寄贈物品、外交官用貨物、再輸出免税貨物等についても消費税が免税されます。[【Q39 参照】](#)

ただし、関税率が無税であるために関税がかからない場合は、消費税の納付は必要となりますので注意が必要です。

## Q36.

### 納税申告に誤りがあった場合、どうすればよいですか。

**A** 輸入（納税）申告をしたあとに、納税額に誤りがあることに気付いた場合は、修正申告、更正<sup>\*1</sup>の請求により、訂正を申し出ます。

#### 修正申告

納めた税金が少なすぎる場合は、先に納税申告した税額を増額修正するために修正申告を行います。修正申告は、誤りに気付いたらできるだけ早く行います。

#### 過少申告加算税

税関から調査通知を受けた日の翌日以後に修正申告を行った場合や税関から納めなければならない税金を増額する更正（増額更正）が行われた場合、修正申告又は増額更正により納めなければならない税金（増加税額）に加え、過少申告加算税（原則として新たに納める税金の10%相当額）が課されます。

ただし、税関の調査通知を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

#### 〈過少申告加算税の金額〉

- ◆ 税関から調査通知を受けた日の翌日～更正予知の前に修正申告を行った場合  
増加税額の5%に相当する金額
- ◆ 更正予知後に修正申告をした場合および税関による増額更正が行われた場合  
増加税額の10%に相当する金額
- ◆ 増加税額が当初の納税申告における税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合  
超えている部分に相当する金額の5%に相当する金額

#### 延滞税

修正申告により新たに納める税金には、延滞税がかかります。延滞税は、納期限（通常、輸入許可の日）の翌日から納付する日まで、納める税金額に年利2.4%（2023年の場合）を乗じた金額になります。さらにこの率は、納期限の翌日から2か月を経過した日以後は年8.7%（2023年の場合）となります<sup>\*2</sup>

#### 更正の請求

納めた税金が多すぎる場合は、更正の請求という手続により、税金の還付請求をすることができます。この手続は、納税申告を行った者が、誤っていた納税申告と正しい納税申告の両方の内容等を記載した「関税更正請求書」（税関様式 C-1030）を輸入申告した税関官署に提出することにより行います。

更正の請求は、輸入者のほか通関業者による代理請求も認められています。更正の請求ができる期間は、原則として輸入許可の日から5年以内です。

更正の請求が出されると、税関ではその内容を調査し、収めすぎの税金があると認めた場合には、減額更正をして税金を還付することになります。

<sup>\*1</sup>：更正：税関長には、納税義務者が行った納税申告に係る関税額に誤り等があった場合には、それを変更する権限が与えられる。これを更正という。

<sup>\*2</sup>：当分の間、延滞税の税率は「7.3%」と「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%を加えた割合」に1%を加えた税率のいずれか低い割合となっている。また、納期限の翌日から2か月を経過した日以後の税率は「14.6%」と「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%を加えた割合」に7.3%を加えた税率のいずれか低い割合となっている。

## Q37.

### 納税申告を行わなかった場合はどうなりますか。

**A** 誤って申告を忘れた場合、税関の調査を受けた後、本来輸入に際して納めるべきだった関税や消費税について、税関長から税額等の決定を受けます。  
この税金のほかに無申告加算税もかかります。

#### 税関長の決定

税関長は、納税申告が必要とされている貨物について、輸入時まで申告がないときは、調査によりその貨物に係る税額等を決定します。輸入者には関税決定通知書が送られます。この通知を受けたときには、決定に基づく税金を、通知された日の翌日から1ヵ月以内に納めなければなりません。

#### 無申告加算税

決定に基づいて納める税金のほかに無申告加算税がかかります。この金額は、決定に基づいて納める税金の15%相当額（50万円を超える部分についてはその越えている部分に相当する金額の5%相当額）です。

また、税関の調査通知を受けた日の翌日以後、更正決定予知前に期限後特例申告書の提出または修正申告が行われた場合は、新たに納めることになった税金の10%相当額が無申告加算税として課されます。

ただし、申告しなかったことについて正当な理由があると認められた場合は免除されます。

さらに、決定に基づいて納める税金には延滞税【Q36 参照】がかかります。

#### 重加算税

申告納税方式【Q30 参照】が適用される貨物について、輸入貨物の課税価格等の事実を隠ぺいまたは仮装することによって、過少な納税申告が行われたり、納税申告が行われなかったりした場合には、過少申告加算税【参照 Q36】や無申告加算税に代えて、重加算税が課されます。

過少申告加算税に代えて課される場合は、過少申告加算税の基礎となる税額（隠ぺいまたは仮装されていない事実に基づく税額を控除した税額）の35%、無申告加算税に代えて課される場合は、無申告加算税の基礎となる税額の40%の重加算税が課されます。

また、同一の税目について過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）については、10%の重加算税が加算されます。

#### 〈隠ぺいまたは仮装とみなされる例〉

- ① 仕入書（インボイス）など輸入貨物の課税標準を明らかにする書類の破棄または改ざんがなされた場合
- ② 特恵関税率を適用するため、原産地証明書を偽造した場合
- ③ 関税割当品目に該当する貨物を他の輸入貨物に紛れ込ませるなど、輸入の許可を受けずに貨物を輸入しようとする場合 など

## Q38.

税関の処理に対する不服の申立てについて教えてください。

**A** 不服申し立ての手続として、「再調査の請求」と「審査請求」があります。

### 再調査の請求

関税法、その他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服があった場合、これらの処分を行った税関長に対して不服を申し立てることができます。その場合、処分の通知を受けた日の翌日から3カ月以内に再調査の請求書を提出します。再調査の請求書の提出を受けた税関長は、その処分について調査し、結果を決定書謄本で申し立て人に通知します。

### 審査請求

関税法、その他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服があるときには、処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に財務大臣に不服申し立てをすることができます。

また、再調査の請求についての決定に不服がある場合も、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1カ月以内に財務大臣に対し不服を申し立てることができます。これらを「審査請求」といいます。審査請求は、審査請求書を提出することにより行います。

財務大臣は、その処分が正しかったかどうかの調査・審理し、その結果を裁決書謄本で請求人に通知します。

財務大臣の判断になお不服がある場合は、裁判所に訴えを提起することができます。訴えの期限は、原則として裁決書謄本の送達を受けた日から起算して6カ月以内です。

なお、2016年3月31日までに行われた処分に対する不服申し立てには、行政不服審査法改正前の不服申し立て手続である「異議申し立て」または「審査請求」が適用されます。

### MEMO 税関の処理に対して疑問がある場合

輸入通関における課税処理等に疑問がある場合は、まず通関業者に詳細を確認して説明を受けましょう（通関業務を委託した場合）。国際宅配便の場合は、国際宅配便業者が通関業務を行っています。

それでも解決できない場合は、各税関に設置されている税関相談官室【巻末資料4参照】にご相談ください。必要に応じて相談官室から専門の担当部署をご案内することもあります。



## Q39.

関税の免除、減額や払戻しは、どのような場合に受けられるのですか。

A

輸入貨物が一定の条件に適合する場合には、減税、免税、戻し税などを受けることができます。関税の減免戻し税制度には、大きく分けて関税定率法に定められている恒久的な制度と、関税暫定措置法に定められている暫定的な制度があります。

### 減税、免税、戻し税

輸入貨物が一定の条件に適合する場合には、輸入者の関税納付義務の一部または全部が免除されることがあります。納税義務の一部免除（軽減）を「減税」といい、全部の免除を「免税」といいます。また、すでに関税が納付され輸入許可がされた貨物が一定の要件を満たしたときに、その納付した関税の一部または全部を払戻すことがあります。これを「戻し税」といいます。

これらの関税の減免制度は、日本の経済、社会、文教などの政策からの要請や、国際慣行などに基づいて行われています。関税の減免制度が適用される場合は、制度により消費税等についても減免措置を受けられる場合があります。

関税の減免等を受けたい場合は、輸入申告書（または特例申告書）に、必要書類（要件を満たしていることを証明する書類等）を添付して税関に提出します。

### 減免戻し税制度の概要

関税の減免戻し税制度には、次のようなものがあります。なお、例示する物品すべてが対象となるのではなく、政令等で対象範囲が限定されている場合があります。

#### 1. 変質・損傷等物品の減税・戻し税（関税定率法第10条）

輸入許可前に変質または損傷した貨物について、正常な状態の貨物と同額の関税を課すことは適当でないため、これを是正するために価値の低下に相当する額（変質・損傷等に見合う額）に対する関税を軽減または払戻しするものです。

#### 2. 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税（関税定率法第11条）

加工・修繕のため輸出された貨物が、原則1年以内に輸入される場合の関税を減税するものです。加工については日本で加工することが困難であることが条件となります。輸出時の性質・形状により輸入されたとした場合の関税相当分が軽減されます。

### 3. 生活関連物資の減免税（関税定率法第12条）

食料品、衣料品等の生活関連物資の値上りを防ぎ、国民生活の安定を図るため、輸入される生活関連物資の輸入価格が高騰した場合に、その関税を軽減又は免除するものです。

### 4. 製造用原料品の減免税（関税定率法第13条）

特定の製品（配合飼料等）を製造する国内産業の育成、国民生活の安定を図るため、その原料品（とうもろこし等）の関税を軽減又は免除するものです。

### 5. 無条件免税（関税定率法第14条）

国際慣例その他の見地から、関税を課することが適当でない輸入貨物について、無条件に関税を免税するものです。免税に該当するかどうかは輸入の時の貨物の性質、輸入の目的によって確定し、輸入後やむを得ない事情で用途変更があっても問われません。その対象は次の通りです。

- ① 天皇及び皇族用物品
- ② 来遊外国元首等の物品
- ③ 国際機関等が寄贈する勲章、賞牌等
- ④ 国連等から寄贈された教育用物品、宣伝用物品
- ⑤ 国際博覧会用のカタログ、パンフレット、ポスター等
- ⑥ 記録文書その他の書類
- ⑦ 政府等が輸入する専売品
- ⑧ 注文の取集めのための見本（見本用にのみ適するもの、少額見本）
- ⑨ 品質表示ラベル
- ⑩ 入国者の携帯品・別送品（個人的に使用するもの、職業上必要な器具。自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）【Q45 参照】
- ⑪ 引越荷物（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）
- ⑫ 在外公館から送還された公用品
- ⑬ 再輸入貨物
- ⑭ 再輸入する貨物の容器
- ⑮ 遭難した船舶、航空機の解体材
- ⑯ 船舶等の事故によって積み戻された貨物
- ⑰ 身体障害者用器具等
- ⑱ ニュース映画用フィルム（撮影済みのもの）及びニュース用のテープ（録画済みのもの）等
- ⑲ 少額貨物（課税価格の合計額が1万円以下の物品【Q42 参照】）

### 6. 再輸入減税（関税定率法第14条の2）

日本から輸出された後、性質・形状に変更がなく再輸入される貨物のうち、保税作業により積み戻された貨物、及び輸出を条件として関税の減免・払戻し等を受けて輸出された貨物について、その再輸入貨物の関税額が関税の減免等を受けた額を超えることとなる場合には、その差額に相当する関税を軽減するものです。

## 7. 外国で採捕された水産物等の減税又は免税（関税定率法第 14 条の 3）

漁業奨励及び水産資源の確保のため日本の船舶によって外国の領海内で採捕された水産物、もしくはこれを日本の船舶内で加工した製品について、関税を軽減又は免除するものです。

## 8. 特定用途免税（関税定率法第 15 条）

学術振興等の見地から、特定の用途に供される貨物について、条件付きで関税を免税するものです。貨物が輸入の許可後 2 年以内は免税を認められた用途以外の用途に供されないことが条件です。

- ① 学校、博物館、研究所等に陳列する標本・参考品、学術研究用品
- ② 寄贈された学術研究用物品又は教育用物品
- ③ 慈善、救いゆつ用寄贈物品
- ④ 国際親善用寄贈物品
- ⑤ 儀式礼拝用寄贈物品
- ⑥ 日本赤十字社へ寄贈された医療機器
- ⑦ 国際博覧会等で使用される無償のカタログ、パンフレット、記念品、消費物品等
- ⑧ 航空機の発着を安全にする機械等
- ⑨ 引越しの際の自動車等
- ⑩ 条約の規定による免税貨物

## 9. 外交官用貨物等の免税（関税定率法第 16 条）

大使館等の公用品、外交官等の自用品について関税を免税するものです。

## 10. 再輸出免税（関税定率法第 17 条）

国際貿易の振興、文化学術水準向上等の見地から、国内産業に影響を与えないものや国内で消費されないものについて、輸入許可の日から原則 1 年以内に再輸出することを条件として、関税を免税するものです。免税の範囲は次の通りです。

- ① 加工される貨物又は加工材料
- ② 輸入貨物の容器
- ③ 輸出貨物の容器
- ④ 修繕される貨物
- ⑤ 学術研究用品
- ⑥ 試験品
- ⑦ 輸出入貨物の性能試験用の物品
- ⑧ 注文収集のための見本、製作用見本
- ⑨ 国際的な運動競技会、国際会議等の使用物品
- ⑩ 巡回興行用物品、映画撮影用物品
- ⑪ 博覧会、展覧会等の出品物
- ⑫ 一時入国者が輸入する自動車、船舶、航空機等
- ⑬ 条約の規定による再輸出貨物



#### 11. 再輸出減税（関税定率法第 18 条）

長期間にわたって使用することができる貨物を日本で一時的に使用した後、再輸出する場合、関税を軽減するものです。現在政令で指定されている品目はなく、減税額も定められていません。

#### 12. 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等（関税定率法第 19 条）

輸出貨物の原料に課せられている関税の負担を軽減して、日本の輸出競争力を維持するために、特定の輸出貨物の製造に使用された特定の原料品について、関税を減免・払戻しするものです。

減免税については、その製品が原料品の輸入許可の日から原則 2 年以内に輸出されることが条件です。

#### 13. 課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税等（関税定率法第 19 条の 2）

#### 14. 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（関税定率法第 19 条の 3）

#### 15. 違約品等の再輸出または廃棄の場合の戻し税等（関税定率法第 20 条）【Q41 参照】

以上は恒久的制度ですが、暫定的制度としては次のようなものがあります。

##### 1. 航空機部分品等の免税（関税暫定措置法第 4 条）

##### 2. 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（関税暫定措置法第 8 条）

【Q40 参照】

V

減  
免  
税  
・  
戻  
し  
税  
制  
度

# Q40.

## 加工再輸入減税制度について教えてください。

**A** 日本から輸出された特定の原材料が、外国で加工又は組み立てられた後、その原材料の輸出許可の日から原則として一年以内に特定の製品として再輸入される場合、その原材料価格相当分の関税を軽減する制度です。  
革製品や繊維製品を対象としています。

### 減税の要件

加工再輸入減税制度では、減税対象となる輸入製品及び輸出原材料が限定されていますが、加工または組立ての行われる相手国については特に限定されていません。

対象となる輸入製品は、革製品、繊維製品、革製履物の甲、革製自動車用腰掛の部分品が法律（関税暫定措置法第8条1項）で指定されており、対象となる輸出原材料は政令で指定されています。また、海外ストック取引\*への適用も可能です。

なお、製品には、日本から輸出された原材料以外の他の物品（現地で調達したボタン等）が使われていてもかまいませんが、減税額は日本から輸出されたものに基づいて算出されます。

関税が無税のもの、特惠関税が適用される製品については、減税は適用されません。

図表 13 減税対象となる輸入製品（関税暫定措置法8条1項第1号～第3号）

関税暫定措置法第8条第1項	関税率表番号	主な品目
第1号 (革製品)	第42.02項のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	旅行用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、財布等
	第42.03項のうち野球用グローブ及びミット以外のもの	革製又はコンポジションレザー製の衣類及び衣類附属品等
第2号 (繊維製品)	第57類	じゅうたん、その他の床用敷物 編物製衣類、衣類附属品 織物製衣類、衣類附属品 カーテンその他の繊維製品
	第61類	
	第62類	
	第63類	
第3号 (革製履物の甲)	第6406.10号の1のうち履物の甲（革製及び毛皮を使用したもので、本底以外の底に取り付けてあるか否かを問わない）	革製履物の甲

出所：税関 加工再輸入減税制度マニュアル

### 減税対象となる輸出原材料（関税暫定措置法施行令第20条第1項、第3項及び第5項）

#### 1. 革製品（関税暫定措置法第8条第1項第1号）

なめした皮、革、シャモア革、パテントレザー、衣類・衣類附属品、革紐、縫糸、繊維織物、編物、プラスチック製衣類附属品、ボタン、ファスナー 等

#### 2. 繊維製品等（関税暫定措置法第8条第1項第2号）

繊維織物、編物、絹糸、絹織物、毛織物、衣類・衣類附属品、プラスチック製衣類附属品、ボタン、ファスナー 等

安全ピン、転写プリント、包装用袋、紙製小袋、紙製ハンガー 等

V

減税・  
戻し税制度

### 3. 革製履物の甲（関税暫定措置法第8条第1項第3号）

プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、動物の革、シャモア革、絹糸、毛織物、絹織物、フェルト、人造繊維織物、人造繊維編物、ボタン、ファスナー等

#### 加工制限（認められない加工）（令第20条第2項、第4項及び第6項）

例えば、革製品の場合次のような加工は減税の対象外となります。

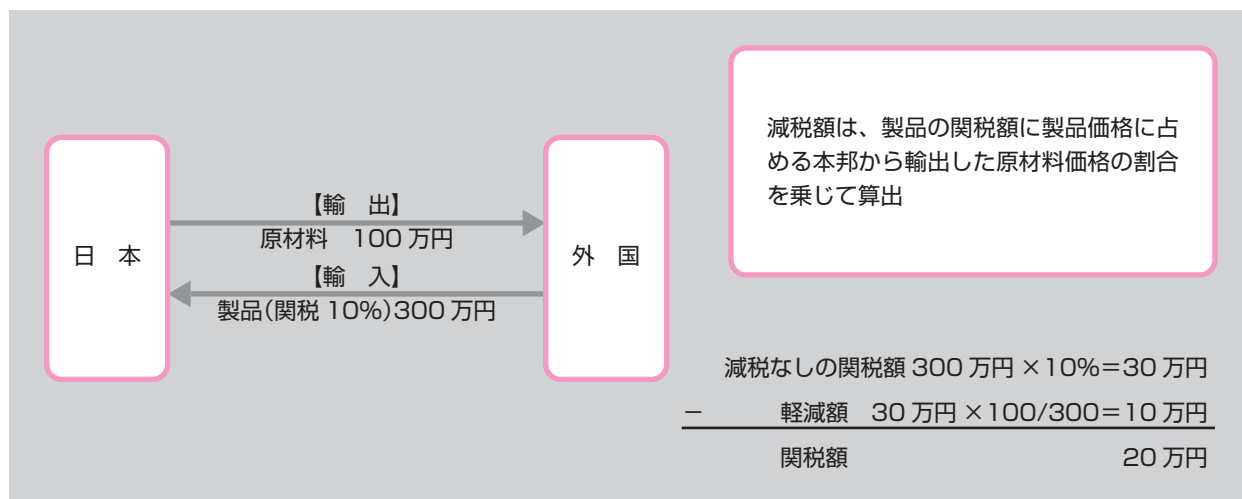
1. 原材料をなめすこと
2. 原材料に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に、原材料の確認が容易にできる程度の加工を除く）
3. 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に、原材料の確認が容易にできる程度の加工を除く）
4. 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること
5. 毛皮（人造毛皮を除く）を原料又は材料として使用すること（革製品の場合）

#### 減税の手続

この制度の適用を受けようとする場合は、あらかじめ原材料を輸出する際に、加工または組立てのために輸出する旨を輸出申告書に付記すると共に、所定の手続を行い、税関の確認を受けておかなければなりません。また、製品を輸入する際には、原材料の輸出許可書（または税関の証明書）、加工または組立てを証する書類、減税明細書などを輸入地の所轄税関へ提出します。再輸入期間は輸出許可の日から1年と決められていますが、やむを得ないと認められた場合は延長することも可能です。

なお、この制度は現在3年ごとに期限延長しており（現制度は2023年3月末まで）、制度の利用状況により中身が見直されます。

図表 14. 加工再輸入減税制度の仕組みと計算例



#### 参考：

税関「加工再輸入減税制度マニュアル」（平成4年4月）

<https://www.customs.go.jp/tsukan/zanpachi/index.htm>

税関「加工再輸入減税制度 Q & A」

<https://www.customs.go.jp/tsukan/zanpachi/genzeiseido.pdf>

\* 海外ストック取引：原材料をあらかじめ加工地へ輸出してストックしておき、適宜委託加工契約を行う形態

# Q41.

## 違約品の戻し税について教えてください。

**A** 輸入した貨物の品質等が契約の内容と相違していたなどの理由により、その貨物を積戻したり（再輸出）、廃棄する場合には、輸入許可の日から原則 6 ヶ月以内に保税地域に搬入されたものであれば、納付済みの関税等を払い戻すことができます。

### 戻し税の要件

関税の払戻しを受けるためには、次の条件のすべてを満たしていることが必要です。

1. 関税を納付した貨物で、次のいずれかに該当するため、輸出または輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められること
    - ① 品質又は数量等が契約の内容と相違する貨物であること（違約品）
    - ② 通信販売により販売された個人的な使用に供する物品で、その品質等が輸入者の予期しなかったものであること（個人用物品）
    - ③ 輸入後において法令の改正により、その販売、使用等が禁止されるに至った貨物であること（販売使用禁止品）
  2. 輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものであること
  3. 輸入許可の日から 6 ヶ月以内（やむを得ない理由があり税関長の承認を受けたときは、1 年以内において税関長の指定する期間以内）に保税地域に搬入されること
  4. 当該貨物を輸出し（違約品及び個人用物品については返送のために限る）、または税関長の承認を受けて廃棄すること（たとえば、違約品を第三者に販売するため輸出するような場合は、該当しない。）
- なお、保税地域等への搬入期間は限られますが、輸出または廃棄の期間は限定されません。

### 戻し税の額

1. 違約品等を輸出する場合  
納付した関税の全額が払戻しの額となります。
2. 違約品等を輸出に代えて廃棄する場合  
その廃棄により残存物が生じない場合、及び残存物が関税率表上の無税品である場合には、納付した関税の全額が払戻しの額となります。（残存物に有税品がある場合は、その分を控除。）

### 払戻しの手続

この制度により関税等の払い戻しを受ける場合、貨物の輸出前に税関で以下の手続を行わなければならず、手続を怠った場合は、関税等の払い戻しを受けることはできません。

1. 違約品等を輸出する場合  
貨物を保税地域に搬入し、「違約品等保税地域搬入届」（税関様式 T 第 1630 号）を提出し、「違約品等保税地域搬入届受領書」の交付を受けます。（課税価格が 20 万円以下の郵便物等の場合は、違約品等を税関に提出すればよい。）  
輸出申告を行う際には、通常の輸出手続に加えて、次の書類を税関に提出します。

V

減  
免  
税  
制  
度  
・  
戻  
し  
税  
制  
度

- ① 「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」（税関様式 T-1640）2 通
- ② 違約品等であることを証する書類、通信販売された個人用物品であることを証する書類（カタログ、納品書等）、または販売使用禁止品であることを証する書類（法令の改正を示す広報の写し等）のうちいずれか
- ③ 違約品等の輸入許可書またはこれに代わる税関の証明書
- ④ 税関から交付された「違約品等保税地域搬入届受領書」

## 2. 違約品等を輸出に代えて廃棄する場合

輸出の際と同様に貨物を保税地域に搬入し、「違約品等保税地域搬入届受領書」の交付を受けます。「減却（廃棄）承認申請書」2 通、上記②～④の書類及び廃棄がやむを得ないものであることを証する書類を税関に提出し、廃棄の承認を受けます。違約品等を廃棄した後で、「違約品の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」1 通に「減却（廃棄）承認書」を添えて、税関に申請します。

## 郵便で返送する場合の払い戻し手続

### 1. 返送する郵便物の価格が 20 万円以下の場合

郵便物を郵便局に差し出す前に、郵便物に以下の必要書類（上記①、②、③国際郵便物課税通知書又は輸入許可書、④輸入インボイス（③により同一性の確認ができない場合に限る）を添えて税関に提示し、事前検査を受けます。

次に、郵便物を郵便局に差し出し、郵便物受領書を受け取り、その受領書に前述の関係書類を添えて、事前検査を受けた税関に提出します。

税関での審査終了後、払い戻しされる関税等の金額が指定された銀行口座等に振り込まれます。

### 2. 返送する郵便物の価格が 20 万円を超える場合

上記 1. と同様に郵便物を郵便局に差し出す前に、税関の事前検査を受けなければなりません。加えて、税関への輸出申告を行う必要があります。返品先である購入先の通信販売会社や出品者等を仕向人として、税関に輸出申告を行います。事前検査を受けた税関で輸出申告を行うことができるため、事前検査を行う際に税関にその旨申し出るとよいでしょう。

税関での審査終了後、郵便局に郵便物を差し出し、「郵便物受領書」を受け取ります。

なお、返送する貨物の輸入の許可の日（郵便により輸入した場合は、郵便物を受け取った日）から原則 6 か月以内に郵便局の窓口で差し出さなければならないため、注意が必要です。

輸出申告を行った税関に「郵便物受領書」を提示し、輸出許可証を受け取った後、上記①～④を提出します。

税関での審査終了後、払い戻しされる関税等の金額が指定された銀行口座等に振り込まれます。

## 国際宅配便で返送する場合の払い戻し手続

宅配便会社に輸出申告の手続と併せて違約品等の払い戻し手続も依頼する必要があります。ただし、国際宅配便会社の場合、運送約款等により「違約品等の戻し税に係る通関手続」の代理申告を行わないことが一般的ですので、ご利用の宅配便会社にご確認ください。



## Q42. 少額物品の免税について教えてください。

**A** 課税価格の合計額が1万円以下の物品の輸入については、その関税及び消費税は免税されます。

### 免税の適用

納税者と税関双方の事務負担の軽減を図るため、課税価格の合計額が1万円以下の物品は、関税、消費税及び地方消費税が免税されます。(酒税・たばこ税等が課せられる場合は、それらの税は免税となりません。)

ただし、日本の産業に対する影響等を考慮して関税を免税しないと定められた物品(関税定率法施行令16条の3)については、免税とならないので注意が必要です。

### 〈課税価格が1万円以下の物品とは〉

- ① 1申告に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの  
1仕入書(インボイス)に係る貨物を分割して申告した場合には、その仕入書に記載されたすべての貨物の課税価格を合計した額となります。
- ② 郵便物については、1つの梱包に包装された輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの  
同一差出人から同一名宛人に、同一時期に分割して郵送されたもの等(例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの)は、分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額となります。

### 〈関税を免税しない物品と定められている主なもの〉

- ◆ 米(個人的使用に供されるものであれば免税適用。ただし、個人用として輸入する場合、過去1年間のお米の輸入数量が100kg以下であることについて、農水省に届出をして確認を受けることが必要)
- ◆ 革製のカバン、ハンドバッグ、手袋等、編物製衣類(Tシャツ、セーター等)、スキー靴、革靴及び本底が革製の履物類等(寄贈物品のうち個人的使用に供されるものであれば免税適用)

### MEMO 個人使用の場合の課税価格

輸入貨物が以下のいずれかの貨物で、輸入者が個人的に使用すると認められる場合は、海外小売価格をそのまま課税価格とするのではなく、卸取引段階での価格まで引き下げた価格を課税価格とします(関税定率法第4条の6第2項)。この場合の金額は「海外小売価格×0.6」で算出されます。

#### 〈対象となる貨物〉

- ① 入国者が携帯品または別送品として輸入する貨物
- ② 輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物(消費者が海外通販により購入する貨物、外国に住む知人に購入依頼して輸入する貨物等)
- ③ 日本に居住する者に寄贈される貨物

# Q43.

簡易税率とはどのようなものですか。  
またその中の少額輸入貨物の簡易税率について教えてください。

**A** 簡易税率とは、関税定率法第3条3で定められている簡易的な輸入税率のことです。簡易税率には「少額輸入貨物の簡易税率」と、免税の範囲を超える携帯品・別送品に適用される「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」【Q46 参照】があります。課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便物には、一般の関税率（以下、一般税率）とは別に定められた少額輸入貨物の簡易税率が適用されます。

## 簡易税率の適用・不適用

一般貨物（国際宅配便を含む）、郵便小包を利用した場合で、課税価格の合計額が20万円以下の少額輸入貨物は、より迅速な課税処理を行うために、数千もの品目分類の中から一般税率を適用するのではなく、品目分類を大別した7区分から成る簡易税率表に基づき課税されます。

なお、この簡易税率は、入国者の携帯品及び別送品、関税率が無税または免税になるもの、わが国の産業への影響を考慮し簡易税率の適用が適当でないと考えられた物品【図表16参照】には適用されません。

図表 15. 少額輸入貨物に対する簡易税率表（関税定率法第3条の3関係）

主な品目例	関税率
1. 酒類 (1) ワイン (2) しょうちゅう等の蒸留酒 (3) ワインクーラー、清酒、りんご酒 等	1 リットルにつき 70 円 1 リットルにつき 20 円 1 リットルにつき 30 円
2. トマトソース、トマトケチャップ、アイスクリーム、氷菓、なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキン）及び毛皮製衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	20%
3. コーヒー（いったものに限る）、茶（紅茶を除く）、ゼラチン及びにかわ、なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキンを除く）	15%
4. 動物（生きているものに限る）、食料品（肉、魚、海草、野菜、果実、ココア、ベーカリー製品、各種の調整食料品ほか）、竹や籐などの組物材料の製品等、絹織物、その他の織物、メリヤス編物及びクロセ編物、衣類及び衣類付属品等	10%
5. 精油、調整香料及び化粧品類、せっけん、洗剤、プラスチック製品、傘、杖、ガラス製品（ガラス製のビーズ等を除く）、卑金属製品、寝具、家具、有機化学品、各種化学工業生産品、石、セメント、各種卑金属製品、毛皮及び人造毛皮、玩具 等	3%
6. 動物性生産品（他の類に該当するものを除く）、ゴム、紙、陶磁製品、鉄鋼製品、すず製品、医療用ジェル等	無税
7. その他のもの	5%

- 課税価格の合計額が1万円以下の場合、原則として関税・消費税は免税されます。【Q42 参照】
- 個人使用目的で輸入する場合は、課税価格が「海外小売価格×0.6」で算出されます。
- この簡易税率には、消費税、地方消費税、その他の内国消費税（酒税、たばこ税等）は含まれません。

ただし、以下のものには一般の貨物と同様の税率が適用されます。

図表 16. 少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物（関税定率法施行令第 1 条の 3）

号	品目	関税率表番号
1	ミルク、クリーム等	04.01 ~ 04.05
2	雑豆	07.13
3	穀物	第 10 類
4	穀粉等	第 11 類
5	落花生及びこんにゃく芋	12.02、1212.99-1
6	豚肉・牛肉の調製品	1602.41 ~ 1602.50
7	ココア調製品	1806.20-1、1806.90-2- (1)
8	穀物・ミルクの調製品	19.01 ~ 19.04
9	一部の海藻製品	2008.99-2- (1) -B-c 及び (2) -B- (d)
10	調整食料品	21.01 ~ 21.06 (2106.90-2-(2)-D-(b)に掲げるものを除く)
11	たばこ	第 24 類
12	精製塩	2501.00-1
13	石油	27.09 ~ 27.11
14	メントール	2906.11
15	原皮（毛皮を除く）・革	第 41 類
16	革製品	第 42 類
17	繭・生糸	50.01、50.02
18	ニット製衣類	第 61 類
19	履物	第 64 類
20	身辺用模造細貨類（卑金属製以外）	7117.90
21	革製の携帯用時計バンド	9113.90-1 及び 2- (1)
22	革製の腰掛けの部分品	9401.90-1

#### 〈課税価格の合計額が 20 万円以下の貨物とは〉

- ① 1 申告に係る輸入貨物の課税価格の合計額が 20 万円以下のもの  
1 仕入書（インボイス）に係る貨物を分割して申告した場合には、その仕入書に記載されたすべての貨物の課税価格を合計した額となります。
- ② 郵便物については、1 つの梱包に包装された輸入貨物の課税価格の合計額が 20 万円以下のもの  
同一差出人から同一名宛人に、同一時期に分割して郵送されたもの等は、分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額となります。
- ③ 課税価格の合計額が 20 万円以下であるか否かの判定は、関税無税品、関税免税品及び適用除外物品に係る課税価格を含んだ、1 申告または 1 包装の課税価格の合計額で判定されます。



## Q44.

### 簡易税率を希望しない場合は、どうすればよいですか。

**A** 輸入者が簡易税率によらないことを希望した場合には、一般税率が適用されます。ただし、この場合、輸入貨物すべてについて一般税率を選択しなければならず、一部を一般税率に、それ以外を簡易税率にというように品目ごとに選択することはできません。

#### 簡易税率の適用を希望しない場合

少額輸入貨物に対する関税率表によることを希望しない場合は、一般税率を適用して輸入申告を行います。ただし、その場合は当該申告に係る貨物すべてについて一般税率を選択することとなります。

なお、簡易税率による通関後に一般税率に変更したり、一般税率による通関後に簡易税率に変更したりすることはできません。

#### 簡易税率の適用を希望しない輸入郵便物の場合

課税価格の合計額が20万円以下の郵便物について、一般税率の適用を希望する場合は、課税通知書が届いても納税せず、税関（税関外郵出張所）にその旨を申し出てください。

「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」（到着通知書）が届いた場合は、返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載して返信することによって申し出ることができます。（郵便物の通関と納税については【Q49 参照】）

また、特定の商品をいつも郵便で輸入する場合は、原則として輸入者の所在地を管轄する税関外郵出張所に「恒常的輸入郵便物一般税率適用申出書」（様式 T-1007）2通を提出することで、指定した期間（1年以内）一般税率の適用を受けることができます。うち1通に受理番号が記載されて申し出者に交付されるので、輸入時にその申出受理番号と税番を税関告知書に記入して提出します。

#### 参考：

税関 国際郵便物の通関手続の概要 税関外郵出張所一覧

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/kokusaiyubin/6101-2\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/kokusaiyubin/6101-2_jr.htm)

税関 関税率法関係 各種様式及び記載要領

[https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_T.htm](https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_T.htm)

# Q45.

## 携帯品・別送品<sup>\*1</sup>の免税について教えてください。

**A** 入国者の携帯品や別送品（入国から6ヶ月以内に輸入されるもの）のうち、個人的に使用すると認められるものに限り、一定範囲内で免税が適用されます。

### 身回品及び職業用具等の免税

旅行に直接必要な衣類・化粧品等の身の回り品、及び職業用具は原則として免税されます。それ以外のものは、個人的使用に供されるものに限り、次の範囲内で（米については年間100kgの範囲内）で免税されます。また、引越し荷物についても必要と認められる範囲内で免税輸入が認められています。

### 免税の範囲

成人一人あたりの免税の範囲は、図表17の通りです。携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。なお、未成年者の場合は、「酒類」と「たばこ」は免税になりません。6歳未満の子どもについては、おもちゃなど明らかに本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。

携帯品が免税範囲内の場合や別送品がない場合も、入国時には「携帯品・別送品申告書」【図表19参照】の提出が必要です。

図表 17. 携帯品・別送品の免税の範囲（成人一人あたり）

品名		数量又は価格	備考
酒類		3本	1本760mlとして換算
たばこ	紙巻たばこのみの場合	200本	2種類以上のたばこを輸入するときには、総重量250gを超えない範囲で免税  【加熱式たばこの免税数量の例】 ・アイコス (IQOS) の場合；200本 ・グロー (glo) の場合；200本 ・プルーム・テック (Ploom TECH) の場合；50個
	加熱式たばこのみの場合	個包装等10個 ※1箱当たりの数量は、紙巻たばこ20本に相当する量	
	葉巻たばこのみの場合	50本	
	その他の場合	250g	
香水		2オンス	1オンスは約28ml オーデコロン、オードトワレは含まれない
米		年間100kg以内	地方農政事務所等で確認を受けた「米穀の輸入に関する届出書」（税関提出用）を税関に提出することで免税となる
その他の品目	1品目毎の海外市価 <sup>*2</sup> の合計額が1万円以下のもの	全量	例えば、1本5000円のネクタイ2本の場合は免税 この場合の1万円は免税枠20万円に含める必要はない
	その他のもの	20万円 (これらの品物の海外市価合計額)	①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内におさまる品物は免税になり、その残りの品物が課税される。 <sup>*3</sup> ②1個で20万円を超える品物は、全額について課税

**\*1**：別送品：旅先で不要になった身回品、土産品、引越し荷物等を、携帯品として持ち帰らずに別便で送ったもので、携帯輸入したものと一括して、免税枠の範囲として扱われる。別送品として通関できるのは、入国の際に別送品申告を行ったもので、原則として本人の帰国後6ヵ月以内に通関できるものに限られる。

**\*2**：海外市価：外国における通常の小売購入価格のこと。円換算は「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われる。

**\*3**：税関は入国者が有利となるよう、免税品目を選択の上、課税する。

# Q46.

## 携帯品・別送品の簡易税率について教えてください。

**A** 入国者の携帯品及び別送品が免税の範囲を超える場合は、特定の物品を除き、原則として、関税と消費税等の率を合わせて定められた簡易税率により課税されます。

### 簡易税率が適用されるもの

免税の範囲を超えた携帯品や別送品には、簡易迅速な課税処理をするために設けられた簡易税率が適用されます。ただし、入国者がそれぞれ全部について簡易税率によらないことを希望した場合は、一般税率が適用されます。

なお、個人的使用に供される携帯品・別送品については、課税価格は海外での小売価格の6割程度の額とされています。

図表 18. 携帯品・別送品に対する簡易税率表（関税と消費税等内国消費税を合わせた税率）

品名	税率（2022年4月現在）
1. 酒類	
(1) ウイスキー、ブランデー	800円/ℓ
(2) ラム、ジン、ウォッカ	500円/ℓ
(3) リキュール	400円/ℓ
(4) 焼酎	300円/ℓ
(5) その他（ワイン、ビールなど）	200円/ℓ
2. その他の物品（関税が無税のものを除く）	15%*
たばこ税及びたばこ特別税	
紙巻たばこ	1本につき15円

\* 関税が無税とされているその他の物品（時計、ゴルフクラブ等）については、簡易税率は適用されず、消費税および地方消費税のみかかる。

### 一般税率が適用されるもの

品物の全部について簡易税率の適用を希望しないときは、一般税率の適用を受けることができます。

また、簡易税率を適用しない貨物として以下のものが定められており、これらには一般の関税と消費税等がかかります。なお、米については納付金の納付が必要となります。

### 簡易税率を適用しない貨物（関税定率法第3条の2第2項、関税定率法施行令第1条の2）

(1) 次に掲げる品目（関税率表番号で規定）

米（10.06）、海草その他の藻類（1212.21-1及び2）、こんにゃく芋（1212.99-1）、パイナップル（2008.20.）、ぶどう搾汁（2204.21、2204.29、2204.30-2）、エチルアルコール及び変性アルコール（22.07）、たばこ及び製造たばこ代用品（第24類）、狩猟用の銃（9303.10～9303.30）

(2) 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物（課税価格が10万円以下のものを除く）

(3) 1個または1組の課税価格が10万円を超えるもの

## Q47.

商業貨物を携帯して輸入する場合は、どのように課税されますか。

**A** 輸入貿易管理令で規制されていないもので、他法令の確認が取れており、課税価格の合計額が30万円程度以下のものであれば、旅具通関扱いとして携帯品・別送品の簡易税率【Q46 参照】による通関ができます。ただし、個人使用の場合に適用される免税枠の適用はありません。

### 通関手続

旅行者の携帯品・別送品（身の回り品、個人的使用に供するもの等）については、旅具通関という簡易な手続による通関が認められています。販売目的で買い付けた商品や商用サンプルのような商業貨物の場合は、原則として一般の輸入貨物と同様の手続が必要ですが、輸入貿易管理令で規制されていないもので、他法令の確認が取れており、課税価格の合計額が30万円程度以下のもの（自動車、船舶、航空機を除く）であれば、旅具通関扱いをすることができます。

#### 〈旅具通関扱いをする場合〉

##### 1. 「携帯品・別送品申告書」(C-5360) による申告

旅行者の身の回り品等と同様に、「携帯品・別送品申告書」（図表 20）1通を税関に提出することで輸入申告を行います。なお、税関ではスムーズな税関手続及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、「税関申告アプリ」等を利用した電子申告を推奨しており、下記税関 HP の QR コードより「携帯品・別送品申告書」を電子的に作成することができます。

#### 参考：

税関 入国（帰国）時における「携帯品・別送品申告書」の提出について  
<https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/shinkokusho.htm>

##### 2. 「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」(C-5340) による申告

託送品とは、持ち込み者の個人的な使用に供する貨物以外の社用品等（職業用具、商業貨物、商品等）を指します。輸入時に輸入許可書の発給を希望する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」で輸入申告を行うと、2通を提出したうち1通が許可書として交付されます。

なお、1、2いずれの場合も、必要に応じて、貨物の価格を証明できる領収書、仕入書等の提示が求められます。

#### 〈一般通関扱いとなる場合〉

課税価格の合計額が30万円を超える場合、または輸入貿易管理令による手続が必要な貨物は、「輸入（納税）申告書」による一般の通関手続【Q20 参照】を行うこととなります。

入国時に税関（旅具部門）で一般貨物の通関扱いとなる旨を伝え、保税業務を行う通関業者を呼んで貨物を保税地域に搬入します。搬入票を受け取った後、保税地域を管轄する税関で輸入申告を行います。通関手続は通関業者に依頼することもできます。



# Q48.

## 国際宅配便を利用した場合の通関手続と関税の納付について教えてください。

**A** 国際宅配便の通関手続は、国際宅配便業者が代行します。  
関税は通常、国際宅配便業者が立替払いをした後、輸入者に請求されます。

### 国際宅配便の通関・納税（申告納税方式）

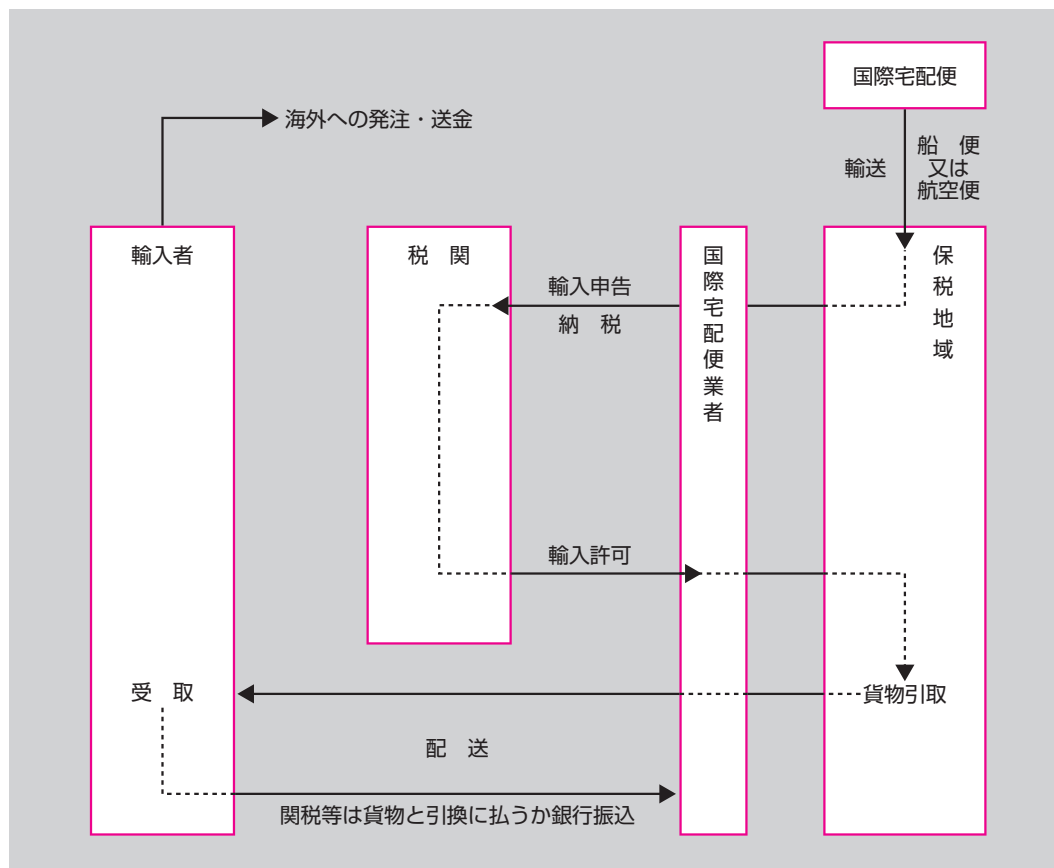
国際宅配便は、輸出者（荷送人）から輸入者（荷受人）までの輸送・通関を一貫して行うドア・ツー・ドアのサービスです。料金の中に航空運賃のほか、現地での集荷料、輸出申告書類の作成代行と貨物取扱作業料、日本での輸入通関手続料、配送料等が含まれているため、基本的に輸入者が通関手続を行う必要はありません。

日本に荷物が到着する前に、航空貨物運送状（Air Waybill）、インボイス（送り状）などの情報を入手し、税関に予備申告【Q25 参照】を行っているため、荷物到着後、保税地域への搬入確認と同時に輸入の許可を受けることができる体制となっています。

なお、食品等の輸入時に他法令に対象となる荷物については、予備申告時に宅配便事業者が輸入者に連絡をし、必要書類を用意したのち、輸入（納税）申告を行います。

関税等の税金がかかった場合は、通常、国際宅配便業者が立替払いをした後、荷物の配送時に税金、及び立替手数料等を業者に支払い清算します。

図表 20. 国際宅配便の通関のフローチャート



出所：税関 HP

## Q49.

### 国際郵便を利用した場合の通関手続と関税の納付について教えてください。

**A** 外国から送られてきた郵便物は、信書（手紙、書簡）を除きすべてのものが税関検査の対象となります。税関検査は税関の外郵出張所等が置かれている日本郵便株式会社郵便局で行われます。課税価格が20万円を超える郵便物については輸入申告が必要です。

#### 課税価格が20万円以下の郵便物の場合（賦課課税方式）

課税価格が20万円以下の場合、到着した郵便物は、日本郵便(株)が税関に提示し、税関による必要な検査を受けた後、以下の流れで配達または受け渡しされます。輸入者による輸入申告は不要です。

##### 1. 税金（関税・消費税等）がかからない場合

課税価格の合計が1万円以下で少額免税が適用されるもので、他法令の規制を受けない郵便物は日本郵便(株)から受取人に直接配達されます。

##### 2. 税金がかかる場合

###### ① 税金の合計額が1万円以下、あるいは1万円を超え30万円以下で配達を希望する場合

税関外郵出張所から日本郵便(株)を経由して、受取人に宛てた国際郵便物課税通知書（税関様式C第5060号）及び納付書（振込金受領書を兼ねる）と郵便物が直接配達されます。税金の納付を日本郵便(株)に委託する旨を申し出て、税金と日本郵便(株)の取扱手数料（課税された郵便物1個につき200円）を納付すれば、その場で郵便物を受け取ることができます。

###### ② その他の場合

国際郵便課税通知書は送付されますが、郵便物及び納付書は配達されません。課税通知書の下欄の配達郵便局等日付印欄に押印されている郵便局へ行き、納付書の交付を受け、銀行窓口または郵便局の窓口で税金を納付すれば、郵便物を受け取ることができます。なおこの場合、別途日本郵便(株)の取扱手数料（課税された郵便物1個につき200円）が必要です。

###### ③ 「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」というはがきが送られて来た場合

価格が不明なもの、他法令の許可・承認が必要なものなどの場合は、郵便物は一時保管され、受取人にはがきが郵送されます。はがきで求められた書類等を用意して手続を行えば、①または②のルートで郵便物を受け取ることができます。なお、他法令の規制を受けるものについては、輸入者自身が所管官庁で許可証等を取得する必要があります。

課税通知書に記載された税額に疑問のある場合、減税または免税を受けたい場合（別送品、再輸入等）、関税について「少額貨物に対する簡易税率」ではなく一般税率の適用を受けたい場合は、納税しないで税関（税関外郵出張所等）にその旨を申し出てください。

## 課税価格が 20 万円を超える郵便物の場合（申告納税方式）

課税価格が 20 万円を超える国際郵便物については、税関への輸入（納税）申告を行い、許可を得ることが必要です。

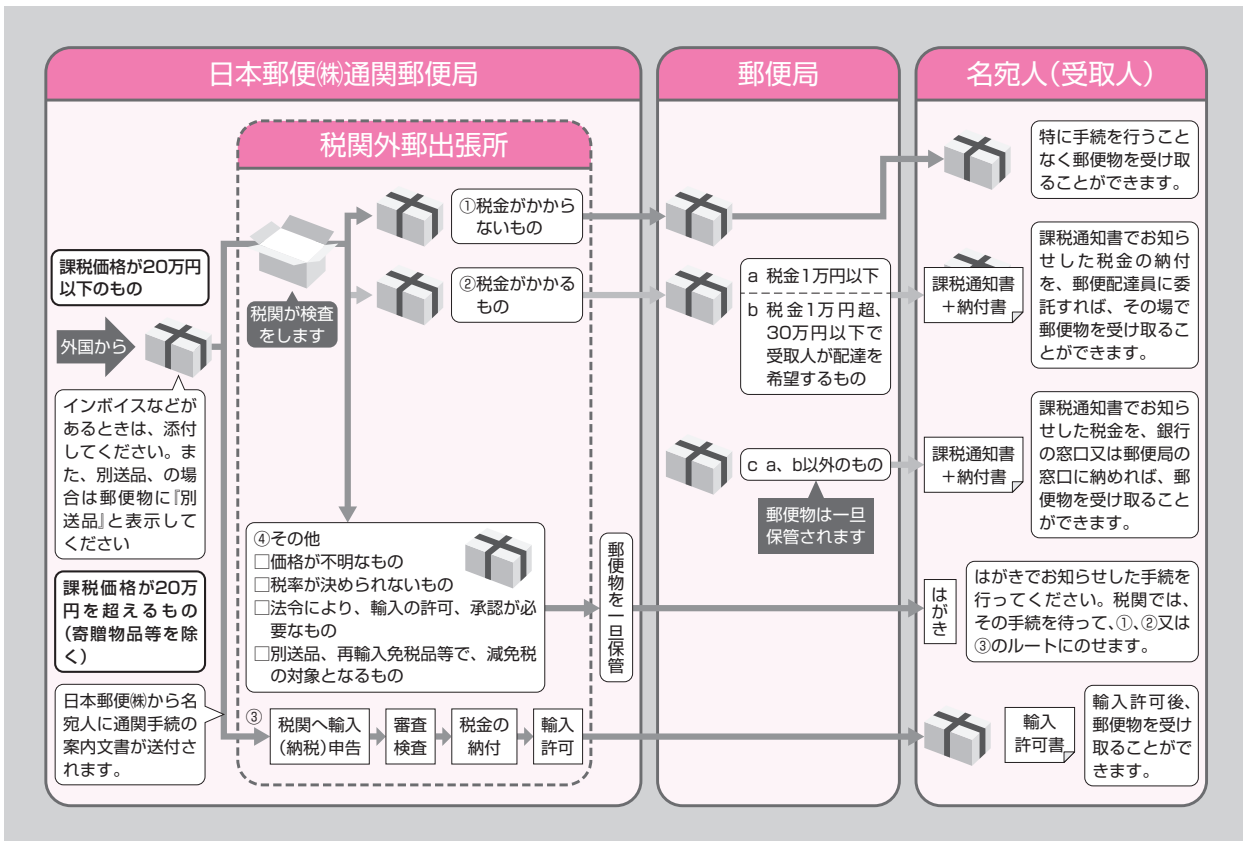
到着した郵便物は、日本郵便(株)が税関に提示し、課税価格が 20 万円を超える可能性があると判断された場合は、通関保留扱いとして保税地域（日本郵便(株)郵便局）に保管されます。

日本郵便(株)から受取人に「輸入（納税）申告を必要とする可能性がある国際郵便物のお知らせ」、「通関委任状（輸入）」、「輸入しようとする郵便物に関する通関業務規約」、「返信用封筒」が送られてきます。輸入申告手続は、輸入者自身で行うか、日本郵便(株)や通関業者に依頼することもできます。日本郵便(株)の通関手数料は、品目数 2 つまで 6,600 円 / 件、6 つまで 9,300 円 / 件、7 つ以上 12,000 円 / 件（消費税は免税）となります。

輸入申告があった郵便物は、税関による審査・検査の後、税金の納付が必要な場合は税金額が受取人に通知されます。税金の納付が確認されると輸入が許可され、受取人に配達または受け渡しされます。

なお、課税価格には、郵便物自体の価格に加えて、運賃（郵便料金）や保険料（保険をかけている場合）などが含まれます。寄贈物品や差出人から一方的に送られてきた等の理由によって価格がわからない場合は、課税価格が 20 万円以下の場合と同様の手続を行うことになります。

図表 21 輸入郵便物の通関手続の流れ



出所：税関リーフレット





## Q50. 食品の関税割当制度について教えてください。

**A** 食品の分野では、需要者に安価な輸入品を提供する一方で、国内生産者を保護するため、関税割当制度の対象となるものがあります。  
また、経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度が設けられています。

### 割当品目

関税割当制度【Q14 参照】は、ある一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、その輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る二重税率の制度です。輸入割当と異なり、二次税率適用での輸入数量に制限はありません。2022年度は、次の食品が割当制度の対象品目になっています。

#### 1. 年度一本で関税割当数量を定める品目

とうもろこし（コーンスターチ用以外）、ナチュラルチーズ、麦芽、無糖ココア調製品、トマトピューレー及びトマトペースト、パイナップル缶詰、その他の乳製品、脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、バター及びバターオイル、でん粉・イヌリン及びでん粉調製品、雑豆、落花生、こんにゃく芋、調製食用脂、繭及び生糸

#### 2. 半期（上期・下期）毎に関税割当数量を定める品目

とうもろこし（コーンスターチ用）

### 関税割当の公表と申請について

関税割当申請書の提出時期及び提出先、添付書類、手続に関し必要な事項、割当の基準に関する事項等は、所管の農林水産省によって公表されます。

申請を行うには、すでに輸入者として自ら輸入申告を行った実績があり、過去1年以内に輸入申告を行い、輸入した回数が2回以上であること、過去1年間に輸入した輸入申告価格の合計額が50万円以上の通関が2回以上あることまたは、輸入申告価格の合計額が100万円以上の通関が1回以上あることなどの要件があります。

手続にあたっては、従来までの紙で送付等を行う方法に加え、2022年度申請分より、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）でのオンライン上のみでの申請が可能となりました。

## EPA による関税割当

このほか、食品には、EPA 締結国との関税割当制度の対象となっているものがあり、品目および数量等は、各 EPA 毎に年度ごとに公表されます。詳細は、下記税関ホームページよりご確認ください。

### 〈食品の関税割当に関する問合せ先〉

農林水産省 輸出・国際局国際経済課 関税分室 ダイヤルイン：03-3502-5928

### 参考：

農林水産省「関税割当に関する情報」

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/>

農水省共通申請サービスでの関税申請手続の検索マニュアル

[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_kanwari/02/r4/attach/pdf/r040311-24.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/02/r4/attach/pdf/r040311-24.pdf)

税関「各協定における我が国の関税割当制度」

[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/wariate.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate.htm)

# Q51.

## 酒類とたばこの関税について教えてください。

**A** 輸入時には、関税及び消費税に加えて、酒類には酒税が、たばこにはたばこ税が課せられます。

### 酒類の関税

アルコール分1度以上の飲料はすべて、酒類として酒税法の適用を受け、酒税（その酒類とアルコール含有量に応じて課税される従量税）が課せられます。<sup>\*1</sup> 輸入時には、酒税を関税・消費税と共に申告し、税関に納付しなければなりません。

ワインは、従価・従量選択税【Q2 参照】がとられ、従価税と従量税の両方が定められています。関税率表で指定された低い方が高い方のいずれかの税率が課せられます。

なお、EUからのワインの輸入に関しては、2019年2月1日発効の日EU・EPAにより、ワインの関税が即時無税となりました。しかし、簡易税率を適用せずにワインを携帯輸入する際は、関税の他にも酒税（80円/ℓ）及び消費税が適用されます。そのため、関税が無税となっても、酒税と消費税が適用されます。

ウイスキーは、無税です。携帯品として持ち込むウイスキーで免税の範囲を超えたものには、酒税と消費税の率を総合した税率が簡易税率として適用されています。【Q46 参照】

なお、酒類を輸入・販売するためには、酒類販売業免許が必要となります。

### 主な酒類に係る税率

分類	該当する酒類	関税		酒税	
		一般税率	簡易税率 (*2)	アルコール分	税率
発泡性酒類	ビール	無税	—	—	200,000円/kℓ
	発泡酒（麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上）	*4	*4	—	200,000円/kℓ
	発泡酒（麦芽比率25%以上～50%未満）	*4	*4	10度未満	167,125円/kℓ
	発泡酒（麦芽比率25%未満）	*4	*4	10度未満	134,250円/kℓ
	その他の発泡性酒類	*4	*4	10度未満	80,000円/kℓ（ホップ等を使用した酒類を除く。）(*5)
醸造酒類	ワイン（果実酒）	15%又は125円/ℓのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/ℓを下回る場合は67円/ℓ。(*3)	70円/ℓ	—	90,000円/kℓ
蒸留酒類	ウイスキー、ブランデー、スピリッツ	*4	*4	37度未満	370,000円/kℓ(*6)
混成酒類	リキュール、甘味果実酒	*4	*4	13度未満	120,000円/kℓ(*7)

出所：税関 HP

- \*1：酒税法では、輸入した種類を保税地域から引き取る者が、酒税の納税義務者となる。税率は、酒類の分類、品目、アルコール分により分けられた区分に応じて定められている。
- \*2：簡易税率とは、課税価格の合計額が20万円以下の一般輸入貨物及び国際郵便物に対して適用される税率
- \*3：スパークリングワイン及び強化ぶどう酒（シェリー、ポートなど）を除き、2ℓ以下の容器入りにしたものに限る。
- \*4：輸入しようとする貨物の種類などにより税率が異なるため、最寄りの税関相談官に問い合わせのこと。
- \*5：詳しくは、最寄りの税務署を担当する酒類指導官に問い合わせのこと。
- \*6：アルコール分が37度を超過する1度ごとに10,000円/kℓが加算される。また、発泡性のない酒類で、アルコール分が13度未満のものについては、アルコール分が9度未満で80,000円/kℓ、9度以上13度未満で80,000円/kℓに8度を超過する1度ごとに10,000円/kℓが加算される。
- \*7：アルコール分が12度を超過する1度ごとに10,000円/kℓが加算される。また、発泡性のない酒類で、アルコール分が12度未満のもの（リキュールに限る。）については、アルコール分が9度未満で80,000円/kℓ、9度以上12度未満で80,000円/kℓに8度を超過する1度ごとに10,000円/kℓが加算される。

## たばこの関税

たばこを輸入する時には、たばこ税法に基づき、たばこ税を関税・消費税と共に申告し、税関に納付しなければなりません。

紙巻たばこの関税は無税（暫定税率適用）です。紙巻たばこ以外のたばこは、個人使用を目的として携帯または別送して輸入する場合も簡易税率適用の対象とはならず、一定の免税数量を超えるものについては、次の税率が適用されます。

### たばこの税率

たばこの種類	関税	たばこ税及び たばこ特別税	消費税及び 地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000本につき 15,000円 <sup>*1</sup>	— <sup>*2</sup>
パイプたばこ	協定 29.8% 又は基本 35%	1kgにつき 15,244円 <sup>*3</sup>	10%
葉巻たばこ	協定 16% 又は基本 20%		
加熱式たばこ	協定 3.4% 又は基本 4%		

出所：税関 HP

なお、たばこを販売目的で輸入する場合は、たばこ事業法の規制を受け、特定販売業の登録を受けなければなりません。

\*1：入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税等の税率の特例によるもの

\*2：特例税率が適用される紙巻たばこについては、消費税は課されない

\*3：パイプたばこ、葉巻たばこ、加熱式たばこの、紙巻たばこへの換算方法はたばこ税法第10条参照。

# Q52.

## 皮革と革靴の関税割当制度について教えてください。

**A** 皮革と革靴は、低価格を求める消費者と国内生産者の保護を調和させるため、関税割当制度の対象となっています。

### 割当品目と割当枠

関税割当 (TQ : Tariff Quota) 制度【Q14 参照】は、ある一定枠内に限り無税または低い関税率（一次税率）を適用して、その枠を超える輸入分については、高い関税率（二次税率）を適用する二重税率の制度です。2022 年度は次の通り実施されます。

#### 1. 割当品目の割当枠の数量と税率

品目	割当枠	一次税率	二次税率
牛馬革（染着色等したもの）	1,466 千 m <sup>2</sup>	16% * 1 13.3%	30%
牛馬革（その他のもの）	214 千 m <sup>2</sup>	12%	30%
羊・やぎ革（染着色等したもの）	1,070 千 m <sup>2</sup>	16%	30%
革靴 * 2	12,019 千足	24% 21.6% 17.3%	30% or ¥4,300/ 足の高い方 30% or ¥2,400/ 足の高い方

#### 2. 割当枠の種類及び数量：割当申請については年度枠、保留枠、再割当枠の 3 種を設定

年度枠	皮革	割当枠の総量の 98% の数量
	革靴	割当枠の総量の 99% の数量
保留枠	割当枠の総量から年度枠の数量を控除した数量 (割当は、保留枠を 2 等分し、2 回に分けて行う)	
再割当枠	各再割当枠ごとに、次の式により算出された数量 再割当枠の数量 = (A + B + C + D) - E $\left\{ \begin{array}{l} A = \text{年枠の割当後の数量} \\ B = \text{保留枠の割当後の数量} \\ C = \text{返納された割当数量の累計} \\ D = \text{その他、関税割当証明書の無効等により再割当枠に繰り入れられた数量} \\ E = \text{再割当枠の既割当数量の累計} \end{array} \right.$	

\* 1 : 革靴とは、革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く）

\* 2 : 一次税率が複数あるものは、品目の細分により異なった税率が適用される

## 申請者の要件と申請手続

皮革・皮革製品に関連する事業（製造・販売・輸入）を行っている法人または個人事業者で（登記簿謄本で確認）、かつ割当品目を自己の営業のために「自ら輸入」\*しようとする者でなければなりません。輸入実績の有無により、それぞれ以下の要件を満たしている必要があります。

### 1. 実績者

過去 2 年間（年度）に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書を受け、輸入通関した実績を持つ者で、同期間中に発給を受けたすべての証明書（再割り当てによる証明書を含む）を返納した者。

### 2. 新規者

上記 1. 以外の者で、申請日前 1 年間に 2 通関以上「自ら輸入」した貨物の輸入申告価格（CIF 建て）の合計金額が 50 万円以上、又は一通関 100 万円以上となる実績を有する者。

なお、発給を受けた関税割当証明書は、自己の営業以外のために使用したり他人に使用させたりすることのないよう、適正に使用しなければなりません。

申請書類については、下記 経済産業省 関税割当（皮革・革靴）のページをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_2\\_2022.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2022.html)

2022 年 4 月現在、関税割当の申請・届出・返納等の手続全般については、窓口の受付を行っておらず、郵送手続（レターパックプラス（赤・520 円のもの）もしくは書留郵便）の受付となっています。証明書原本や返納確認書等の返送のため、返信用のレターパックプラス（赤・520 円のもの）の同封も必要です。

## 皮革・革靴の EPA 税率適用について

EPA を締結している国から輸入する際、革靴や皮革が EPA 対象品目となっていれば、関税割当を取得するより関税が低くなるケースが多くなっています。ただし、EPA 税率が適用される条件が整っている場合に限りです。【Q9 参照】

### 〈皮革・革靴の関税割当に関する問合せ先〉

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 TEL：03-3501-1511（代）

### 参考：

経済産業省 関税割当（皮革・革靴）に関する FAQ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_qa.html)

\*：自ら輸入：輸入契約の締結、貨物の荷受、税関申告、代金決済等の行為を自己の名において行うこと



## 資料 1 関税率表の解釈に関する通則

### 通則 1 (原則)

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

### 通則 2

- (a) 各項の物品には未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また完成した物品で、提示の際に組み立ててないもの、分解してあるものを含む。
- (b) 各項の材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し、又は結合したものを含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

### 通則 3 (二以上の材料又は物品からなる物品の所属の決定方法)

- (a) 最も特殊な限定をして記載している項が、これよりも一般的な記録をしている項に優先する。
- (b) 混合物、異なる材料からなる物品で、(a)で所属を決定できないときは、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素からなるものとして、その所属を決定する。
- (c) (a)、(b)で所属を決定できない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列で最後となる項に分類する。

### 通則 4

通則 1、2、3 で所属を決定できない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に分類する。

### 通則 5 (ケース、容器)

- (a) ケースその他これらに類する容器については、長期間の使用に適し、通常当該物品と共に販売されるものは、当該物品に含まれる。(物品に重要な特性を与えている容器については適用しない。)
- (b) 物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。  
(反復使用に適することが明らかな包装材料、梱包容器については適用しない。)

### 通則 6

この表の適用に当たっては、項のうちいずれかの号に物品が所属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

(原文の一部を編集しています。)

## 資料2 特惠受益国および地域一覧表

(2022年4月現在)

番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名
1	アゼルバイジャン	45	コンゴ民主共和国	89	パラグアイ
2	アフガニスタン	46	サモア	90	バングラデシュ
3	アルジェリア	47	サントメ・プリンシペ	91	東ティモール
4	アルゼンチン	48	ザンビア	92	フィジー
5	アルバニア	49	シエラレオネ	93	フィリピン
6	アルメニア	50	ジブチ	94	ブータン
7	アンゴラ	51	ジャマイカ	95	ブルキナファソ
8	イエメン	52	ジョージア	96	ブルンジ
9	イラク	53	シリア	97	米領サモア地域
10	イラン	54	ジンバブエ	98	ベトナム
11	インド	55	スーダン	99	ベナン
12	インドネシア	56	スリナム	100	ベネズエラ
13	ウガンダ	57	スリランカ	101	ベラルーシ
14	ウクライナ	58	赤道ギニア	102	ベリーズ
15	ウズベキスタン	59	セネガル	103	ベルー
16	エクアドル	60	セルビア	104	ボスニア・ヘルツェゴビナ
17	エジプト	61	セントビンセント	105	ボツワナ
18	エスワティニ	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	106	ボリビア
19	エチオピア	63	セントルシア	107	ホンジュラス
20	エリトリア	64	ソマリア	108	マーシャル
21	エルサルバドル	65	ソロモン	109	マダガスカル
22	ガーナ	66	タジキスタン	110	マラウイ
23	カーボベルデ	67	タンザニア	111	マリ
24	ガイアナ	68	チャド	112	ミクロネシア
25	カザフスタン	69	中央アフリカ	113	南アフリカ共和国
26	ガボン	70	チュニジア	114	ミャンマー
27	カメルーン	71	ツバル	115	モーリシャス
28	ガンビア	72	トーゴ	116	モーリタニア
29	カンボジア	73	トケラウ諸島地域	117	モザンビーク
30	北マケドニア	74	ドミニカ	118	モルディブ
31	ギニア	75	ドミニカ共和国	119	モルドバ
32	ギニアビサウ	76	トルクメニスタン	120	モロッコ
33	キューバ	77	トルコ	121	モンゴル
34	キリバス	78	トンガ	122	モンテネグロ
35	キルギス	79	ナイジェリア	123	モントセラト地域
36	グアテマラ	80	ナミビア	124	ヨルダン
37	グレナダ	81	ニウエ	125	ヨルダン川西岸及びガザ地域
38	ケニア	82	ニカラグア	126	ラオス
39	コートジボワール	83	ニジェール	127	リビア
40	コスタリカ	84	ネパール	128	リベリア
41	コンボ	85	ハイチ	129	ルワンダ
42	コモロ	86	パキスタン	130	レソト
43	コロンビア	87	パヌアツ	131	レバノン
44	コンゴ共和国	88	パプアニューギニア		

特惠受益国及び地域 131(126 カ国、5 地域)(注)アンダーラインは、「特別特惠受益国(LDC)」であることを示す(45 カ国)。



### 資料3 関税率表—「類」の構成

分類	品名
<b>第1部</b>	<b>動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品</b>
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくす肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
<b>第2部</b>	<b>植物性生産品</b>
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
<b>第3部</b>	<b>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
<b>第4部</b>	<b>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</b>
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくす並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
<b>第5部</b>	<b>鉱物性生産品</b>
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰

分類	品名
第27類	鋇物性燃料及び鋇物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋇物性ろう
<b>第6部</b>	<b>化学工業（類似の工業を含む。）の生産品</b>
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
<b>第7部</b>	<b>プラスチック及びゴム並びにこれらの製品</b>
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
<b>第8部</b>	<b>皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</b>
第41類	原皮（毛皮を除く。）及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
<b>第9部</b>	<b>木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</b>
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
<b>第10部</b>	<b>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品</b>
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
<b>第11部</b>	<b>紡織用繊維及びその製品</b>
第50類	絹及び絹織物

分類	品名
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウォディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
<b>第12部</b>	<b>履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品</b>
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
<b>第13部</b>	<b>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</b>
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
<b>第14部</b>	<b>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</b>
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
<b>第15部</b>	<b>卑金属及びその製品</b>
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)

分類	品名
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すす及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
<b>第16部</b>	<b>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
<b>第17部</b>	<b>車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</b>
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
<b>第18部</b>	<b>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品</b>
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
<b>第19部</b>	<b>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</b>
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
<b>第20部</b>	<b>雑品</b>
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
<b>第21部</b>	<b>美術品、収集品及びこつとう</b>
第97類	美術品、収集品及びこつとう

## 資料 4 税関相談官連絡先と管轄区域一覧

税関名	官署名	管轄区域	電話番号	住所
函館税関	業務部税関相談官	北海道 青森県 岩手県 秋田県	0138-40-4261	〒040-8561 北海道函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎内
	札幌税関支署		011-231-1443	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎内
東京税関	業務部税関相談官室	山形県 群馬県 埼玉県 千葉県の うち市川市（財務 大臣が定める地域 に限る。）、成田市、 香取郡多古町及び 山武郡芝山町 東京都 新潟県 山梨県	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内
	羽田税関支署 (旅客、手荷物)		050-5533-6962	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 CIQ 棟内
	羽田税関支署 (航空貨物)		050-5533-6988	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-3 貨物合同庁舎内
	成田税関支署 (旅客、手荷物)		0476-34-2128～9	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田第 2 旅客ターミナルビル内
	成田航空貨物出張所		0476-32-6020	〒282-8603 千葉県成田市駒井野字天並野 2159
	東京外郵出張所*		03-5665-3755	〒136-0075 東京都江東区新砂 3-5-14 日本郵便株式会社東京国際郵便局 3F
	大井出張所		03-3790-6803	〒143-0001 東京都大田区東海 4-1-10
横浜税関	業務部税関相談官室	宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県（東京税関 の管轄に属する地 域を除く。） 神奈川県	045-212-6000	〒231-8401 神奈川県横浜市中区新港 1-6-2 横浜第 1 港湾合同庁舎内
	本牧埠頭出張所		045-625-5037	〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭 2
	川崎外郵出張所		044-270-5780	〒219-8799 神奈川県川崎市川崎区東扇島 88 日本郵便株式会社川崎東郵便局 5F
名古屋税関	業務部税関相談官室	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	052-654-4100	〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12
	中部空港税関支署		0569-38-7600	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部空港合同庁舎内
	中部外郵出張所		0569-38-1524	〒479-0199 愛知県常滑市セントレア 3-13-2 日本郵便株式会社中部国際郵便局内

\*：日本郵便(株)における国際輸入郵便物の取扱い変更に伴い、EMS の通関業務は東京外郵出張所の取扱い、航空小包郵便物（輸入）は川崎外郵出張所の取扱いとなる。

税関名	官署名	管轄区域	電話番号	住所
大阪税関	業務部税関相談官室	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県	06-6576-3001	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎内
	関西空港税関支署		072-455-1600	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南 1 関西空港地方合同庁舎内
	南港出張所		06-6614-5345	〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東 7-1-41
	大阪外郵出張所		072-455-1850	〒549-8799 大阪府泉南市泉州空港南 1 日本郵便株式会社大阪国際郵便局内 3F
神戸税関	業務部税関相談官室	兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	078-333-3100	〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町 12-1
門司税関	業務部税関相談官	山口県 福岡県(長崎税関の管轄に属する地域を除く。) 佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡 長崎県のうち対馬市及び壱岐市 大分県 宮崎県	050-3530-8372	〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内
	博多税関支署		092-263-8235	〒812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎内
	福岡空港税関支署		092-477-0101	〒812-0005 福岡県福岡市博多区大字上臼井 606 福岡空港合同庁舎内
	福岡外郵出張所		092-663-6260	〒811-8799 福岡市東区蒲田 4-13-70 日本郵便株式会社新福岡郵便局内
長崎税関	業務部税関相談官	福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潁郡及び八女郡、佐賀県(門司税関の管轄に属する地域を除く。) 長崎県(門司税関の管轄に属する地域を除く。) 熊本県 鹿児島県	095-828-8619	〒850-0862 長崎県長崎市出島町 1-36
沖縄地区税関	税関相談官	沖縄県	098-863-0099	〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

出所：財務省税関ホームページ

## 資料5 主な商品の関税率の目安（2022年4月1日現在）

区分	品目	関税率
衣料品	毛皮のコート（43類）	20%
	繊維製のコート、ジャケット、ズボン、スカート（61、62類）	8.4～12.8%
	シャツ、肌着（61、62類）	7.4～10.9%
	水着（61、62類）	8.4～10.9%
	ネクタイ（織物）（62類）	8.4～13.4%
	マフラー類（61、62類）	4.4～9.1%
ハンドバッグ	革製、コンポジションレザー製、紡織用繊維製、プラスチックシート製（42類）	8～16%
アクセサリ	金製、銀製、プラチナ製、貴石製品（71類）	5.2～5.4%
時計	腕時計、その他の時計（91類）	無税
機械類及び電気機器	パソコン（84類）	無税
	デジタルカメラ、ビデオカメラ（85類）	無税
楽器	ピアノ、弦楽器、吹奏楽器（92類）	無税
記録物	ブルーレイディスク、CD（85類）	無税
	書籍、雑誌（49類）	無税
印刷物	楽譜、ポスター、複製画、カタログ類（49類）	無税
美術品	肉筆の書画、版画、彫刻（97類）	無税
化粧品	香水、オーデコロン、口紅、マニキュア用品、化粧水（33類）	無税
	浴用化粧石けん（34類）	無税
玩具	玩具（人形を含む）（95類）	無税
スポーツ用品 レジャー用品	乗用自動車、オートバイ（87類）	無税
	モーターボート、ヨット、カヌー（89類）	無税
	スキー用具、ゴルフクラブ（95類）	無税
	釣り用具（95類）	3.2%
履物	甲が革製又は甲の一部に革を使用したもの（64類）	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率
家具類	腰掛け、家具（事務所・台所・寝室用）（94類）	無税
床用敷物	じゅうたん（綿製、羊毛製、人造繊維製）（57類）	6.3～8.4%
台所及び家庭用品	プラスチック製（39類）	無税～3.9%
	陶磁製（69類）	
	ガラス製（70類）	
	ステンレス製（73類）	
寝具類	毛布、ベッドリネン（63類）	3.2～10.9%
	マットレス、ふとん（94類）	
飲料	茶葉（ウーロン茶、紅茶）（9類）	3～17%
	コーヒー豆（9類）	無税～12%
	ミネラルウォーター（22類）	3%
	清涼飲料水（22類）	9.6～13.4%
洋酒類	ビール、ウイスキー、ブランデー、リキュール（22類）	無税
	ワイン（22類）	45～182円/ℓ
菓子類	チョコレート菓子（18類）	10%
	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含む）（17類）	24～25%
	クッキー、ビスケット（19類）	13～20.4%
	アイスクリーム（21類）	21～29.8%
肉、魚介類 調製品	ソーセージ（16類）	10%
	魚類缶詰（16類）	9.6%
	かに缶詰（16類）	5%
チーズ	チーズ（4類）	22.4～40%
たばこ	たばこ（24類）	無税～29.8%
ペットフード	ペットフード（23類）	無税～36円/kg

（注）この表は、個人輸入者の関心が高いと思われる代表的な品目について、その関税率を示したものです。関税率及び各品目の関税率表上の所属区分は、原産国、品目の材質、加工の有無及び用途などによって大きく変わることがありますから、この表の関税率がそのまま適用されるとは限りません。一応の目安としてお考え下さい。

出所：財務省税関ホームページ





## 参考とさせていただいた主な資料

- 「関税関係基本通達集」 日本関税協会
- 「通関士試験の指針 2022 年度版」 日本関税協会
- 「関税レポート」 財務省関税局
- 「実行関税率表」 税関ホームページ
- 「原産地規則ポータル」 税関ホームページ
- 「カスタムアンサー（税関手続 FAQ）」 税関ホームページ
- 財務省等発表資料

## 貿易・起業に関するお問合せ先

### ミプロ貿易・起業相談専用

Tel. 03-3989-5151 Fax. 03-3590-7585

相談時間：平日 午前10時30分～午後4時30分

本資料は、(一財) 貿易・産業協力振興財団 2022 年度振興事業費助成を受けて作成したものです。

※本資料の記載内容は、2022 年 11 月現在で作成しております。法律の改正などにより内容に変更が生じる場合があります。詳細は各問い合わせ先にご確認ください。

*mipro*

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会